

平成 2 4 年舟形町議会
第 3 回定例会々議録

舟形町議会

平成24年舟形町議会第3回定例会々議録

招集年月日 平成24年9月6日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 9月6日 午前10時 議長宣言

応招議員

1番	佐藤 勇	6番	大場 清之
2番	奥山 謙三	7番	野尻 益夫
3番	斎藤 好彦	8番	叶内 富夫
4番	佐藤 広幸	9番	八 歙 太
5番	加藤 憲彦	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ

出席議員 応招議員と同じ

欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
副 町 長	豊岡 信尋	地域整備課長	矢野 正
会計管理者	松田 清司	総務課財政管財班長	叶内 範夫
総務課長	高橋 剛	教 育 長	伊藤 孟
健康福祉課長	高橋 明彦	教育委員会次長	伊藤 幸一
産業振興課 兼農業委員会事務局次長	沼沢 弘明	産業振興課 商工観光班長	大山 邦博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 有路 正文 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第34号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第4号）
2	議案第35号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）
3	議案第36号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）
4	議案第37号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
5	議案第38号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
6	議案第39号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
7	議案第40号 舟形町教育委員会委員の任命
8	議案第41号 舟形町教育委員会委員の任命
9	議案第42号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第5号）
10	報告第5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
11	認定第1号 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定
12	認定第2号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定
13	認定第3号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定
14	認定第4号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定

- 15 認定第5号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
16 認定第6号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
17 認定第7号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

議員提出の議案の題目

- | No. | 件 | 名 |
|-----|-------|--|
| 1 | 発議第4号 | 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について |
| 2 | 発議第5号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について |

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

5 番 加 藤 憲 彦 9 番 八 鍬 太

平成24年9月6日
平成24年第3回定例会第1日目
午前10時11分開議 欠席無し

議長： おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しておりますので、只今から平成24年第3回定例会を開会致します。尚、9月定例会は全員協議会の申し合わせによりまして、上着を脱いでも良いことになっておりますので、ご自由に脱着の方宜しくお願ひしたいと思います。本日、10時50分頃、社会科授業の一環として、舟形中学校3年生49名が傍聴します。傍聴の出入りの際、暫時休憩を致しますので、宜しくご協力をお願い申し上げます。直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名します。5番加藤憲彦君、9番八鍬太君の両名を指名します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定についてお諮りします。

8番： 会期の日程は、本日6日から13日までの8日間をお願い致します。

議長： 只今8番議員より、本日9月6日より13日までの8日間との発言がございました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって会期は8日間とする事に決定致しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略します。

日程第4

議長： 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

議長： 日程第5 本期受理の請願を議題と致します。

請願第3号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書の提出を求める請願。請願第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願。請願第3号については、紹介議員朗読説明をお願いします。

2番： 請願受理番号 3。受付年月日 平成24年8月20日。件名 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書の提出を求める請願。請願者 新庄市大字本合海1127-9 山形県教職員組合最上地区支部支部長 松田ひろみ。紹介議員 奥山謙三。

件名 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書の提出を求める請願。趣旨 35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され、小学校1学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校2学年については加配措置に止まっております。日本はOECD諸国に比べて1学級あたりの児童生徒数や教員1人あたりの児童数が多くなっています。1人1人の子供に丁寧な対応を行う為には、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を上げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることが明らかであります。社会状況等の変化により学校は1人1人の子供に対する肌理細かな対応が必要となっております。又、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子供達の増加や、障害のある児童生徒の対応等が課題となっております。不登校、いじめ等、生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。子供達が全国各地に住んでいても、機械均等に一定水準の教育を受けられる事が憲法上の要請です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28ヶ国)の中で日本は最下位となっております。三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫すると共に、非正規雇用者の増大などが見られるように、教育条件格差も生じています。将来を担い、社会の基盤作りに繋がる子供達への教育は極めて重要です。未来への先行投資として子供や教育の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大に繋げる必要があります。

ます。こうした観点から、政府予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出して頂きますよう請願致します。

記1 少人数学級を推進すること。当面2学年を35人以下学級とし、早期に全学年に拡大すること。2 教育の機械均等と、水準の維持向上を図る為、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、採択して頂きますようお願い致します。

議長： 続きまして請願第4号について、紹介議員朗読説明をお願いします。

1番： 受理番号 4。受付年月日 平成24年8月29日。件名 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願。趣旨 別紙の通り。請願者 新庄市大手町2-60 連合山形新庄最上地域協議会議長 渡辺裕一。紹介議員 佐藤勇。

件名 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願。趣旨 急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては子育て、医療、介護など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立する為にも、安定した財源の確保が重要です。又、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は益々重要となっています。特に地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結び付け、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度予算と同規模の地方財政計画、地方交付税が求められます。

貴議会におかれましては、2013年度の地方財政予算全体の安定確保に向けてご審議頂き、国の関係機関に意見書を提出されるよう、地方自治法第124条の規定により請願します。

記1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。2 医療、介護、子育て支援分野の人材確保、少子高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策などの今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。3 地方財源の充実・強化を図る為、地方交付税の総額確保と、小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めることを請願致します。

議長： それでは審査の方法についてお諮りします。

8番： 請願第3号については、文教民生常任委員会に付託し、又、請願第4号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査されることを提案致します。

議長： 只今8番議員より請願第3号については文教民生常任委員会に付託し、又、請願第4号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査して頂くという発言がございました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって請願第3号については文教民生常任委員会に付託し、また、請願第4号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定しました。

日程第6

議長： 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長： 皆さん、おはようございます。一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成24年第3回の9月定例町議会を召集しましたところ、公私共にご多忙のところ、全議員のご出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

まず、4月20日に文化庁の文化審議会が国宝に指定されるように答申をされました、西ノ前土偶「縄文の女神」が、今日官報にて文部科学省告示行為で正式に国宝に指定されましたことをまず以ってご報告申し上げます。

昨年に引き続きまして、今年の冬も豪雪に見舞われました。融雪の遅れにより、春の農産物の生育が懸念されましたが、7月以降の連日の晴天により順調に推移したようであります。町の特産品であります

「ニラ」につきましては、例年よりやや遅れの初出荷となり、販売価格においては、6月中下旬に他産地と出荷時期が集中し、供給が過剰となり価格の低迷の要因となりましたが、その後、価格も回復し比較的安定傾向にあるようであります。「ネギ」につきましては、融雪の遅れにより1週間程の定植の遅れとなりましたが、連日の猛暑日が続き、高温乾燥による葉先枯れや黒斑病などが見られましたが、湿害の発生も少なく、生育は概ね順調に推移しているようであります。ネギの選果場も8月20日から稼働し、出荷を開始致しておりますが、市場での価格は厳しい状況が続いております。これから本格的な出荷時期を迎えますので、高値に推移していくことを期待しながら、見守って参りたいと思います。

水稻の生育状況につきましては、融雪の影響で5日程移植が遅れましたが、連日の好天により平年並みの状況になっております。猛暑に対応する為、こまめな水管理とこれからの収穫時期の適期の刈り取りが大事になってくるだろうと思います。

農林水産省は、8月15日現在における平成24年度の水稲の作柄概況について8月30日に公表致しております。山形県或いは最上地方ともに「やや良」となっています。作況指数では、102から105となっているようであります。また、平成24年度米の安全性を消費者に周知する為、放射性物質検査結果の公表も予定しております。県内の旧44市町村単位で、231地点での検査を実施しております。当町での検査箇所は2箇所となっております。検査結果の公表は、市町村単位で行われることになっており、安全性が確認されれば、出荷自粛が解除されます。舟形町の公表予定日が9月13日となっております。安全性が確認されることを願っております。

3月11日の東日本大震災から、1年6ヶ月が経過しました。現在では福島県の被災者1家族が舟形町で避難生活を送っている状況です。引き続き避難者の生活支援などを続けて参りたいと思います。町内の放射線量調査につきましては、4小学校のグラウンドでの現地調査を月2回実施し、広報等で公表しておりますが、毎回の調査結果として「0.05から0.06マイクロシーベルト/時」と、環境に影響を与える数値にはなっていないようであります。今年度からは、最上総合支庁と連携しながら、月1回の放射線量調査を継続して実施して参りたいと思います。

国の中央防災会議と内閣府は、東海から九州沖を地震域とする、東海、東南海、南海地震が同時発生し、マグニチュード9クラスの「南海トラフ巨大地震」発生による被害想定を発表致しました。関東地方から九州地方の太平洋側を中心にして、震度7の激しい揺れと、最大34mの津波による最悪の事態として、32万3,000人が死亡するという大変ショッキングな内容となりました。私たちの町は津波の心配は無いものの、新庄市と舟形町の間には断層帯が確認されており、いつ大規模な地震が発生するか分かりません。1人1人の防災意識を高めながら、地域の自主防災組織の整備と強化に努めて参りたいと思います。今、町の防災計画の見直し作業を行っております。地域住民の要望などを大いに取り入れ、災害に強いまちづくりを目指して参りたいと思います。

宮城県の大郷町から災害援助協定の申し入れを受けております。先日、大郷町の副町長と担当者が来庁し、第1回の協議を行いました。大郷町は内陸部に位置する人口8,000人の町であります。この前の大地震では津波の被害は無かったものの、地震による死者や家屋の倒壊など大きな被害を受けたとのことであります。防災の意識も高く、自主防災組織化も進んでいるとのことであります。大郷町から学ぶことも沢山あると思います。お互いの防災意識を更に高め合う上でも、災害援助協定を前向きに検討して参りたいと思います。

臨時国会の会期を残して、先月29日に野田首相の問責決議が参議院で可決されたことによりまして、国会審議が全面的に止まるという最悪の事態が生じてしまいました。国の歳出予算の財源となる、赤字国債の発行に必要な公債発行特例法案の成立の目途も立たなく、政府は9月から予算執行を抑制する方針を打ち出しております。地方自治体の大きな財源である地方交付税の支払い延期や減額等が検討されているようですが、国民生活に悪影響が及ばないよう、賢明な対応をお願いしたいと思います。健全な町政の運営を図る上でも1日も早い、政治の安定を望みたいと思います。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、6月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

一つは、ふるさと特養誘致活動であります。徳洲会の特養誘致整備の条件として、都会からの要介護者の入所実績を舟形徳洲苑で作ることが求められており、4回目の訪問を6月27日から29日品川区、杉並区、中野区、北区、荒川区及び江東区の区役所、5回目の訪問を7月25日から27日板橋区、目黒区、中央区、

千代田区、豊島区は2回の訪問を各区役所に行いました。現在までの訪問で東京23区中、葛飾区を除き全ての区を訪問し、今回の事業についての理解を得ることができました。

特に6月からの訪問は、町と舟形徳洲苑の取り組みや施設の紹介、舟形徳洲苑の入所単価、今までの区役所からの質問と回答を掲載したチラシも作成、説明を行っております。この結果、現在までに荒川区から2名の入所があり、更に、申し込みも荒川区と大田区から各1名あり、4名の入所実績となっております。又、6月29日の訪問時に徳洲会の徳田理事長さんに面談を行うことができました。

次に最上地域8市町村と最上総合支庁が相互に連携・協力して、地域の諸課題について認識を共有し、解決策を探る「最上地域政策研究所」の開所式が、7月4日に最上総合支庁講堂において行われまして、舟形町から2名の職員を含む総勢で19名の研究員に、総合支庁長から辞令が交付されました。最上地域政策研究所は、各自治体単独では困難な人材育成を連携して行い、職員の政策立案能力の向上を図る目的で設立された物であります。全体の取り纏めをするコーディネーターとして、山形大学の横井博教授が担当します。今後、月2回のペースで会議を重ねながら、定住促進の為の雇用対策・産業振興策、人口減少・少子高齢化時代における新しい地域づくり、コミュニティ対策の2つのテーマで研究活動を行い、2年後を目途として研究成果を示すことにしております。

第34回消防操法最上支部大会。7月29日、支部大会が炎天下の中、最上広域消防本部前広場で開催されました。8市町村から予選を勝ち抜いた強豪8チームで操法競技が行われました。舟形町からは、6月24日の町の操法大会で優勝した第4分団第7部（紫山地区）が出場しました。4人の選手は、日頃の訓練の成果を臆することなく十分に発揮し、見事第3位に輝きました。連日指導に当たって頂きました、南支署職員を始め舟形町の消防団幹部の皆さん、毎日のように応援に駆けつけて頂きました紫山町内会の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。これからも無火災を目指し、安全安心のまちづくりに努めて参りたいと思います。

7月29日（日）、「アユパークふながた」において「第1回ヒストリックカーミーティング in 舟形」が開催されました。関東、東北一円からクラシックカーを所有するオーナーの車121台展示されまして、会場にはクラシックカーのファンなど10,000人が訪れました。参加者は、展示された憧れの国産車や外国車を観覧しながら、オーナーとの会話を楽しみ、コンサートを聴きながら、特産品の焼き鮎、山菜汁を食べながら、縄文の女神のグッズなどを購入するなど思い思いに楽しんでおられました。このイベントはNP〇東北エコサイクルネットワーク研究会の企画で、行政、J A新庄もがみ等が共催して、「もがみ南部商工会舟形支部」が主催する民間主導で開催されたイベントであります。

7月29日、新庄駅「ゆめりあ」において、もがみ観光博キックオフイベントが開催されました。当日は、6,000人の観光客が訪れ、最上エリアの伝統芸能の披露、ラーメン対決などの美味しい味覚が味わえるイベントなどが行われました。最上観光博は、7月29日から11月18日までの期間に、最上地方全体をパビリオンに見立て、巨木・清流などの自然・食・温泉・まつりなど、最上特有の観光資源を活かしたイベントを地域一体で開催し、地域の魅力を県内外の観光客に発信するイベントであります。平成24年3月から開始された「東北観光博」とも連携し、最上地方の魅力を全国に情報発信をしております。

7月31日（火）、11月中旬に就航予定の山形県ドクターヘリに関する研修会を地域医療対策担当の酒井県地域医療対策課長補佐を講師に迎え、中央公民館で開催致しました。町内会長・民生児童委員・町内会女性代表の約50名が参加し、山形県で初めて運航されるドクターヘリの導入経過等について、ビデオやパンフレットを通して説明がありました。東北地方では秋田県に次いで4番目の導入となります。救命率の向上、後遺症の軽減が図られるなど、救急医療の充実と強化が期待されております。

8月4日、5日の2日間、西堀地区の「女神の丘」において、「縄文の女神」の国宝答申と発掘から20年の節目をお祝いする「縄文炎祭り」が開催されました。当日は、事前に製作された約200体の土器や土偶が野焼きされ、オカリナ演奏などのステージイベントや勾玉作りなどの縄文体験、古代米を使用した「おこわ」などを販売する縄文食堂が出店し、約1,000人の来場者は炎を中心とした縄文の空間を楽しんでおりました。このイベントは、地域興し団体である「Tmプロジェクトf」と「F i t s」、西堀町内会を始め、地域や世代を超えた団体と個人が実行委員会を組織し、企画立案から会場設営までの全ての運営を行ったものであります。「縄文の女神」が地域づくりの大きなきっかけとなり、町の歴史の新たな1頁になったものと感じており、来年度の開催にも大きな期待を寄せているところであります。

8月6日から8日に掛けまして、和歌山県田辺市の農業法人株式会社秋津野が経営する一部学校廃校教

室を利活用して、管理室或いは暮らしの体験室、都市と田舎の交流研修室の整備を始め、農家レストラン並びに宿舍棟を整備するなどのグリーンツーリズム事業を研修して参りました。併せて、農業体験実習、直売所、みかんジュースの加工所等の整備で、人材育成と雇用の創出に力点を置いた多角的経営の農場法人でありました。

最後に、8月22日、小学校統合に係る各小学校の跡地利用検討委員会を設置しました。平成25年4月1日に町内の4つの小学校が1校に統合されることにより、3つの小学校が廃校となる為、その有効な利活用の在り方を検討する為、各学区に検討委員会を立ち上げたものであります。各検討委員会共、学区内の町内会長、民生児童委員、老人クラブ、女性委員、PTA代表など、10名で構成されています。任期は平成26年3月31日までとし、その期間に廃校施設の有効活用を地域で検討して参りたいと思います。

以上、9件について報告を申し上げます。

さて本日は、本会議にご提案申し上げます案件、平成24年度一般会計・特別会計補正予算6件、人事案件2件、報告案件1件、平成23年度一般会計・特別会計決算認定7件。以上、16件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちまして、ご決議賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

尚、6月定例町議会以降の主要行事につきましては、次頁に記載の通りであります。説明は省略をさせて頂き、挨拶並びに行政報告とさせて頂きます。宜しくお願いします。

日程第7

議長： 日程第7 一般質問を行います。順次発言を許します。2番奥山謙三君。

2番： 閉校校舎を活用した「大人の学び舎」の創設を。現在舟形町には、学ぶスタイルを取り入れた場はありません。今回提案する「大人の学び舎」は、閉校校舎を活用し、学校の授業スタイルで行い、講師は全国で活躍している方を呼んで講義をする形です。自己を高める、幅広い知識の習得を通じて、一生学ぶことの大切さを伝えることができるものと考えています。東京大学名誉教授の今村奈良臣先生が提唱している中に、「共益の追及を通して私益と公益の極大化をはかる」この考えを広め、実践、活動する人を増やすことが、町の発展に繋がるものと思います。そして、地域への理解、自然、人と人との繋がりなど、良さを実感できる人が増えて欲しいと考えています。これらを達成する為の一助になるものと確信しています。創設について、町長の考えを伺います。

次に、最上地域政策研究所発足への町長の考えは。新庄最上地域の様々な共通課題に取り組む為、県と8市町村、最上広域市町村圏事務組合が共同で設立した。市町村の枠を超えて地域産業の振興や地域コミュニティの再生などに取り組み、最上の地域力アップに繋げていきたい。互いに共通課題に取り組み、地域振興を図ろうと立ち上げた。更に、職員の人材育成も担い、地域の課題を解決できるリーダーとしても期待される。自己研鑽だけでなく、市町村に職員全体のレベルアップにも繋がる、と報道されています。発足について、奥山町長の見解、期待をお伺いします。

議長： それでは、先程申し上げましたが、只今中学3年生49名と、先生方2名が傍聴の為到着しておりますので、席に着くまでここで暫時休憩させて頂きたいと思います。宜しくお願いします。(10:47)

議長： 着席終わったところで1枚記念写真を撮らせて頂きますので、宜しくご協力お願い申し上げます。

議長： それでは会議を再開致します。(10:50)

町長： それでは2番奥山謙三議員の御質問にお答えします。まず、最初に「閉校校舎を活用した「大人の学び舎」の創設を」についてのご質問にお答えします。

平成25年4月に4つの小学校が1校に統合され、残りの3つの学校が廃校になる訳であります。町では統合後の3つの学校の活用について「跡地利用検討委員会」を各学区に設置しております。その中で検討して参りたいと思います。

閉校校舎の活用とは別であります。社会教育事業で毎年行っております地域学講座があります。今年は「学ぶ・自ら考える」ことを中心とした「舟形大人塾」として計画しております。これは「舟形町の歴史を尋ね、現在の舟形町を考え、将来この町でどのように生きていくのかを考えるきっかけづくり」を趣旨に、継続して講座を開催する予定であります。第1回目は縄文人の心と暮らしを学び、3回目では今の舟形町の長所・短所を明らかにして、最終回ではこれからの舟形町を考えるとといった全6回の講座を計画しております。現代的課題に対応した参加体験型の学習を通しまして、社会を考え、人と人との繋がりを考え、そして自らが課題解決に向かって学習する姿勢を目指していくといった経過の中で町を見直す良い機会になると思います。

2番議員がおっしゃるように、自己を高め、幅広い知識の習得はとても大切なことであります。一生学ぶことの姿勢は生涯を通じて必要なことと思います。今日、インターネットの普及により情報が氾濫し、個人のニーズは多様性の中でその活用も千差万別であります。行政が社会教育の中で町民ニーズを把握する事の難しさ、いつの時代でも苦慮するところでもあります。学校教育のように、ある程度集団の規範を持って学習していく為の環境は望ましいことであると思います。しかしながら、そこへの参加が個人のニーズに合わないと思集も図れない訳であります。しかしながら、行政で社会教育を展開するという事は、単なるカルチャースクール的ではなく、地域づくりの為のひとづくりの命題があるからだと思集ます。一過性ではなく、コツコツとその接点を見出しながら輪を広げ、地域の中で活躍できる人材の育成を目指したいと思集ております。

奥山議員からご紹介頂きました「東京大学名誉教授今村奈良臣先生」は、農業の6次産業化をそれぞれの地域で展開することが農村の振興に結び付くと提唱しております。その手法「高齢技術者」或いは「若い女性・中堅の女性」の活用を図り、「地産・地消・地食・地育」の推進を基本に、「人材育成、地域資源の活用、雇用創出」を図ることができると力説論じております。山形県出身で宮城県泉区に在住している民俗学者結城登美雄先生も今村先生と同じく「人と人」、「地域と地域」を結び、産消提携で農業を支える仕組みづくり、所謂「農業の6次産業化」を提唱しております。町では、基幹産業である農業を中心とした新たな産業振興を図ることを目的に、地域の関係機関、団体、農業生産組織、企業、消費団体などと連携する「産業推進本部」を組織し、農業を中心とした6次産業化を推進する「舟形町地域連携プロジェクト」を創設しております。舟形町は、6次産業化を推進する為に、平成23年度に山形県生涯学習文化財団の助成事業を活用し、全国に1,000人の芭蕉ファンを持つ「おくの細道大学学長梅津保一先生」から7月17日に芭蕉が猿羽根峠を越える時に発句したと言われる「風の香も南に近し最上川」の文化を結び付ける為、コーディネーターを依頼し、「鳴子の米プロジェクト」・「食の文化祭」・「きやぎ食育の里づくり」を成功させるなど数多くの地域づくりに実績を上げている「民俗学者結城登美雄先生」を講師に「里地里山の再生」講座を2回開催しております。この講座で、農家所得額の増加を図る取組みとして「産消提携の仕組みづくり」を構築することが、町の産業振興に結び付くことをご教授頂きました。

又、堀内地区保全会(1回)、福寿野地区保全会(2回)で結城先生を招いて地域振興を目的とした研修会を開催したとお聞きしております。

今年度から町では「産消提携の仕組みづくりプロジェクト」を推進する為、引き続き、民俗研究家の結城登美雄氏に講師を依頼する計画であります。推進に当たっては、平成20年度に組織した「活気あふれる農業推進機構」との連携を図り、産業推進本部において審議頂きたいと思集ます。

又、今年度から厚生労働省の補助事業を活用し「雇用創出実践事業」として「産消提携の仕組みづくり」を、24年度から26年度までの3年間事業として認められ、「最上地域雇用創造推進協議会」が主管となり7月から実践推進員として、太田和慶さんが配置されております。この事業を推進する為に、生産者や加工、流通業者等との年間数回に渡り研修会を開催する計画であります。舟形町には各町内会に公民館や町が管理する公共施設が整備されており、既存施設の活用を図りながら研修会を行う計画であります。

2番目の「最上地域政策研究所発足への町長の考えは」の質問にお答えします。まず、最上地域政策研究所の設置目的であります。管内8市町村と最上広域市町村圏事務組合、最上総合支庁が共同で研究所を設置し、最上地域における諸課題について調査研究し、各市町村の政策推進に資すると共に、職員の政策形成能力の向上を図る為に設置された物であります。研究員は原則45歳以下の職員で、各市町村と最上総合支庁が2名ずつ、最上広域の職員が1名の19名で構成されております。月に1、2回程度の研究活動を行うこととなっておりますが、町からは、まちづくり課企画調整班の職員2名が7月から研究員として活動を行っております。

研究テーマとしては、各市町村からの提案の結果、一つ目として定住促進の為に雇用対策、地域産業振興。サブテーマとして、地域資源を活かした産業創造、交流人口の増大となっており、関連して地域のイメージづくりも含まれております。2つ目のテーマとしては人口減少、少子高齢化の下での集落・むらづくり、コミュニティ対策。サブテーマとしては集落機能の維持、つまり農村活性化、限界集落対策と若者定着、回帰策となっており、関連して若者対策が含まれております。研究員は2年間固定され、24年度は政策形成に係るスキルの習得、基本データの収集、研究テーマの分析と論点の整理、研究活動のプレゼンテーションが計画され、25年度は政策素案の検討、事業化・プロジェクトの検討、政策シミュレーション、

研究成果のプレゼンテーションが計画されております。

この研究所は7月から始まっており、現在までに4回開催されております。第1回目の7月4日は新庄市長の講話、山形大学の横井教授からの政策形成の講義、各市町村の総合発展計画や地域課題のプレゼンテーションが行われております。第2回目の7月27日は金山町長の講話、県職員による人口減少・少子高齢化のデータ分析による統計概論、横井教授からは研究テーマの設定、現状と課題の把握及び演習を行っております。第3回目の8月10日は最上町長の講話、地域資源の発掘、再評価に関わる地域分析論及び演習については山形大学の下平教授から行って頂いております。第4回目の9月4日は地域資源の商品化についての講義と演習を東北芸工大の平林教授から行って頂いております。

さて、研究所の発足についての私の見解、期待ということではありますが、まず一つ目は、大学の教授陣による通常は中々勉強できないことについて、通常の課題に向けた演習も含めて勉強するカリキュラムは大変良い企画であると考えております。又、毎月、研究員には事前資料の作成が求められたり、プレゼンを求められたりしており、派遣されている職員のスキルも上がるものと考えております。加えて、1回目は、各市町村の総合発展計画のプレゼンを各市町村職員が行いましたが、どこの市町村も抱える課題は同じであり、各市町村の課題克服の手法、ツール、例えば、地域おこし隊の活用の仕方なども参考となっているようであります。各市町村の同じような課題について、同じ問題意識を持って取組んでいくことは大変良いことであり、解決策も効果的に見出せるものと考えております。

2つ目として、最上地域の広域的課題、例えば観光資源の開発や観光ルートの開発など、広域的に取組んだ方が効果的であると思えますし、広域バスの運行や企業誘致による雇用対策、高速交通網の整備、高度医療体制の整備、防災、減災、地域除雪、見守りや支え合いなど、色んな面で期待できますし、効果的であると考えております。最上地域の市町村が連携して、国や県に働きかけていくことや政策として提言していくことも大変大事なことであると思えます。

3つ目として、8市町村長の講話があります。各市町村長の政策の進め方、考え方なども学べる機会でもありますし、お互いの市町村がお互いの良い所を学ぶ機会としても期待しているところでもあります。

私と致しましても、最上8市町村が連携して立ち上げたこの研究所というものは、最上地域の連携事業として大きく育てていきたいし、大変期待するものであります。又、職員のスキルアップ、共通の課題克服、政策提言、データの分析力やプレゼンテーション能力、政策形成能力の向上など、研究所の設置目的通りの効果にも期待しているところであります。職員においても期待に応じて頂きたいと考えておりますし、それが舟形町総合発展計画の実現に寄与できるものと考えております。以上であります。

議長： それでは再質問を許可致します。

2番： まず、閉校校舎についてですが、閉校校舎の活用検討委員会については8月22日に立ち上がったということで、26年3月31日まで検討していくということではありますが、具体的には8月22日に立ち上がって、まず会議の状況がどうなっているのかということと、あれだけの施設をどう結論を求めていくのか、ここら辺をお聞きしたいと思います。

町長： 第1回の跡地利用の検討委員会、3つの小学校からの町内会長さんなり委嘱しましたが、第1回の内容については、総務課長の方から答弁させます。奥山議員も言った通りに、この学校の跡地というのは校地の面積も、或いは建物の校舎の面積も非常に大きい訳です。これを利用するという事は、まず並大抵のものではないと思えます。色々な利用な仕方もあると思えます。私の考えも勿論ありますが、跡地利用検討委員会の委員の皆さんの意見を頂戴しながらも、その組織的なものも含めて総務課長から答弁させます。

総務課長： 今町長の方から答弁ありましたが、始めに町長の方から委嘱書を出して頂きまして、期間は先程言いましたように2年間に設定しております。そして町長から基本的な考えをお話しして頂きまして、その後の長沢学区・富長学区・堀内学区、3つありますので、それぞれ10名ずつ委員を選定しております。それぞれ部会のように3つに分かれまして、そこで委員長・副委員長ということで組織的な代表者を決めて頂きました。そして、そこで色々議論して頂いた訳ではありますが、今年間全国で大体400から500校がどんどん廃校になっております。その利活用について文科省の方でもホームページを設定しておりますので、専門的なページであります。そこに町の参考等についてもこれから進めていきたいと思えますが、掲示した方が全国から廃校等を利活用したいという人達がそのネットを見るとすぐ色々アクセスできるという情報も頂いておりますので、これから検討していきたいと思えます。又、あくまでも地域の学校であ

りますので、まずは地域の色々な方々のご意見をお伺いして、当然町としては町長を中心と致しまして、活用については検討しておりますが、総合的に2年間ご意見を伺いながら最終的に町の利活用について判断をして参りたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても利活用についても特段のご配慮を宜しく願いたいと思います。

2番： 只今回答している中で、やはり長沢にしても富長にしても堀内にしても建物の規模としてはかなり大きい訳であります。その施設を施設検討委員会の中でこうする、ああすると言っても、冬場の管理、又施設の管理等を考えていくと、結論は中々出せないのではないかと考える訳であります。そういった中で町での誘導と言いますか、先程色々な所で意見を募集していくという回答もありましたが、閉校校舎を活用して上手くいっている所は、分校的な小規模な学校を払い下げて民間ベースで活用しながら新たな事業を展開しているという成功事例はありますが、当舟形町の学校施設については大き過ぎる感じております。施設検討委員に任命された方についても、私が聞いた範囲ではどうしたら良いのか、暗中模索と言いますか、かなり悩んでいるようなところがありましたので、是非町の方での誘導と言いますか、そういったことを提案しながら有効な活用というものを検討して頂きたいと思います。

次に、今回チラシを配布しました「舟形大人塾」ということで6回程度の講習があるようですが、その大人塾を開催する目的をお聞きしたいと思います。

町長： 今奥山議員が前談で申し上げたことも確かです。やはり委員の皆さんが委嘱を貰って、非常に責任感というものがあると思います。これは分校的な小規模な校舎の利活用であれば、金山さんのがっこそばなどというものはありますが、最上郡一郡を見渡しても中々タイムリーな利活用は無いようであります。先程冒頭で言った通りに非常に大きな校地・校舎があるものですから、それも委員の皆さんがどうするかということではなくて、今奥山議員が言ったように町も考えを逐一出しながら合意形成というものも良いのではないかと。それから学び舎を残すというのも、全部ではなくて例えば一部分を残すという発想もあると思いますので、その辺も委員会の皆さんに過度の責任が無いようにしながらも、お互いに知恵を出し合っていくのが利用検討委員会の責務であると思います。大人塾については教育委員会の方から説明します。

教育長： 今般募集しています「舟形大人塾」のことについての質問でございますが、教育委員会の中では、まず住みよいまちづくり、豊かなまちづくりを形成していく上で1番重要なのは、町長も再三お話ししておりますが、ひとづくりということが大きな課題になってきます。そういった中で、町の教育委員会は大きな教育目標としまして、「地域に育ち、地域を育てる町民の育成」、これを大きなスローガンにしております。そういうものを一つの具現化としまして、今年度の事業化として先程町長が一般質問でお答えしています中で触れていますが、社会教育の一つの方法として今年大人塾というネーミングで事業を展開し、今回は特に舟形町の歴史をもう1回振り返りながら、本日官報に告示されております「縄文の土器」を関連付けまして、縄文の人達の暮らしの中から舟形町が永遠と歴史を刻んできておりますが、その中から私達が学び取って、素晴らしい舟形町を作る為にと大きな展望持ちながら6回程度の講座を開催し、先程言いましたようにひとづくりに何らかの寄与をしていきたいという形で講座を検討したところでもあります。

2番： 大人塾の目標の中にひとづくり、人材育成という言葉が出てきておりますが、こういう人になって欲しい、こういう人を育成していきたいというもう少し具体的な中身をお話して頂きたいと思います。

教育長： 究極の目指すところは、私達としては以前に舟形町の町民憲章の中で提唱しているまちづくりなり、ひとづくりの中で上げております5つの項目である訳ですが、それを感じ取れるような、そして住民が参加できるような人材を育成していくということです。一つはやはり、ふるさとを大切にする素晴らしい緑美しい町を作っていくひとづくり、体や心を鍛えて健康で明るい町を作っていく人、仕事に励み活気のある町を豊かにするエネルギーを持った人、常日頃から教養を高め文化に関わっていく人達を目指す、そういう5項目が具体的に上がっていますので、それらに結び付くような人を出来るだけ多く作っていききたいという形を大きな目標にしてやっていますところでもあります。具体的にはと言いますと、その時々教育課題などを整理しながら具体的な項目を作っていくなり、また事業を展開する時に先程言いましたように今年舟形町の土偶が国宝になったというのがありますので、そういうものから結び付けながら住民参加を狙っていくという形で、ゆくゆくは町民憲章で目指したまちづくりなり、ひとづくりなりをしていくというところに結び付くと考えております。

2番： 一般質問の中で敢えて、東京大学名誉教授の今村先生の言葉を引用した訳ですが、もう1度朗読

します。「共益の追及を通して私益と公益の極大化をはかる」、この言葉を私が聞いた時には、これだと実感した訳であります。と言うのは、やはり色々な場面の中で話をする時に、舟形町をどうすれば良くできるかという会話が常日頃から色々な所でなされてくれば、おのずとそのことによって舟形町は絶対変わってくると私は考えています。やはり塾をする目的というのは舟形町を愛して、良い所だと実感して欲しいということだと思います。そのことで初めて外部への発信もできてくると私は考えています。普通の会話の中で舟形町をどうする、舟形町の農業をどうする、商業をどうするという全体の話ができるような場をもっともっと作っていくことが私は大事なのかなという意味で、大人の学び舎を作っていきたいという考えであった訳ですが、町長は今村先生のこの言葉を聞いてどういう印象、感想を持っているのかお聞きしたいと思います。

町長： 今村先生も新聞で再三見る中で、6次産業の先駆的な先生だと私は思います。1 + 2 + 3 = 6、1 × 2 × 3 = 6。最近では、今村先生は掛け算の式を引用して、どれか一つが0になれば全部0になるという発想と、もう一つはこの先生は産直を非常に重視します。これは地域で作った品物を産直から消費者の方に売り込むという高齢者の技能を利活用しながら、もう一つは女性の方々を利活用するということがあります。一般論として今村先生の考え方に共鳴する訳ですが、そういう面で6次産業を先程答弁で言いましたが、産業振興推進本部を作ったきっかけは今村先生のおかげであります。これから大きな意味でひとづくりというものがありますが、私は1番の含蓄は健康だと思います。常々私は言いますが、我々人生最大の仕事・任務は健康であると、健康する為に行政を勉強する機会を与えながら、それから町民もスポーツ活動・ボランティア活動・学習活動を自意識的に町民が先頭に立ってやるという雰囲気醸し出すような生涯学習の進め方という大事な要素だと思います。その辺からきっかけ作りということで、今大人塾というものもそういう面から教育委員会で考えているのかと思います。今学び舎を利活用した学校教育の中ですることでも大変結構ではないかと思いますので、大人塾を勘案しながら先程の利活用の仕方も学び舎も一つの良い例であると、跡地利用検討委員会の皆さんにお話し申し上げたいと思います。

2番： 次に、最上地域政策研究所発足についてですが、これまで最上地域が合併という色々な話を進めてきても最終的には頓挫しているという現状で、できるところからということで今回発足になったと感じております。共通する課題は沢山あるというのは当然で、それも去ることながら役場職員の資質の向上を図っていくという目標があるようですが、やはり舟形町の中だけに居ると当然同じ最上郡内の中の情報が入って来ないということで大変良いと考えています。ただ片方で今後地方財政が緊迫していくということも想定される訳で、色々な政策や提言するのは結構ですが、併せて行政の効率を高めるなど、この辺については研究所の方では何も考えていかないのかお伺いしたいと思います。

町長： この研究所が発足した最初のきっかけは、今奥山議員がお話になった通りに4年前の合併の論議がある訳です。合併を早くしましようというテーマと、それからもう一つは各市町村で連携を図りながらやりましようという2つの面があったということです。合併が頓挫しましたので、それではそれぞれの市町村職員の交流もやりましよう、そしてそれを煮詰めながら連携を8倍の魅力にしましようとありますが、今行革という面でもありますので、その辺はそれぞれの市町村が行政改革をやっている訳であります。しかしながら、最上は連携しないと発展もできないということでもあります。今4回目程ありますが、復命書を少し見てみますと最上地方の課題は皆同じです。事業・雇用・少子高齢化、こういう面が同じです。この同じ課題を共有して政策研究所は発足しましたが、会議で空論にならないようにどうするかがこれからの大きな課題ではないかと思います。勿論これは財政的な面があります。最上総合支庁トップにしての最上政策研究所の経営も首長さんも同じように考えていると思いますので、その辺も念頭に置きながら、財源も確保しながら良い方向に進むように私も頑張って参りたいと思います。

2番： 職員の方々の話を聞いてみますと、従来の仕事が減らない、逆に新たな業務が増えてきているという中で色々な場の研修にも行けないという話も聞く訳であります。今自分がやっている業務で手一杯の職員が新たな知識を習得することができないという話をあちこちで聞く訳であります。そういった中で、私はどこかで職員の業務も見直し、町民へのサービスも低下しないような形での業務効率を高めるという検討も必要ではないかという感じを受けております。今回の政策研究所の方が全然検討しないとなってくると、形だけの名折れになってしまう心配がする訳であります。そういう点で是非職員の業務の内容等についても検討をお願いしたいと感じております。職員2名がそこに派遣され、当然これらを通じて行政の職員のスキルアップ・レベルアップを図るということですが、今後については派遣された職員を通じての一

般職員への伝達はどのような形で行う考えなのかお伺いします。

町長： 職員の業務の改善というものは、毎年やらなければならない課題でありますので、そういう質問の意思を尊重してやります。ただ、私が常に思うことは、職員として採用されて忙しい時こそ良い発想が出てくる訳です。1 + 1 = 2 というものではなくて、忙しい時こそ職員の創意工夫・発想は大きく閃きます。これも大事にしなければならないと思います。今は2名の方が7月から研究員としてやっています。他の市町村もそうですが、職員の全体の研修の為に逐次2人の職員が講師になり、報告会をしながらそれぞれの職員の方々が共有するように示しながら、良い方向に向かうようにしていきたいと思います。

議長： 時間を見ながら質問をお願いします。

2番： 最後であります、この政策研究所が最上地域8市町村にとって本当に良かったと実感できるような形で、町長の方で先頭的になって進めて頂くことをお願いしまして一般質問を終わります。

議長： 以上を持って、奥山謙三君の一般質問を終結致します。

続きまして3番、斎藤好彦君。

3番： 私からは「買い物弱者」への支援対策を、と題しましてご質問させていただきます。

買い物弱者は流通機能や交通網の弱体化と共に、食料品など日常の買い物が困難な状態におかれている方々で、経済産業省によると全国で600万人程度と推計され、徐々に増加傾向にあると言われております。買い物弱者の発生要因として、一つには郊外型の大型スーパーの出店や、人口の減少によって小さな店舗が無くなったことです。次に店舗までの交通手段の問題により起こるものがあります。これは、車を持つ家庭が増え、利用者の減少により、家の近くを通っていたバスなどの交通手段が減少したり、廃止されたりすることで、買い物の足が無くなったことが考えられます。また、都市で増えている要因として、高齢者の多く住む団地など、一人暮らしなど高齢者世帯で起こるもので、階段の上り下りや、外出することが困難になり買い物ができなくなったことなど、高齢者に多い体力的な問題による要因があります。

舟形町も「福祉の町」を宣言してから数年経過し、えんじゅ荘の整備を始めとして、ほなみの増床など受け入れ施設の面では年々整備されて来ていると思われませんが、特に一人暮らしや高齢夫婦世帯の「買い物弱者」と言われる方々への対策は十分であると町長はお考えでしょうか。

舟形町の平成24年4月現在での65歳以上の高齢化率は32.2%であり、今後とも右肩上がりが続くものと予想されます。また、65歳以上の1人暮らし高齢者数は141人であり、高齢夫婦世帯数は161世帯となっております。この方々にも、ご自分で車を運転し日用品の買い物が可能な方も居られると思いますが、大半の方々は日用品の買い物に苦慮されているのではないのでしょうか。必要な買い物を知人友人や親戚の方にお願ひしたり、ヘルパーさんに買い物をお願いしているのが現実であると思われれます。

以前に商工会でファックスによる買い物を依頼するシステムを推進しておりましたが、十分に機能していないのが現状ではないのでしょうか。日用品の買い物を何らかの形で依頼されている方々のお話をお伺い致しますと、「自分の目で品物を見て買い物がしたい。」というお話が多く聞かれることから、買い物弱者に対する何らかの支援策が必要であると考えます。

買い物弱者への支援策として考えられることは大きく分けて3つあると思います。1番目は身近な所に生活に必要なモノやサービスを提供できる場所を作ることです。2番目に移動販売車や仮設店舗、宅配などで必要なものを届けることです。もう一つが、家まで乗合タクシーで送迎したり、気軽に乗れるコミュニティバスを運営したりすることで、外出しやすくすることが対策として考えられます。

しかしながら、人口の減少や生活環境の変化により、店舗が郊外型化した現実を見るに店舗の新設ということは容易なことではないと思われることから、町とJAが提携した移動販売車の運行による支援策を考えてみてはどうでしょうか。他県・他町村で実施している現状を把握し、舟形町に合った店舗機能や装備を検討する必要があると考えます。又、運行形態や車両の配備等にも余裕を持って体制整備することにより、何か不測の事態が発生した場合でも、可及的速やかに災害地などに臨時店舗として展開し、生活必需品などを提供できる支援体制を兼ね備えることも可能となります。つまり平時は「買い物弱者対策」、有事は「災害支援」に用いることができ、極めて有益な「機動予備軍」的な一面も有することになると考えます。災害対策も担った、移動販売車による買い物弱者対策について町長のお考えをお伺い致します。

次に「縄文の女神」今後のPR策はと題しましてご質問させていただきます。

まず始めに正式な国宝指定誠におめでとうございます。さて、縄文の女神里帰り展、縄文の炎祭と予定したイベントも終了し、国宝で盛り上がった町も以前の静かな町に戻ってしまった感がしています。ここ

で、もうひと踏ん張りしてPRをしていかないと徐々に縄文の女神も忘れ去られてしまうのではないかと、危機を感じているのは私だけでしょうか。縄文の女神PR大作戦で、せつかく町民の皆さんから様々なアイデアを頂き、商品化したグッズも数多くある訳ですから、機会ある毎に紹介・販売して舟形町をPRして行く必要があると考えますが、どうでしょうか。

6月には国宝指定記念として絵ハガキを作成し、先日は切手シートが発売されるなど、郵便を活用したPRも様々されておりますが、さらに全国に向けたPRとして、縄文の女神をデザインした年賀状の作製をしてはどうでしょうか。年賀状は誰もが必要とし、全国各地に配達される訳ですから、大きなPR効果が期待されると思われまます。町民の方々からデザインを募集するなどして、数件のデザインを作製し、町民の方々に販売してはどうでしょうか。

これからの季節、発掘現地を訪れる方々も少なくなり、職員のTシャツ着用やTシャツ会議もなく縄文の炎も消え去ってしまう気が致します。この時期にこそ様々なグッズなどを活用した「国宝縄文の女神」のPRが必要であると思ひます。今後のPR策について町長のお考えをお伺い致します。

町長： それでは3番斎藤好彦議員の質問にお答えします。

山形県民生児童委員協議会では、昨年8月、20%にあたる1人暮らしの方々を対象に「山形県におけるひとり暮らし高齢者の生活と意識に関するアンケート調査」を行いました。その結果、「地域での困りごと」の項目では、特に困っていることは無いという回答が41.3%、その次に近所に買い物をする店が無いという回答が27.7%、そして地震などの防災対策が23.5%、交通手段が無い・不十分が18.4%の順となっております。又、「日常生活での困りごと」の項目では、雪かき・雪下ろしが56.8%、特に困っていることは無いという回答が30.2%、3番目に買い物難民というのが20.9%、そして公共交通機関や車を使って外出することが困りごとというのが12.8%の順となっており、1人暮らし高齢者の生活においては、雪かき・雪下ろしと買い物関係に困っているとの調査結果が出ております。

また、町では平成22年度に商工会に委託し、町内の事業所訪問調査を行っております。この事業所訪問調査の結果、舟形町の事業所176事業所のうち74%の事業所で事業継続ができないという結果が出ております。特に堀内地区が88%に及んでいるという結果が出ております。又、小売業は38事業所中32事業所、84%で後継者がいなく、5年後に6事業所、10年後に18、20年後に14の事業所で事業継続が困難であるとの回答があります。いずれの調査結果におきましても、高齢者にとっては、小売店の事業継続が困難になっていく情勢の中で、今後、益々厳しい状況となることが容易に予想され、町としてもその対応を急ぐ必要があると認識しているところであります。

反面、本町の現状は小売店もあり、移動車販売もあり、過渡期的状況にあるように思ひます。事実、商工会では20%のプレミアム付き商品券の発行を希望しております。町では、平成20年度から町内小売店の販売向上と小売店等の事業継続を目的にして年2回、4,800万円分の経済効果となるプレミアム付き商品券を発行し、事業継続の為の施策を実施しております。ちなみに現在実施中の商品券発行が8回目になります。このプレミアム商品券は、商工会で実施している11項目の宅配或いは出張サービスにも使用できるようになっており、これらを活用した小売店の努力と事業継続を切に希望しながら実施しているところであります。さて、本町における移動車販売の現況を見ますと、町の中央部を中心に阿部肉屋さん、長沢地区をサバネ井上魚店さんが各集落を移動販売車で回っております。JAさんでも、全町を対象にして主食やおかずを中心に、冷凍弁当なども宅配をしております。今年から野菜も宅配しているようであります。ヨシケイさんも食材や野菜を宅配しておりますが、料理に応じた食材の宅配もしているようであります。生協では、週2回、食材から衣料品、雑貨まで注文に応じて配達場所は定められておりますが宅配をしております、北海道牛乳も移動車販売を行っております。

従って、まず、町が緊急に対処できることとしては、高齢者等に対して各移動車販売店からのPRをして頂くことであり、このようなシステムを周知して頂くことが大切ではないかと考えております。

又現在、町で実施しております高齢者の対策として、満80歳以上の方を対象とした高齢者コミュニティふれあい事業、タクシー券24枚があります。買い物に出掛ける際にも利用して頂ければと思ひます。他にも高齢世帯の安否確認や困りごとを把握する事業として、週1回のふれあい宅配弁当事業と週2回届けのふれあいヤクルト事業があります。これは顔を見て届けることを前提として、高齢者の健康状態やその日の状況を把握することができる事業として取り組んでおります。このような仕組みの中での宅配事業ということも、大切な要素として組み入れることも必要ではないかと考えております。

町としましても、斎藤議員のご提案をJAと商工会にお伝えしをして、支援策等も検討して参りたいと思います。商工会では、今年の冬から年度末にかけて買い物弱者対策や訪問販売等について検討することになっているようです。それらの検討結果も頂きながら、色々な要素も取り入れながら支援策を纏めて参りたいと考えております。ただ、今民間で宅配をされている方々が居りますので、その方々との競合は避けるべきであり、移動車販売はあくまでもJAを含めた民間主導で進めていきたいと考えております。又、移動車販売を拡大することは、現存する商店の閉鎖に繋がることも懸念されますので、実態調査などを行いながら慎重に進めて参りたいと考えております。尚、仮設店舗の整備については既存の店舗と共栄が図れることを前提にしながら今後商工会と検討して参りたいと思います。また現在、町営バス等、スクールバスを活用した新たな町営バスの運行を検討しております。買い物客が最寄りの商店に停車して欲しいという要望があれば、バス停の設立について当管理者、警察の協議を行いたいと考えております。

次に「縄文の女神」今後のPR策については、6月8日から10日までの「里帰り展」では、約5,000人の誘客を図り、8月4日、5日の縄文の炎まつりでは約1,000人の誘客を図って参りました。6月30日から9月17日まで、県立博物館において「豊穰と祈り」と題して企画展が行われております。

町独自の資源活用・農業・自然体験型観光事業等において町外の方々を対象に7月から8月に行った、ヒストリックカーミーティングin舟形は約10,000人、里地里山の再生ツアー、これは東京の方で11名、世田谷区立代沢69名・山崎小学校67名の児童交流、東麻布街づくり協議会サマースクール20人、富里市交流15名、港区立三光小学校山形体験教室56名等の交流事業を通して県内外の方々にPRすることができました。その間に商品化したグッズは、民間では「しそ巻きみそ」、「笹まき・しそ巻き」、「レプリカ（陶芸或いは鑄造、クリスタル）」、或いは「めがみちゃんTシャツ・タオル・ハンドタオル」、「若あゆ温泉まんじゅう」、「キーホルダー（木製の部或いはクリスタル）」、「ポロシャツ」、「弁当・らーめん塩」などが商品化されております。町では「サブレ」、「クリアファイル」、「クルミ豆アイス」の商品化を図り、若あゆ温泉、ゆめりあ等で「縄文の女神」関連グッズコーナーを設け、販売を行っております。郵便局との提携により「切手シート」の販売を天童以北70局の郵便局にて販売しております。また更に「舟形町食生活改善委員会」には「古代米の笹まき・くじら餅・あられ」の開発を今委託しております。「まんさく」には、加工施設の活用を図り「お菓子」などの特産品開発業務を委託しております。

今後は9月8日から9日に開催される「第32回若鮎まつり」のグッズ紹介と販売、9月から10月に開催される港区東麻布商店街のかかし祭り、港区の新橋SL広場で行われる商店街と地方都市との交流物産展、或いは三光小学校を会場で行う「産消提携事業」のイベント等において、紹介と販売しPRする計画であります。

ご提案頂きました「年賀はがき」でのPRであります。舟形郵便局に問い合わせたところ、郵便事業において「年賀はがき」を使つてのサービスは行っていないとの回答でありました。お客様向け年賀はがき印刷に「DMファクトリー」というサービスが今年度からあるようです。「オリジナル年賀はがき」40枚以上の印刷であれば「縄文の女神」の写真、文字を入れることが可能であるとの情報を頂いておりますので、町民の皆さんに情報提供を行っていきたくと考えております。

今後も町民から頂いたアイデアを最大限に活用し産業振興本部に諮問を図りながら、引き続き町民の皆さんに利益が得られるよう民活を引出す支援を継続して行って参りたいと考えております。

尚、今回の9月補正予算に計上しておりますが、西ノ前遺跡環境整備等検討委員会の設置であります。西ノ前遺跡地を歴史ロマンが感じられるよう環境整備をする為、舟形町と最上総合支庁がお互いに検討委員会に係る経費負担をしながら、国宝にあい相応しい品格のある周辺環境整備をする為、地元のみならず、国や県、考古学や環境デザインなど、専門的識見を有する方々からアドバイスを頂きながら、加えて文化の振興、観光の振興、地域の振興に資する為に設立します。今後、当該検討委員会の意見を伺って、遺跡地の整備は基より、住民から頂いたアイデアの具現化、相乗効果に取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

3番： それでは再度質問させていただきます。

まず始めに買い物弱者対策で、町長が最後に答弁されました仮設店舗、バスの運行についてなのですが、答弁書貰ってないのですが、後でペーパーを頂ければと思います。それは答弁書以外に町長がお答えになったのですか。

町長： 1番最後は後程答弁書を差し上げます。

3番： 始めに先程の答弁の中で、県の民生児童委員協議会が行ったアンケート調査でも、1人暮らしの高齢者は除雪関連に相次ぎまして買い物に困っているという調査結果が出ているということであれば、町としても詳細に調査すべきであると考えますが、町として調査は行いましたか。

町長： これは山形県の民生児童委員協議会の調査でありますので、実は最近の平成23年3月策定の舟形町の地域福祉計画があります。この中で、委員の方が本町における1人暮らしの高齢者の現状という文言がありまして読んでみますと、「本町における1人暮らしの高齢者においては、ほとんどの方が寂しさを感じる事が無く、困りごとや買い物など自分ですることに不便なことは、又いざという時は子供を頼りにして自分らしい生活を自宅で送りたい」という考え方が多かったようであります。そして又健康を維持し、仮に優れていなくても、知人、友人という近所の人と交流を持ちながら出来る限り自宅で自分のしたいように、そして人に気を遣わない、面倒をかけない今のままの1人暮らしを続けていきたいと望んでいるようであります。それから買い物については、移動販売車を望む声も確かにありましたが、多くは家族が本人を店に連れて行ったり、家族に買ってもらったりする状況であるというデータがあります。ですから先程も言いましたように、商工会さんで具体的に今度こういう買い物難民は山形県全体でありますので、これは23年度の調査でありますので増えたかもしれません、こういう面を参照にしながら商工会の調査を町と協働して今の買い物実態を調査してみたいと、その結果において対応を図ってみたいと思います。

3番： 今の答弁ですと、これからまた尚調査していくということによろしいですか。実際に困っている方がいらっしゃる訳ですので、具体的に調査を進めまして、町が先頭に立ってその方の支援、対策にあたって頂きたいと思います。

質問を変えたいと思います。先程の町長の答弁にもございましたが、商工会さんが町内の小売店の方々へ今後の店舗経営について意向調査を行ったところ、大半の小売店が今後代替わりすれば閉店せざるをえないという回答だそうで、先程町長の答弁にありましたように、舟形町の小売店は20年後には無くなってしまいう危機感もあると予想される訳でございます。町として対応を急ぐ必要があると認識しているという回答でございますが、具体的にその対応をどのように考えているのかお伺いします。

町長： 今現在はプレミアム商品券ということで8回目を今やっておりますので、プレミアム商品に対して期待を持っているという小売店も事実ある訳であります。これは商工会の存続にも関わることでありますので、やはり何といっても、最上南部商工会の意見を吸い上げながら、町で支援できる面があるとするれば、早急に商工会の意見を称しながら対応していきたいと思っています。

3番： 町長は答弁の中では、私が提案申し上げました移動販売車についてはあまり積極的ではないような意見でございますが、今申し上げましたように、小売店が閉店せざるをえない状況下にある訳でございますので、なってからでは遅過ぎると思うのです。今から考えていますか。先を見通したような、移動販売車を利用するような対策が必要であると思いますが、その辺りは町長どのようにお考えですか。

町長： 今現実に移動販売車をしている方も居る訳でありますので、この課題と今各町内での小売店の業者もある訳であります。その辺は商工会の意見、或いは考え方も重要視しながら、先程言った通りに町と一緒にできるものは私の方で後方支援するというスタンスで参りたいと思っております。

3番： 移動販売車の運行につきまして、私も商工会さんの方で伺って参りました。確かに答弁の中にございますように、この秋から実際に移動販売による運行を計画しているようでありまして、今詳細の設計段階にあると伺って参りました。商工会さんからすればそれで良いというのではなくて、今町長もおっしゃいましたが、できるだけ町としても一緒になって先頭に立ってやっていかないと、こういう問題は解決できないと思いますので、その辺りもう一度町長の方からはっきりと協力していくという言葉をお伺いしたいと思います。

町長： これは商工会に限らず農業団体でも同じです。やるという姿勢、気構えがあるとすれば私は十分に支援して参りたいと考えております。

3番： ありがとうございます。商工会の方でもお伺いしました。町で力を貸して頂けるのであれば、もっと具体的に詳細を詰めまして、よりよいサービスに努めていきたいという商工会の話もございましたので、町の方でもバックアップ宜しくお伺いをしたいと思います。

質問を変えたいと思います。昨年の震災以降、様々な形で災害対策がされておりますが、先程私が申し上げました災害時にも対応できるような機能を備えた移動販売車が今後必要不可欠と考えています。その辺り町長の考えをお伺い致します。

町長： 災害というものも今地域防災計画見直しもやっております。その中に今の移動販売車もそうですし、或いは地域活性化という意味でも仮設の店舗も当然出てくる大きな課題だろうと思いますので、地域防災計画の中で検討していきたいし、或いは移動販売については先程言った通りに商工会さんとの連携の中で対応していきたいと思います。

3番： 町長がそういうお考えであれば、今後の防災計画の中に盛り込んで対策を万全にして頂きたいと思いますが、単なる移動販売ではなくて災害対策も装備した移動販売となりますと、やはり民間の方の移動販売では賄いきれないと言いますか、十分な対応ができないのではないかと予想されますので、この辺りにつきましては十分な行政の指導を宜しくお伺いしたいと思います。その辺りもう一言お願いします。

町長： 仮設店舗なり災害店舗となれば非常に大きな投資的な経費も掛かる訳であります。その辺も、商工会なり或いは地域が主体になって舟形町の方で後方支援するという方法、或いは行政自らがするという方法もあるだろうし、その辺も十分参酌しながら最も良い効率的な運営方法を考えて参りたいと思います。

3番： ありがとうございます。先程の話に戻りますが、商工会の方でお伺いしますと、商工会で考えている移動販売車につきましては、先程町長もおっしゃっていましたが、現在移動販売で営業されている方もいらっしゃるということで私も認識してございます。そういう方々とバッティングしないような形で商工会としても、秋頃から運航したいという考えでございますので、是非町としても力強いご支援宜しくお伺いしたいと思います。

それでは質問を変えたいと思います。次に縄文の関係につきましてお伺いしたいと思います。まず始めに県立博物館で6月30日から開催されております「豊穰と祈り」の企画展でございますが、この企画展の入場者数はどれくらい程になっているか把握してございますか。

町長： 私は把握しておりません。教育委員会でも残念ながら把握してないようであります。企画展の当時の館長さんのお話しですと、この縄文の女神に非常に期待を懸けているということで、縄文の女神が無いと年間入場者は10,000人を満たないとお話しになりますので、その辺の相乗効果どのようになったか早速聞いてみたいと思います。

3番： 是非博物館に問い合わせするなどして常に情報確認致しまして、今後の事業展開に役立てる必要があると思いますので、宜しくお伺いしたいと思います。併せまして、里帰り展以降に町の民俗資料館と縄文の女神関連で舟形町を訪れた方は何人位いらっしゃいますか。

町長： 教育委員会で把握しているのであれば、或いは大山班長で何か資料があったらお願いします。

教育長： 今手元にあるのは8月29日現在ですが、429名ということで500名弱の方が見学に来ているようであります。

3番： そうしますと、里帰り展で約5,000名、縄文の女神をご覧になりに来た方、今その後に500名程ということでかなりの人数の方がおいでになっているようでございます。今後とも、様々なPRを致しまして、是非舟形にどんどんお客様が来て下さるようなPRをお伺いしたいと思います。

次に質問を変えたいと思います。答弁の中にありました年賀状の関係でございますが「DMファクトリー」というサービスでございますが、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。宜しくお伺いします。

町長： 「DMファクトリー」については、郵便局からの情報によりますと新しい試みということであります。詳細は大山班長お願いします。

産業振興課商工観光班長： 「DMファクトリー」の内容について説明致します。オリジナルの印刷サービスの中にある商品です。表書きの方に印刷できるというサービスで、40枚から印刷できるようになっています。印刷の単価については40枚で1枚あたり203円の単価で印刷できるようになっております。裏面の両方をしますと285円で印刷できるというサービスを行っております。こちらの方パンフレット等がございますので、町民で希望する方々については広報等でお知らせして郵便局さんを通して印刷できるようにしていきたいと考えております。以上です。

3番： 今のお話をお伺いしましたが、1枚200円なのですか。そんなにするのですか。

産業振興課商工観光班長： 印刷代だけで40枚希望しますと、1枚表だけで203円の単価で印刷して頂けます。ハガキ代、それから送料、デザイン料は別となっております。

3番： 結構掛かるのですね。であれば、どんどんと町民の方にPRして町で印刷代を補助するとか、そういう方法は考えていませんか。

町長： 私も今二百何円と聞きますとだいぶ高価な物だと思います。今支援というお話がありましたが、

今現在は考えておりません。

3番： そうしますと、年賀状による縄文のPRは全然考えていないと、やるつもりもないということでしょうか。

町長： 今現実には二百何円ということもありますが、今の段階では考えておりません。内部でももう少し検討する機会があるとすれば検討してみたいと思います。

3番： 先程申し上げましたように、年賀状は全国各地に配達される訳です。全額でなくても半額位の補助ということで町の方で検討して頂ければと思いますので、宜しくお願ひしたいと思います。

時間がありませんが、最後でございます。縄文関係から離れますが、富田の高倉山遺跡で発掘調査が行われております。昨年の8月に行われまして、今年も一昨日まで行われたようでございますが、発掘に至った経緯と発掘の結果、その辺り町の方に報告があれば教えて頂きたいと思ひます。

町長： 教育委員会の方で分かればお願ひします。

教育長： 昨年と今年2ヶ年に亘って高倉山の方で発掘調査をやっております。現に今年度につきましても一昨日まで東北大学の方から来てやっております。発掘の状況等については、具体的な報告はまだ受けていませんが、今回の発掘の中では旧石器時代の石器等がかなり広範囲に、自分達が予測していた通りの物が発掘されたということで、もう一つは縄文晩期の遺跡も若干確認できたということがありました。そのことにつきましては、後日纏めまして町の方に報告書を提出したいということと、併せてその時点で町民の方にも何らかの形で成果を発表する機会を設けて頂くとするならば、それらの物もお借りできるのではないかとということで、先日今年度終了の挨拶に来た時に交わしているところです。今手元の方には議員が質問された内容の具体的な物については持ち合わせていませんが、今回の報告の折に先程言いました様な形で、町と共にそれらの報告会等もし必要とするならば開いても良いという返事を頂いておりますので、機会を見て今回の縄文土器が今年度10月の上旬から約1週間民俗資料館等で県の埋文センターの方から資料をお借りしまして展示会をします。それと併せまして来年度は町民の方にも提供していきたいと事務局の方で一部検討しております。

3番： 2年も続けて発掘事業をしているので、何か珍しい物も出てきたのかと思っていたところでございますが、これからその成果について報告があるということでございますので、そういう珍しい土器等の発見があったのであれば、今の国宝の縄文の女神とセットにした形での見学コース、併せて発掘体験コースなども考えてみてはどうかと思つたところでもあります。併せまして、すぐ近くには小学校がございますので、学校の教材として利用したり、子供達と一緒に発掘をするなどの作業も考えてみてはどうかと思ひます。その辺りも東北大の方に言つて頂ければありがたいと思ひますが、そのあたり実際どうでしょうか。

議長： 時間を見てお願ひします。

町長： 教育長お願ひします。

教育長： 今の議員のご質問に対して、教育委員会の方と東北大学と協議しながら対応して参りたいと思ひます。

3番： 本日国宝指定もなつたようですので、様々な機会を通じましてPRに宜しくお願ひしたいと思ひます。これで質問を終わります。

議長： 以上を以つて、齋藤好彦君の一般質問を終結致します。ここで午後1時15分まで休憩を致します。(12:07)

議長： それでは休憩前に復し、会議を再開致します。一般質問を行います。順次発言を許します。4番佐藤広幸君。(13:15)

4番： それでは一般質問をさせていただきます。質問の主題は朗読をしていく順に説明も加えてさせていただきます。

1 平成25年4月開校予定の各小学校の現在の準備状況はどのように進んでいますか。2 舟形小学校の周辺整備が進められ、駐車場や歩道整備が完成し、民間住宅も建てられてきましたが、舟形小学校より舟形一の関線の道路と歩道の整備を順次行うべきではないかと考えるが、町ではその計画はありませんか。3 小学校の統合により保育園から中学校卒業まで生徒がほぼ変わらない中で、一貫した教育が可能となりましたが、この統合を機会に、国宝に指定された縄文の女神、世界初の雪冷房システムの教育などを小学生、中学生に体験を通して教育していくべきだと思ひます。又、同時に昨年に東日本大震災で大きな被害を受け、今尚終息の目途が立たずにある福島第一原子力発電所の状況を考えると、放射能に関する教育

も大切ではないかと思いますが、町の考えを質問致します。以上です。

町長： それでは佐藤広幸議員の質問にお答え致します。

まず、小学校統合に向けた準備状況についての質問にお答えします。統合に向けての取り組みについては、町の広報等で周知しております。ハード面、ソフト面について、統合準備委員会で検討をして頂きながら進めております。昨年度においても、統合の為の準備事項を整理しながら、校名や新小学校で児童が着用する体育着なども統合準備委員会で決定しております。又、駐車場用地の購入並びに整備、そして、現在建築しております4つの増築工事の実施設計も昨年度済ませております。今年度に入り、統合に伴い児童が増えることから、厨房関係の改修工事をこの夏季休業期間を利用し、8月上旬に完了しております。現在は増築部分の工事が進められております。国の交付決定が7月2日付で通知され、騒音の大きい解体工事時期を夏季休業期間に充てるなど、学校活動に支障を来さないように配慮して進めさせているところでもあります。またソフト面についても、子供達が希望と喜びを実感できる学校となるよう、4つの小学校が連携し、学年毎に交流授業を設定して子供同士の交流を図ったり、その他にもPTA組織の在り方、スクールバスの停留場所など統合で新たに設定しなければならない事項についても検討を行っております。又、統合に伴い、閉校の為の取り組みも各小学校単位で実行委員会が組織され、町の支援体制についてもご理解頂きながら進められている状況であります。更に各小学校で実施してきた学校行事の調整も、教育課程との関わりもあり、町校長教頭会や教務主任会等に、町の意向を勘案してもらいながら検討を行っております。今後、ハード面として、スクールバス2台の購入、その格納庫の建築があります。またソフト面については、各小学校からの物品の搬入は基より、学校経営の細部に亘る課題を教職員で更に検討して頂いております。平成25年の4月には、子供達が胸膨らませ統合の喜びを実感できるよう期待をしているところでもあります。

次に「舟形小学校～一の関間の道路整備の考え」についてお答え致します。舟形町はご承知の通り、高規格幹線道路の尾花沢新庄道路、国道13号と国道47号、更に主要地方道4路線、一般県道3路線があり、国県道が骨格を成して、それらを繋ぐかのように町道が張り巡らされています。道路網の整備は産業や観光においても重要な役割を果たしております。道路ができることにより生活の利便性を高め、地域間交流や経済の活性化も図られ、その周辺が様変わりすることもあります。ご質問の「町道舟形一の関線」につきましては、新庄もがみ農協前の国道13号から舟形第3町内を通り、一の関町内で主要地方道新庄舟形線に接続する一級の町道であります。平成22年3月に作成しました、舟形町総合発展計画の第6次基本構想基本計画の中で、道路・交通網整備が表記されております。「町民と協働して安全安心のための道路を整備していきます」と表記されてあります。この路線につきましては、その総合発展計画の実施計画の中で、「町道舟形一の関線歩道整備工事」として施工延長600m、平成25年から26年度事業に計画されております。平成25年4月に町の4つの小学校が1校になり、又、保育所が隣接し子育て支援住宅「ハイムひだまり」も2棟あることから、ハリヨ地区一帯が教育ゾーンとしてのイメージが浮かんで参ります。学校の駐車場整備や一般の住宅も張り付いている中で、スクールバスで通学する子供達が居る一方、距離の近い一の関町内の子供達は歩いての通学であり、当然のことながら「町道舟形一の関線」を通して参ります。そのようなことから、当路線の歩道の整備については、歩行者の安心・安全を図る為、山形県とも協議し、現在行っておる補助事業も考慮しながら「歩道整備事業」として今後検討して参りたいと思います。

次に3つ目の「町の歴史や放射能教育を取り入れるべきではないか」との質問にお答えします。議員の皆さんもご承知の通り、学校教育は教育課程に基づいて運営されております。まず、町の歴史を取り入れることについてであります。今年6月の縄文の女神の里帰り展では、町内小中学校の児童生徒の殆どが中央公民館に見学を訪れております。会場にはコメントを記載する場所を設け、書かれた中に、町を誇りに思ったとのコメントが幾つかありました。学校教育基本法では、教育の目標の規定に伝統文化の尊重、更に我が国と郷土を愛するという文言が含まれております。地域を学ぶことは等しく郷土に誇りを持つきっかけにもなり、郷土を愛するという事に繋がるものだと思います。世界初の雪冷房システムも同様であります。社会科副読本に掲載し、授業は基より、折りに触れ学習に組み入れております。また、校長先生を通して体験学習館の雪冷房システムを体験させ、教育課程に加えるよう教育委員会を通じて指導して参っております。子供達が、こうしたことで町に誇りを持ち、郷土を愛せるようになるということは、愛郷心として町のヴィーナスプランでも提唱している訳であります。

次に放射能教育であります。昨年3月11日の東日本大震災以来、防災教育の大切さが叫ばれております。

再生可能エネルギーについても、県で関連教材の助成事業も行っております。原発の代替エネルギーへの世論として渴望されているところであります。国では、小中学校等で活用する教科書には国定教科書と検定教科書がありまして、更にその教科書を説明する為の副読本もあります。昨年、原発問題が社会化して文科省では放射能に関する副読本を小中高に配布しております。放射線とは何か、どんなふうに使われているのか、それから体を守るにはどうすれば良いのか、そうした内容が含まれた副読本であります。関係教科の授業で折りに触れ教えるように指導もされております。限られた教育時数の中で先生方は工夫を凝らして取り入れております。町としても防災教育の意味を踏まえ、こうしたことは積極的に教育現場に取り入れてもらうよう、今後とも教育委員会を通じて指導して参りたいと思います。以上であります。

議長： では再質問許可致します。

4番： それでは再質問させていただきます。まず1番目に小学校統合に向けた準備状況の説明を聞きますと、比較的順調に進んでいるという印象を受けました。それで再質問させてもらいますが、今現在父兄の方々から心配事や問題点が具体的に上がっているというような問題はありませんか。

町長： 教育委員会の方から一つ答弁させますのでお願いします。

教育次長： 準備委員会では今回で5回目を開催しております。保護者の方々もそうですが、議員の皆さんから定期で開催している準備会の他に、色々近くでご意見のある方にペーパーに記載して提出してもらうということで、先般も7月末までの提出で1件だけございました。内容的に所謂登校面で、やはり地域の中での安全ということでの心配で、その辺バスの停留場所等について今現在各小学校の方に、富長、堀内の方はまだなのですが、長沢の方には先般保護者会があるということでお邪魔して停留所をこのように考えていますということと、現在基本的には舟形中学校が統合になっていますので、その停留場所と同じ場所ということで、更に危険な場所を1ヶ所加えてということをご説明申し上げております。準備会の折に、やはり色々な意見を持っていらっしゃる方が公営で届けて頂けるように工夫をしているのですが、更に各学校の方にも統合についての不安等がありましたらということで各校長先生を通して折に触れ、機会に行って頂けるようお願いしているところです。以上です。

4番： 父兄から上がってくる問題も然程多くないという印象で、比較的やはり順調に進んでいるという印象を受けました。今後大詰めを迎えるでしょうから、やはり気を緩めないで各問題に随時あたって素晴らしい新舟形小学校にして頂きたいと思います。

あともう1点ですが、これは先般議会でも多く質問されましたが、エアコンによる冷暖房ということで、教育委員会の答弁の中で、こうおっしゃいました。エアコンによる冷暖房は、現在使われているボイラーによる暖房を使うよりも電気代が安くなるから、今の能力的にも暖房するには問題が無いという答弁があって、その後に併用しながら当分は考えていると言われたのです。つまり、床暖房とエアコンによる冷暖房を両方併用しながら学校を運営していくと答えられた訳ですが、それでは電気代の節電には繋がらないのではないかと私はそう思った訳です。これは時間を使わせて頂いて質問すべきだということで今回質問させてもらう訳ですが、きちんと新小学校が発足した後は、電気代を節約する為に今まで使っていたボイラーによる暖房設備は使わないで、きちんとエアコンによる冷暖房に切り替えると、そういうお考えでいらっしゃるのでしょうか。

議長： 一般質問なのでできるだけ町長の方へ一つ質問をお願いします。

町長： その辺の見解を再度教育委員会からお願いします。

教育長： エアコンにつきましては基本的には夏は冷房、冬は暖房という形で通年教育委員会としては考えるところで説明を申したところです。基本的には床暖の方については冬の間は使用しないという考え方があります。気候条件等がどのような形で変化するか分かりませんが、それを廃棄するという形ではなくて、そのままの状態では維持していくという考え方になると思います。従来ご説明しているような形で暖房冷房につきましては今回整備しております空調を基本に考えておりますので、今議員さんが心配して常に併用するような使い方をするのはないかと懸念があった訳ですが、基本的には教育委員会としては今申し上げたように今回整備した空調を基にして数年利用していくという考え方です。

4番： そういう考え方なら安心しましたが、どうしても使わなければすぐ駄目になる、しかしいつか使いたいとなればそこに維持費が掛かるということは普通に考えられることだと思いますので、しっかりどちらで使うのかをはっきり決めてやられた方がよろしいのではないかと思います。

電気代については再度機会があれば質問致しますので、そこでやはり効果が出ていなかったということ

にならないようにして頂きたいと思います。

さて、それでは2番目の質問をさせて頂きます。舟形小学校から一の関間の道路についての答弁では殆ど再質問の仕様がないう位の答弁を頂いております。25年、26年度から整備を進めるということでありますが、1点だけ、この25年度から順次土地買収に入っていくという考え方でよろしいのでしょうか。

町長： これはあくまでも補助事業ということで考えております。来年度の補助事業ということで今担当課の方で要望しておりますので、そういう補助事業の採択を勘案しながら事業が実施されるのが前提になると思います。

4番： この舟形小学校から一の関間の道路については、先般議会報告会の中で一の関町内会に回った時も、その座談会の中で出た案件であります。又、この小学校が統合されれば、父兄の方々があその道路を一の関、長沢方面の方々が通って、そして学校行事に来られるということが多くなるのかと思います。更に農業車も通るのであれば、やはり逸早く整備を進めて、更にそこを文教ゾーンという考えがあるという答弁を頂きましたので、急いで整備していくということに何ら問題は無いと思います。この補助制度はどうなるか分かりませんが、是非しっかり採択になるように声を上げていって頂いて、そして協力が欲しいというのであれば、一の関町内会或いは我々議員も協力をして逸早く整備を進めていかなければならない一つの場所ではないかと思っておりますので、なるべく早く整備できるように宜しくお願ひしたいと思います。

それでは3つ目の質問をさせて頂きます。まず2つに分けて質問させて頂きたいと思っております。町の歴史教育について、この答弁書の内容では縄文の女神が国宝に指定されたということで、展示会には殆どの小学生が来られたというご説明がありました。今年は全員来たと思っておりますが、去年一昨年、国宝に指定される前はもしかすると、という段階での縄文の女神の教育があったのかどうか、そういうことは一つ大切なことだと思っております。そして更にもう一つ伺いますが、舟形町は縄文の女神よりも前にまず、炭鉱の町であったということが忘れ去られてきているのではないかと思います。これを教育関係者或いは町長にも問いますが、そこはもう忘れて良い過去の出来事だと思っておりますので、つまずき、そういう展示物やそういう町であったことがあまりにも聞かれなくなってしまいました。このことについて2つまず質問致します。

町長： 詳細については教育委員会から答弁させますが、私は町をPRしていく中で常に申し上げていることは、舟形町のキャッチフレーズは「若あゆと古代ロマンの里」であると申し上げております。その中で若あゆも古代ロマンの里も日本一から命名になっているということです。更に舟形町は今ご質問ありました、亜炭というものがあつた訳です。従いまして、この舟形町は地下資源の宝庫であると必ず付け加えております。これは諺であります、昭和30年当時は、「3尺掘れば亜炭、100尺掘れば石油」という格言があつた訳です。あの当時は亜炭の宝庫として、地下資源の宝庫として舟形町は全国的に脚光を浴びた町でありますので、そういう名誉は私は常に持っております。従ってそれが教育に今はどう反映されているかについては教育委員会の方から答弁させますが、私は亜炭の地下資源の宝庫を舟形町は忘れないで、これからも教育の中で舟形町の伝承ということで伝えていきたいと思っております。以上です。

教育長： お答えします。まず1点、先程一般質問の中で町長もお答えになっておりますが、学校の授業の形態というのは舟形町が全て独自に授業を組み立てるということではなくて、教育基本法に基づきまして学校教育法、それに基づき色々な形の経過がありまして、一つの教科書が検定教科書として認められています。その教科書を使用しながら子供達に国の一つの方針に基づいて教育をする流れがあります。そういう中で教科毎にも指導要領の中で科目毎に何時間、学年毎に決められております。そういう形である一定の領域をその学年毎で子供達に教育をしていくということで教科書も作られておりますし、授業も成り立っている訳です。郷土の学習をどう組み入れて行くのかが今議論になっていると思っておりますが、私達の方では大きなところにつきましては、舟形町にも社会科の副読本という形で作って、郷土の問題も先程議論がありましたが、舟形町に誇れるような、又舟形町の歴史を小学校の過程の中で皆さんの方からご了解を得て、舟形町独自で社会科の副読本を作りながら他所では無いような特色のあるものを作って、子供達に3年生4年生を中心として、舟形に関わることを指導しております。その中の一つとして、今お話ありましたように、直接的ではないと思っておりますが、農村に関わる問題、産業に関わる問題、商業に関わる問題の中で折に触れさせて頂いております。特に力を入れている部門は、町の基幹的産業は農業であるとありますので、その副読本の中でも大きなウエイト、産業に関わる部分ということで割いておりますので、十分その所については一読して頂ければ力を入れている部分が分かると思っております。ただ、今議論として出まし

たエネルギーの問題につきましては、残念ながら紙面を多く取りながら、副読本の中にも取り上げておりません。そこにつきましては、各学校で学年は分かりませんが、舟形町の役場を訪問した時に町長室の前の所、議員控室の前の所に飾ってある物とか、そういう物を産業の振興という形で亜炭がありますので、そこで説明したり、昭和30年代までの舟形町の基幹産業であった亜炭にも触れて頂くとか、あともう一つは意見の方にあったトロッコとかエンドレスとか木友の鉱山とかありましたよね。各地区にありましたが、それらの時にはそれらを触れながら舟形町が東北一の亜炭の出炭地であったということは、今の教育課程の中でも若干説明させて頂いているので、特に社会科の副読本を通じながら郷土の学習に力を入れているつもりであります。

4番： 放射能に関してはまた後で質問しますので、この舟形町の教育という中で1頁開くと、「舟形ブランドを育てる」と1番最後の方に書いてある訳ですが、町長もよく卒業式なんかでは舟形ブランドの卒業生としてという言葉が使われますよね。この舟形ブランドというのは何を持って舟形ブランドと言うのですかということです。舟形町の歴史や、舟形町に出た縄文の女神や、若あゆだったら若あゆのことや、そういったことを知って卒業していくから舟形ブランドと言うのかなと私は思うのです。ただ教科書に書いてあったから、それを説明したからということではなくて、やはり体験をさせなければならないと、これが私の1番の根本の質問のところですよ。体験です。体験できる所はどこにありますか。例えば炭鉱の町であった所、歴史民俗資料館に昨日行ってきましたが、炭鉱のことは無いのです。縄文の女神が殆どな訳です。そうすると、どこで炭鉱の町であったことを体験できるのか、これはどこかと言いますと、堀内にある沢内さんの所です。沢内さんの所で名前は言えませんが、JAの跡地のアトリエを見に来た学校の先生が、私が書いた炭鉱の絵を是非寄付させて下さいと言って展示してあり、やはりそういったことを教育の場として体験させることが大切だと思うのです。更に数多くの小学生が今年来ましたと言いましたが、この縄文の女神を見ただけでは教育にならないというのが私のポリシーです。4,500年前の方々がどういった思いやどういった時代の風景を、この縄文の女神に託したかというのを教えるのが私は教育だと思うのです。そして舟形町ブランドの子供ができると思うのです。雪冷房システムにしてもそうです。ただ説明するだけで体験をさせないで、教育しました、教科書に載せました、口で説明しましたというだけでは舟形ブランドにはならないと私は考えるから質問しているのです。例えばこの縄文の女神、郷土資料館に行って色々説明を聞いてきましたら、こういった縄文の女神に似た土偶は最上町でも出土しているし、宮城県でも出土しているし、尾花沢、天童かそこら辺でも似たような土偶は出土しています。しかしながらこういった完成形のような形で出土したのはこの舟形町に来ているという話をされていました。果たしてそこまでの説明を小中学生が受けているのかということなのです。更にレプリカを作っている方に「どうですか。作り具合は。」と聞いてみました。右足が短いそうです。腰が捻じれて、到底これを復元してまるっきり同じ物はできないということでした。この腰の模様が左右非対称であるから、その時の作った人達の思いはどうなのだろうということを語っておられました。やはりそういったところまで教育してあげて、その子供達が卒業した時に説明できる位のこと、これが舟形ブランドの子供達となろうかと思えます。限られた時間の中でそういった説明をできる位までの教育ということになれば、教育長の説明ですとちょっと疑問ですが、そのきっかけとなるような教育位まではしてあげなくてはならないのではないかと私は思います。それには体験が足りないということです。いかがでしょうか。体験が足りないと思えます。

町長： まず亜炭の件であります。舟形町も昭和29年10月1日に合併しまして舟形町になった訳であります。そういう歴史と伝統というものを当然先程の答弁を繰り返すようですが、石油の宝庫でもあったし、或いは亜炭の宝庫でもあった訳でありますので、これを未来への子供達に伝承するという教育も私は必要であると思えます。今そういう機会が無いとすれば、何らかの形で今佐藤議員が言われる通り、そういう歴史というものも頭の方に入れ、舟形町を堂々として誇りに思いながら、他の方に語れるようになって欲しいと思えます。

それから縄文の女神像であります。先程私も下の方でマスコミからインタビューを受けた中でちらっと言ったことを今申し上げますと、こういう立像という物を何故作ったのかと、今確かに頭の部分、胸の部分、腰の部分、足左右の部分、5つが見事に合致しましたが、確かに尾花沢或いは真室川さんの方でも、そういう土偶は出ております。ですが、完全に密着するものは無い訳であります。そういう土偶の考え方も私はマスコミの方にこういう方が居たのかどうか、私も考えてみました。或いは理想の女神像として当

時先人の皆様が作ったのではないかというストーリーも考えてみました。そういう名誉を子供達に教育する、これは大事なことだと思いますので、その辺は私の考えであります、詳細については教育委員会の方でそれなりに考えがあるとすれば一つ答弁お願いしたいと思います。

教育長： まず第1点ですが、舟形ブランドとは一体何かということで質問あったと思います。議員さんお持ちだと思いますが、舟形ブランドというのは私達はこう捉えております。「3つの力と2つの心を備えた児童生徒」、それが舟形ブランドであるということです。今議員さんも見ていますが、裏面の所に「3つの力と2つの心」ということで具体的に書いてあります。3つの力は何かと言いますと、学力・実践力・意志力。2つの心というのは、思いやる心・愛郷心ということで、舟形町、郷土を愛する心、これをいかに卒業するまでの間に付けてあげるのかということで、最低限小学校、中学校の中で作り上げて卒業されることが舟形ブランドの完成ではないかという形を目指しながらやっているところです。その中で先程言いましたように、郷土を愛する心というのはどういう所から生まれてくるのかということですが、それは今回の土偶の問題にしても然り、又雪冷房にあっても世界に誇れる物という形で、先人達や私達の先輩達が色々な形で郷土で生活する中で作り上げてきた成果品、それがずっと伝わっていくことが子供達に愛郷心なり思いやる心を作り上げていくということに繋がっていくのではないかと思います。そういうところで間接的ではありますが、やって頂いているということです。あともう一つは、どうしても先程から言いますように、私達は1から10まで子供達に舟形の良さを知って頂きたいという形で先生方をお願いして、教材として取り上げて欲しいと願っている訳であります、残念ながら完結する程まで時間的な余裕が無いという形ではしりながらの部分が出てくると思います。そのの所は親の力、地域の力によって補完して頂くということで、そういう面については社会教育の講座の部分や色々な講演会、そういう時々社会的な大きな話題になった時に講座を開いて参加して頂き、家庭に持ち帰って子供達にもお話してあげて頂きたいと、そういう狙いを込めて実践しているので、是非教育委員会が進めているところというのは地域の方々の力をお借りしながらも、子供達を育てていきたいということで企画されているのでご了承、ご理解を頂ければと思います。

4番： まさにそういうことができるように先程の一般質問にあった大人塾なんかでも、大人が勉強して子供に教えてあげられるような仕組みができれば良いと思います。最後に放射能の教育を取り入れてはどうかということですが、これは子供の時に教育するということが非常に大切だと思います。これは文部科学省の委託事業で、文部科学省が主催している放射能・線等に関する教育の取り組みへの支援ということであるのですが、中々説明しようと思っても題材を渡す位のことしかできないかと思えます。しかしこの中ではそれを説明する教職員のセミナーを開催して教員に勉強してもらおうということを実際していて、それでも駄目なら出前授業を開催しますと、小中学生に関してはそういうこともやっているのです。そして4つあるのですが、課題研究の活動の支援、これは高校生以上の対象、あともう一つは計測機器の貸し出し、こういったことを文部科学省が委託して事業としてやっている位に、この放射能に関しての教育を一步進めようとしている訳です。こういったものを利用して、そして先程言った本を渡しました、見せただけではなくて実際に講師の方や出前事業を呼んで専門家の方に話をしてもらうということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長： 時間になりましたので、またの機会に質問して頂いてご答弁を一つ頂きたいと思います。これを持ちまして、佐藤議員の一般質問を終結致します。

続きまして、5番加藤憲彦君。

5番： 一般質問を行いたいと思います。質問の次第、今後の広域消防体制についてであります。中身について大変短いのですが、これは本当に大切なことではないかと考えております。今後の広域消防体制について、11月に予定されているドクターヘリ運航に係る町の対応、今後の広域消防体制をお伺い致します。

町長： それでは5番加藤憲彦議員の質問にお答え致します。

1番目のドクターヘリの運航についてであります。現在、11月中旬のフライトに向けて、山形県或いは消防本部・運航会社・市町村とで準備に今あたっています。ドクターヘリとは、医療機器・医療品を搭載した救急医療専用のヘリコプターに救急医療の専門医と看護師が搭乗し、患者の救命治療を行う医療専用のヘリコプターであります。山形県のドクターヘリは、基地病院となる県立中央病院（救命救急センター）に常駐し、消防機関からの出動要請に基づき、直ちに救急医療の専門医と看護師が搭乗し、救急現場に駆け付け、必要な救命治療を施した後に、基地病院である県立中央病院を始め、山大病院や日本海病院

など、県内10ヶ所の拠点病院等に搬送されることとなります。ドクターヘリを利用し、搬送された場合の費用については無料となりますが、救急現場やドクターヘリ内での治療に要した医療費については、通常の医療費と同様、医療保険制度に基づき請求されることとなります。ドクターヘリの特徴として、機動性と迅速性が挙げられております。時速200kmの高速で、山形県内全域を30分以内でカバーすることができます。ヘリコプターの機体も小型である為、救急現場付近の学校のグラウンドや駐車場、河川敷などのランデブーポイント（臨時の離着陸場）に離着陸することができる訳であります。ドクターヘリの導入によりまして、救急医療の専門医が、速やかに救急現場で救命治療を開始できることや、高度な救急医療機関への搬送時間が短縮されることなどから、救命率の向上や後遺症の軽減が図られ、県内における救急医療の更なる充実・強化が期待されております。

町と致しましても、町内におけるランデブーポイントの適地の確保に向けて、県地域医療対策課やヘリコプターの運航会社、最上広域消防本部と一緒に現地での確認作業を実施しております。特に冬期間は、雪の影響からランデブーポイントを最適な状態に確保する為、日常的な除雪作業が必要となります。人命救助とドクターヘリの安全運航に向け、町民の理解と協力を得ながら、町と致しましても出来る限りの対応をして参りたいと考えています。

7月中に県地域医療対策課の職員を招き、町内会長・民生児童委員・女性代表者を対象にして、ドクターヘリ運航についての研修会を実施しております。11月中旬の運航まで2ヶ月程度しかありませんので、県担当課と連携を密に図りながら、町としての体制を整備して参りたいと思います。

次に今後の広域消防本部の体制についてであります。長年に亘る議論の結果、広域消防本部体制を将来、6署体制で運営していくことに決定し、現在その方向に進んでいるものと理解しております。舟形町においても、舟形分署が廃止され、平成22年度4月から福寿野地内に新たに南支署が設置され、舟形町と大蔵村を管轄区域として2町村の消防業務の任務にあっております。

8月7日には、北支署庁舎建設工事の入札が執行され、真室川地内に建設が始まっております。来年3月上旬の完成予定で、真室川町と鮭川村の2町村を管轄区域として、消防業務に専念することとなります。消防本部の6署体制の整備に向けて着々と、計画通り進行しているものと思います。

8月20日に開催された最上広域理事会において、最上広域消防本部から消防職員の定員管理計画の見直しについての説明を受けました。消防本部体制のスリム化と市町村の財政負担軽減を図る目的で、平成28年度から113名体制を目途としておりますが、平成27年度から6名増員し119名体制でお願いしたいとの要請がありました。定数増員の理由としては消防学校や防災ヘリなどへの出向、派遣の対応、又、新規採用職員が防災学校での訓練等の為、9ヶ月間現場に配置できないこと、出張や研修、病気等の休暇への対応が現実的に困難なことから、目標定数の113名体制では人員に全く余裕が持てないとの説明でありました。新しい体制でスタートして3年目を迎えましたので、現場の声も真撃に受け止めながら、消防業務が適正に運営され、職員に過度の負担を与えていないか、などの検証作業を行うことも必要ではないかと思っております。併せて、広域消防本部運営の財源を8市町村で負担しておりますので、将来に亘る財政の支出が各市町村の負担増とならないように、考慮しなければならないと思っております。

広域理事会では、消防職員の定数見直しの説明を受けまして、管内の総務課長会議で検討するよう指示を致しております。その検討結果に基づき、最上広域理事会で、広域消防本部職員の定員管理計画の見直しを改めて検討して行きたいと考えております。以上であります。

議長： 再質問許可致します。

5番： まず私の質問はドクターヘリの目的とか導入についての説明を受けるのではなくて、町その物がドクターヘリにどういう対応をするのか、まずこれを最初にお聞きしたかったのです。これをお聞きしたいと思っております。

町長： これは山形県の新しい事業となりますので、県の施策というもので、目的のある通りに救命救急の迅速さということもある訳でありますので、これらに即して、町でも対応していかなければならないと考えております。

5番： 今町長の答弁の中にドクターヘリとは何なのか、そしてドクターヘリ導入の目的はどうかということをお聞きしたい。これをそっくりそのまま答弁になって私の方に返ってきております。何で私がこんなことを言ったのかというと、山形県に11の消防本部があります。ところが広域消防、消防事務組合等々が4つであります。今回新しく置賜広域消防が今までは米沢、川西、高畠、南陽が一つになったのです。しかし、各自治体で

消防本部を持っていた高島、川西、南陽、米沢は、我々最上管内と違って、署があった場所なのです。しかし最上広域と同じように広域消防を名乗っている西村山広域行政、これは寒河江を基点にして、河北、朝日町、西川町の4つです。それから西置賜、これは長井を基点にして、小国、飯豊、白鷹。そしてもう一つは酒田地区なのです。その消防体制は今申し上げた広域でない消防本部の尾花沢市、村山市、東根市、天童市、山形、上山、鶴岡、この消防職員は市役所の職員ですよね。ところが最上広域と同じように行政組合の場合は、3人体制というのはこの最上広域だけなのです。今町長の答弁の中にあつた、真室川と鮭川が北署、そして大蔵と舟形が南署、最上が東署、戸沢が西署、そしてどうしてもカバーできない範囲があるということで金山分署がある訳です。最上広域だけが3人体制なのです。3人体制でドクターヘリに対応することはできません。この間広域の議会があつた時に、高規格の救急車2台を財産取得するということが臨時議会がありました。その席でも消防長がはっきり、この防災ヘリに消防本部の方では対応できませんと答えている訳です。何故かと言うと今言ったように3人体制なのです。だから、県の方でも最上地方だけが進んでいないという答えなのです。他所は今言った西村山行政区分、寒河江を基点にして、河北、朝日、西川、これは一つの体制4人から5人なのです。西置賜、これは5人体制なのです。西置賜というのは小国、飯豊、白鷹、そして長井市なのです。そして酒田地区でも4人体制なのです。今何でドクターヘリ云々と言いますか、これはマーシャルというので、恐らく総務課長はその会議等に出ているので大変分かると思うのですが、ドクターヘリは本当に緊急を要した場合は道路上にも落ちます。大規模な災害が発生した場合は、空いている所があればどこにでも降ります。しかしながら、各消防本部が救急車でドクターヘリを要請した場合はマーシャルという誘導員が必要なのです。今言ったように最上広域では3人体制ですから当然対応できません。その対応をどうするのですかというのは、新庄、舟形、大蔵、金山この8市町村の対応全部ある訳です。役場職員が訓練を積んで誘導するのは構わない訳ですが、今申し上げた他所の行政区内では4人体制もしくは5人体制で対応するということが、消防本部が主になって、このドクターヘリの運航に関する色々な情報を消防本部でやっているのです。ただ最上広域だけではできないのです。できないと答えているのは最上管内だけなのです。各町村でそれに対応するということがありますから、普通の日ならば誰でも訓練を積みば可能な訳であります。土曜日、日曜日、夜間は勿論飛んできません。しかしながら、土曜日、日曜日、役場職員を訓練させてそれを常駐させるのか、ただ全部が全部ではないのです。例えば大蔵の肘折みたいなのは救急車で搬送するよりも時間が早い、一分一秒を争うということでドクターヘリが飛ぶ訳です。逆に言うと、紫山や新庄、近くの災害があつた場合はドクターヘリを呼ぶよりも、救急車に乗せて県立病院に連れて行った方が早いのです。これ言っている意味分かりますね。逆に今言ったように西又や松橋とか、救急車で一分一秒を争う場合にドクターヘリを呼んでやる訳です。そのドクターヘリに乗っている看護師・医者、この方が判断をし、これは新庄の県立病院では駄目だと言うならば、中央病院なり日本海病院なり大きい病院に搬送するのです。それならばドクターヘリの効果が出るのです。しかしながら、今言ったように県立病院の近くで事故が発生した時にドクターヘリは呼べません。まず1番最初に県立病院に連れて行きます。それで県立病院で対応できないとなれば、中央病院なり大きな病院に搬送するのです。これがドクターヘリの力なのです。だから今言ったように最上管内では消防本部では対応できないというはっきりした返事が出ているのであって、各町村でどう対応を取るのか、新庄市の場合は本部というのがありますから、そして2部制になっていますので、そこへ人員を派遣しても何ら支障は来さないです。ただご存じかどうか分かりませんが、新庄市の消防本部でも今は一杯一杯なのです。何かことがあつた場合に職員を休ませることも何もできないのです。そうした場合は、ご存じのように南支署と北支署は2つの自治体を跨ぐということで、日勤の支署長を置いている訳です。要するに4人日中は居るのです。4人居るのだから、何かあつた時に新庄の本部の方で南支署から1名、北支署から1名本部で借りる時があるのです。私の今日の大きな質問は、町長がリーダーシップを執ってこのままの体制では駄目だと、今ここで答弁書の中にスリム化する、財政の軽減をするなどともない話なのです。いつも町長が言っている安心安全は金で買えるのか、むしろ逆に町長が先頭に立って職員を増やすような対応をして欲しいというのが私の今日の一つの大きな質問なのです。

今言ったように、ドクターヘリが来るのに町内会会長、児童民生委員、女性代表を対象に説明会をしているということも、私は不思議でしょうがなかったのです。何の為の説明なのかと。今言ったようにこの最上地区では県立病院、ただ県立病院にヘリポートができるかできないか分かりません。今の状態は東山の球場に患者を運んで、そこから防災ヘリでも何でも今そう対応しているのです。だから逆に県立病院

にヘリポートができれば、今言ったように一分一秒を争う人の命に対応できるのであって、その判断をして大きな病院、日本海なり中央病院に運ぶというのはその次の次なのです。逆に言うと舟形町では十二河原にヘリポートがあります。その十二河原のヘリポートに救急車で搬送して行って、中央病院からヘリコプターが来て、例えば大きな山を経て中央病院へ運ぶというのなら意味があるのですが、十二河原のヘリポートから東山の球場へ運んで、東山の球場からまた救急車に乗せて県立病院へ運ぶのであれば、そこまででまったり何かしているのであれば、マーシャルなど色々な人材を使うのであれば、真っ直ぐ走った方が救急車は早いのです。だから恐らく、山形市辺りはドクターヘリというのはあまり活用ないですが必要はないと、むしろ逆に今言ったように肘折地区みたいに救急車が何十分も掛かるような地域では確かにドクターヘリは必要であるし、大きな効果を発揮する訳です。何回も言うようですが、スリム化する、財政の軽減をすとか、これは大きな間違いであって、消防体制・消防本部・常備消防に対して交付税が来ている訳であります。そしてこの6署体制なる時に、ちょっと長くなりましたが、逆ピラミッドと申しますか、広域消防発足したときに大量の職員を採用した訳です。それは年間十何名ずつ来年度に雇われるのです。そして今理事首長さん達が色々知恵を絞って、高校卒業だけでなく年齢層に分けて今採用している訳です。その結果が出てくるのです。今度は縦になるのです。そうするといつも同じような財政で最上広域消防は立っていくのです。財政が無い、財政が無いと言った時代は今年で終わりますが、逆ピラミッドと言うか、同じ年齢の層があって、早く言えば高給取りが沢山居たのです。今度は日本の高校生やら、そして29歳、30歳と分けて取っていますので、ある程度の流れになって最上の面積と最上の人口に対する消防職員の数113名とはどこから出てきたのか。私から言わせると139名が国で定めている最上広域消防本部の職員数なのです。その職員があれば、今言ったようにドクターヘリが飛んできた時のマーシャル、それから少し長くなったついでにもう一つ述べますと、3人体制の中でこういうのがあるのです。「ビュー連携」というのがあります。町長これ覚えていて下さい。「ビュー連携」というのは何なのか、これ分かりますか。「ビュー連携」というのは最上広域だけでは人が居ない為やっています。他所ではやっています。例えば町営住宅4階建てです。そこの4階で急病人が発生しました。救急車は今3人、担架を持って3人行きます。地域住民、付近の人等に手伝ってもらわないと降ろして来られないのです。ところが他所の消防本部では「ビュー連携」というので、高層建物や今言ったように町営住宅とかそういう高い建物から、搬送する為に2台を出動するのです。それが「ビュー連携」というので、救急車の他に消防自動車が一応付いて行くのです。そして救急隊・救急救命士が荷物を4階から、それこそ手が震える位重いものを持って来て患者を診ることができません。そういうことを無くす為に、大きな建物から救急搬送する時には「ビュー連携」ということで2台出動するのです。それをやっていないのは最上広域だけなのです。そういう点からできれば町長がいつも言っている安全安心、その為に職員の定数113名という定数がどこから来たのか、そしてそこへ6名プラス119名という定数は消防長が恐らく知恵を絞って絞って、ギリギリの線を出してきた数字ではないのかと、私はまだ消防本部に一切どういう体系なのか実際聞いていませんが、一つこれだけ覚えていて欲しいです。ついこの間です。紫山で救急要請がありました。当然南署が出動しました。そして着くか着かないかで、大蔵で救急発生しました。南署には救急車無いのです。消防自動車はあるのですが、人もいません。戸沢から大蔵に来ました。そんなこんな言っているうちに新庄で火災が発生しました。全部出動範囲出ているのですが、これは南署が出動範囲に入っているのです。ところが救急車が出て行って、新しい消防自動車2,700万円するやつがそこにあるのですが、人が居ないから出られないのです。どこから来たと思いますか。金山から来たのです。たまたまそれで済んだから良いのですが、今日本列島がまさに揺れに揺れて色々な問題がマスコミ等でも話上がっております。私は安全安心を金では買えないものではないかなという感じでおります。今言った1点、今度職員の配置が変わってきております。頭でっかちで逆三角形で、大変言い方は失礼なのですが、高給取りが居なくなってきている訳です。それが一つと、それからここ2、3年その団塊の世代で大量な退職者が居るということで、首長さん達が職員を新規採用しました。ところがその新規採用の職員は3年間使えないのです。現場で安心安全、人の為にやるのはやはり3年位掛かるのです。どうぞ、町長その辺をお伺いしたいと思います。

町長： 大変建設的な提言ということで捉えております。まずドクターヘリについては、確かにこの前の最上広域の議会の中でも消防長が新庄の議員の佐藤さんに答弁しておりますが、20分以内であればすぐに搬送できると、或いは20分以上は中々難しいだろうという答弁でありました。確かに今加藤議員が言った通りに最上広域消防本部だけがドクターヘリの離着陸の誘導ができないということがあります。それで24

年8月31日付けで山形県エネルギー部長、山形県健康福祉部長の連名で各町村長にドクターヘリ運航に係る臨時離着陸場の保安業務体制についての依頼文書が来ています。これは何故かと言いますと、今加藤議員がおっしゃるように山形県一円ではなくて、最上広域のことを指しながら依頼文書が来ている訳であります。これは舟形町長と言うか各市町村長になりますが、この文面の中では一部事務組合として消防業務を行っている市町村から、消防機関のみでは保安業務体制を確保することは難しいとの意見をお聞きしているところでもあります。これを言ったのは金山町長と私なのです。こういう文書が来ないと市町村は困る訳です。暗闇の中でしなさいと言っても、現実最上広域消防はできない訳ですので、こういう依頼文書というものが欲しいということで、これを頂きながら、まず市町村での保安業務体制、色々総務課長ともお話ししているのですが、日中、平日は役場職員が対応することになると思います。ただ土日については、一つの案としまして、最上広域消防を退職された方を新たに委嘱しながら対応しようかと思っています。ただ色々ドクターヘリのケースの場合、今加藤議員も言った通りに、舟形町の場合はそう頻度は無いと思うのです。ですから何か事故が発生した場合は、山形県立病院から来るよりもすぐ行った方が近い訳です。ですから、ヘリはそう数多くの頻度はないと思いますが、長沢の奥の山或いは松橋の奥の山などになった場合と想定すれば、例えば今の若鮎まつりの場所にした場合に土曜、日曜日の場合は最上広域消防のOBの退職者された方をお願いするとか、そういう体制を敷くのがまず今の喫緊の課題なのかなという点が第1点です。

それから広域消防の見直しであります。色々な場面で私が言っていることは町民が安心安全で希望することは3つありますと申し上げております。一つは消防業務の充実、2つ目は防犯・防災・警察の充実、それから3つ目は医療の充実と、こういう3つのことについて申し上げておりますが、その最たるものはやはり消防業務であります。特に震災・防災の面からすると、やはり今1番町民が羨ましい、誇りに思うのは消防団の充実であり、その中でもそれをプロとして職業選択している広域の消防分員であると思います。この113名という数字は色々な要素で出てきた数字であると思いますが、確かに答弁書に書いた通りに、市町村の財政というものも勘案しながら8署体制や6署体制にしたのだと思います。今答弁にも書きましたが、8月20日に最上広域消防本部の方で119名という数字はどう出したのか分かりませんが、そういう新しいものが出てきたということで、これを総務課長会議の方で煮詰めてもらって、それを終えて最上広域の理事会にかけて、そして議会の方にかけてというプロセスになると思います。総務課長会議の中でも今加藤議員が言ったような現実には119名ではなくて139名というものが標準、下手なのだというの、119名で良いのか或いはそれにプラス10名をすると良いのかという課題を提案してもらいながら最上広域理事会の方でも検討していかなければならないと思います。これも広域の理事会がある度に、消防の在り方というものを前は8署体制から色々なことで毎月ありましたが、最近消防関係の広域のことについてはあまり毎月のように話になりません。これから真室川も新たに出る訳でありますので、今の研修の度合い、或いは消防学校に行く方も9ヶ月間ありますので、そういう面での不備も加藤団長さんの方からも指摘されたこともあります。その辺も十分に参照にしながら、私の願う消防業務の充実という面を事務局のペースでも結構でありますので、総務課長会議を経ながら広域理事会の方でも十二分に検討して参りたいと思います。又、そういう意見もあったと理事会の方でも私なりに発言・質問して参りたいと思いますので、今後とも一つ宜しくご指導賜りたいと思います。

5番： 町長には是非リーダーシップを執ってもらって、うちの議員でこう言った人が居たということから消防体制を見直して頂きたいと思います。今各支署そのものが3名なのですが、これを1名増やして4人体制にすると約20名必要だそうです。と言うことは1班、2班、3班と色々あるので、4人体制にすると約20名必要だということだけはお聞きしています。そして尚且つ、他所の消防本部では4人、5人で対応したのをある首長さんが、最上広域では3人で体制しているのだから、うちもできるだろうという話があったそうです。そしてやろうかという話になったのですが、やはり今言ったように色々な体制で当然できないと、ちなみに今最上広域で夜出動すると手当という物があるのです。ところが手当はやらないから代わりに休んで下さいということなのです。できれば安全安心というのは金ではなくて、本当に地域住民が安心して暮らせる、それが余裕とは言えませんが、そういう流れではないかと思っております。何かあった場合に、当然山消本部の指令課の方で間違った指令とは言いませんが、今裁判中でもあります。そういう問題もありますので、できれば今町長さんが本当に前向きに答えてくれましたので、是非それを最上広域でもやっていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。終わります。

議長： これを以って加藤憲彦君の一般質問を終結致します。

続きまして、1番佐藤勇君。

1番： 私の方からは提出しております、担い手・経営対策で地域振興、遊休農地対策室を設置し農業振興を、と題して質問させていただきます。

1. 担い手・経営対策で地域振興。2009年12月の農地改正法により一般企業の農業参入が増加しています。又、外国資本による森林の買収が2006年以降だけで78件1,130haに昇り、国土保全と安全保障の観点から土地所有を制限する為の法整備が求められています。それに加え継続性の無い農業政策など多くの課題が農業の現場には山積され、翻弄されているように感じられます。農地、農村が果たしている役割を見直すべきではないでしょうか。

「農の教育」、農業を理解し支える人、次代に農業を繋ぐ担い手を育成していく必要があります。政府は日本再生の基本戦略の具体策として農業について重点施策では、戸別所得補償制度、又「人・農地プラン」で経営体育成を図り、競争力、体質強化、地域振興を5年間で集中展開するとしていますが、町としてどのように推進していくのか、又町独自の支援策があるのか伺います。

続きまして、遊休農地対策室を設置し農業振興を。町内の田畑全筆を現在農地パトロールする中で、年々耕作放棄地が増えているのが現状です。過疎化、高齢化、後継者不足に加え大きな課題として、圃場条件の不備が最大の要因であります。舟形町総合発展計画の中で、167haに亘る耕作放棄地について、認定農業者や担い手農家へ農地の利用集積を促進します、とあるが、具体的な対策は全くなされていません。県でも農林水産業の産出額を3,000億に拡大し農林水産業元気再生戦略を強力に推進しています。町としても舟形町を一つの農場として捉え、生産基盤と施設の近代化に向け地域の土地利用計画を作り、農地の流動化を図る為、経営体育成基盤整備事業を今すぐにも推進、実践していくべきと思います。次代へ整備された農地を繋げることが、農業振興であり地域振興であると思います。町長の考えを伺います。

町長： それでは1番佐藤勇議員の質問にお答えします。

一つは、担い手・経営対策で地域振興についてであります。

まずは、これまでの農業政策・担い手論について振り返ってみたいと思います。ここ10年間で大きく変革された政策として、まず平成14年度に制定された「米政策改革大綱」によりまして、一つ目は消費者重視、二つ目はプロ農家の確保、所謂認定農業者であります。三つ目が米販売の自由化を柱とした「新たな米政策」が出されまして、更に平成19年度には品目横断的経営所得安定政策がスタートしました。これは高齢化に伴う農業者人口の減少を背景に、これまでの品目ごと一律に給付されていた交付金を止め、経営面積など一定の要件を満たす農家に対しまして、経営安定の為の交付金を給付するものであります。対象となる農家が認定農業者と集落営農組織・特定農業団体に限定されたものであります。しかしながら、政府は米価下落に喘ぐ農業者の反発を買い、農村の党離れを引き起こし、政権交代の要因になったとも言われております。平成21年度に新しい政府は、国内農業の体質強化を急ぐあまり、対象を一部の農業者に重点化して集中的に実施するという手法を採用した内容を批判し、戸別所得補償政策により全ての販売農家を対象とする政策に切り替えたのであります。米を優先し、価格引き下げ等の影響は全て販売農家とし、補償する政策は全てになされるべきと、直接支払い制度を強調した内容となっております。しかし、効率的且つ安定的な農業経営がより多く確保されることを目指す、認定農業者制度の活用を推進するという2010年食料・農業・農村基本計画の推進が遅延し、担い手の育成政策に繋がっていない状況があることも事実とされております。

さて、町の農業の現状として、担い手の高齢化・後継者不足や米価下落による農業所得の減少が進み、稲作依存経営から需要に見合った米の生産と転作田を活用した複合経営の必要性が大きな課題となっております。農家個々が意識改革を持ち、労働力と地域性に合った営農類型を定め、中長期的な展望を見据え、それぞれの農地に適した農作物の生産に、町・農業団体が一体となった指導のもとに本格的に取り組む必要があると思います。これらのことを受け、町では具体的に農用地の有効活用実績では、産地形成支援事業として舟形マッシュルームによる生産面積の拡大、或いはネギ生産者による規模の拡大、他2件があります。更に生産基盤と施設の近代化実績では、重点作物の産地化として取り組んできたネギ選果場の整備、或いは基盤整備事と圃場整備や揚水機場の整備など2件があります。3番目、生産組織の育成強化実績では、長沢地区そば刈り機利用組合の組織化など他の3件。更に環境保全型農業の振興等実績では、耕蓄連携による循環型農業の確立として畜産規模拡大事業や創意工夫プロジェクト支援事業、或いは活力ある園

芸産地創出支援事業などの農業振興施策を定めたところであります。

このような中で、平成24年度から新規就農・農地集積に関して新しい施策を行っていくこととし、政府は「食と農林漁業の再生のための基本方針」を定め、食料・農業・農村基本計画に基づく食糧自給率50%の達成などを目指す内容を取り纏めたのであります。特に土地利用型農業については、今後徹底した話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20から30ha、中山間で10から20haの規模の経営体が大層を占める農業構想を目指すとする政策となっております。基本的な考え方に合わせ7つの戦略を5年間で集中的に展開する計画となっております。国の基本的に考え方では、農林漁業の成長産業化、人材の確保と土地利用型農業の規模拡大、政策全体を攻め姿勢で見直し、或いはセーフティネットを提供し多面的機能を維持する内容であり、これらを具体的に進めるにあたって、各市町村で「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を作成することとなり、舟形町では郡内逸早く取り組み、去る5月24日に第1回舟形町人・農地プラン検討会議を開催し、農家の所得や安定した経営を推進するよう取り組んでいるところであります。この中に、地域の中心となる経営体、いわゆる認定農業者や担い手、所謂農地の受け手となる農家に規模拡大加算や農地集積協力金の交付等による農地集積を図りやすくする為の支援策や青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る為の給付金の交付に取り組み、それぞれの地域の未来に向けたプランを作成していかなければならないと思います。

平成23年度実績で町農政単独予算675万円のうち、134万円程を農地集積支援対策事業として担い手農家へ支出して参りました。又、集積率で見ますと、農地集積全体では45.1ha、うち認定農家へ25.2ha、担い手農家へ13.5ha、約86%がこれから町の農業を支える農家への集積率となっております。又、次世代の担い手育成事業として山形県立農業大学校在学者に対し、県内では3番目になりますが、年間授業料の全額補助を担い手の育成を行っているところであります。いずれにしても、行き先不透明な農業事情であります。国の政策を見据えながら担い手への面的な農地集積、或いは新規就農者等への支援について、町として最大限に可能な限り様々な事業に取り組んで参りたいと思います。

次に、遊休農地対策室を設置し農業振興をについてお答えします。

ご指摘のように、舟形町総合発展計画の中に耕作放棄地への利用促進を図るとしてあります。現実的に現在の農地の保持や条件の良い圃場整備に留まっている状況であります。昭和46年から米の生産調整が本格的に導入されることで、水田では休耕が目立ち、現在までの約40年に渡り生産調整の継続が休耕の恒常化と少なくはない耕地放棄地化を引き起こしております。更に加えて米価の低迷が続き、農産物の輸入自由化という大きな環境の変化もあり、山村地域である舟形町でも過疎化、高齢化の進行に加え、農地の荒廃が深刻化されておりました。又、全国的に産業としての農業の不振、従事者の減少に高齢化も加えた農業労働力そのものの弱体化によるものと思います。一方で、農地の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る制度として、平成12年度より「中山間地域等直接支払い制度」が始まり、多くの自治体が対象農地を急斜面のみとする中、舟形町では当初から緩傾斜も対象として、耕地放棄地の抑制を図って参りました。更に平成19年度から始まった「農地・水・環境保全対策」により農村地域資源の保全を図っている状況であります。

このような中で、先程も述べましたが、農用地荒廃の阻止、遊休農地の有効活用などは、やはり町で認定しております75名の認定農業者と地域の担い手農家が中心として地域振興がなされるものと思います。又、昨年は長沢地区に機械利用組合等の組織を立ち上げ、そば刈り機や乾燥機等の助成を行い、地域の産業振興を図るべく事業を展開しているところであります。尚、今年度は堀内地区に機械利用組合の設立に合わせ長沢地区と同様に助成を行い、地域の産業振興に努めて参りたいと考えております。

佐藤議員からの「遊休農地対策室を設置し農業振興を」ということでありますが、今現在、農業委員会でも農地パトロールや遊休農地の実態調査と農家個々への聞き取りなどを行っております。まず現状にあった対策を町及び農業委員会並びに農業協同組合、農業実行組合、認定農業者、大規模農家、土地改良区、建設業協会、農業推進機構、商工会、教育委員会、更にここには書いてありませんが、機械利用組合等からなる仮称であります「遊休農地利用拡大協議会」を組織化して課題を話し合い、論議を深め効果的な活用方法を検討してみたいと思います。いずれにしても、町として耕作放棄地の再生、遊休農地の有効活用、安定した所得の確保を推進する為にも、国、県の事業を積極的に取り入れながら、施設の整備や揚水機場の維持管理等の事業を早期に実施できるように取り組んで参りたいと考えております。以上であります。

議長： それでは再質問を受けます。佐藤議員。

1番： 今答弁頂いた通りに、我が町では農業政策に対して肌理細やかな政策を、国の政策に合わせて次々と展開して農業をサポートして頂いていることは農業者全員が理解しているところであります。今現在マッシュルームを増築している訳ですが、できた暁には日本一に近い位の生産力を力付けるような組織になっております。又、今産地として力を入れて頂いておりますネギについては、先般県の目揃会が庄内地区であった時に、山形県全体の中で新庄・最上のネギは特段に1番良いという評価を頂いたそうです。これも一重に町の協力があるが故に、昨年度は大変苦慮した過程ではありましたが、生産者1人1人が一致団結して圃場巡回しながら、技術の向上の為に日夜努力した成果だと思えます。尚、これを引き続き貫いて、日本のトップである青森産地を抜けるような日本一のネギ生産を最上に作るような方向性で頑張る為にも、今後一層の支援をまず一つ宜しくお願ひしたいと思います。

それに付け加えて昨年度長沢地区、今年は堀内地区にそば組合を町の100%出資という形の中で立ち上げ、今進んでいるところであります。舟形町はどうしても米の依存度が強く、JA管内産出の中でも米以外の生産量がちょっと劣っていると、とにかく改善・計画が必要という形の中で、今努力しているところでありますが、米の次に生産量が多い舟形町では220町歩程近くのそばが作付けされている訳です。これに対しての特段の配慮で組合を立ち上げている訳ですので、そばを取り入れた振興計画などを町長としては何か考えはありませんか。

町長： 佐藤議員は実践農家でありますので、そういう面で気付く点が多々あると思えます。基本的には私は舟形町の基幹産業は農業でありますので、農業からの雇用の創設を図るという意味で今まで取り組んで参りました。今舟形町の農業産出額は約20億円です。そのうちの10億円、11億円は米、それ以外はニラ、ネギ、キュウリ、トマトで、マッシュルームは除いてであります。主だったものであります。何と言っても先程2番議員にも6次産業化という面で話しましたが、米プラスαという施策も大事な要素でありますし、何と言っても今佐藤議員が言った通りに、そばの捨て作りというものが2、3年前まで流行っていたと言うか、どうしようもない位があった訳です。今捨て作りはできないという面から、一昨年の方で調整座談会をした時に、全てこの農業問題で論議しました。皆さんの方で組合とかそばの利用組合を作るとすれば十分にやりますということで、私のスタンスはどうしてもやろうとする考えがある方については、町で全面的に支援するという気構えで挑んでおります。確かに今までアグリテックさんの方で全町内を隈なく刈り取りしましたが、今度は長沢地区でもやるだろうし、そして来年度からは、今年度からかもしれないませんが、堀内地区となります。後もう一つ、富長地区の方に作って欲しいという願望を持っていることも事実であります。これは後程耕作放棄地の問題でも言おうかと思えますが、農業法人なりNPO法人なり或いは利用組合で事業したいとなれば、どういう事業でもできるというのが今の国の政策であります。これをまず利活用しなければならぬと思えます。今取り組んでいることについては、沼沢班長の方から一つ答弁お願ひしたいと思います。

産業振興課農政班長： 今そばの話が出ましたので、23年度の実績ということでお知らせしたいと思います。そばの実績としましては、長沢地区の方で作付けが37.2ha、舟形地区では79.9ha、富長地区では66.3ha、堀内地区では31町歩ということで、合わせて214町歩程作付けされている実績になっております。そのうち刈り取り面積ということで今町長がおっしゃったように、これまでは全て沖の原機械利用組合の方でこうして頂いた訳ですが、昨年度から長沢地区ができて、長沢地区の方で約24町歩、舟形の方では74町歩と富長地区の51町歩と堀内地区の26町歩、合わせまして120町歩程が沖の原の機械利用組合でこうして頂いたという実績になっております。これらを先程町長も申しましたように、今年堀内地区にそばの機械を組合で買って頂きますと、来年は富長という形になりますと、作付面積は毎年大体同じ位の数字なのですが、220町歩程の全面積を刈り取り、適期に刈り取ることができて、出荷数量も上がるという形がとれるのではないかと考えております。先程町長も申しましたが、そばから別の作物への転換、更には所得が上がる作物への転換、更には法人化しまして、別の事業への転換という形も生まれるのではないかとと思えますので、そういった施策の基に今後進めて行きたいと考えております。以上です。

1番： 今年の9月に栃木県の鹿沼市で「日本そばサミット」という催しが開かれました。そばで地域振興をしていこうという計画の基で開かれた催しだそうです。当町でも何かそばを持って振興対策の計画でもしてみたらどうかと思えますので、一つ宜しくお願ひします。

続きまして今の班長の答弁の中で、要するにそばから違う付加価値の付くような生産物という形の言葉

がありましたが、やはりそれをするには、まず何と言っても圃場条件ではないかと思えます。例えば今最上町がアスパラ3億円を達成している訳ですが、これが急速な伸びで来られた理由の背景には圃場整備が整っている、以上それによって水路が完備されていると、アスパラには定期的な冠水が不可欠です。尚、畑地化をして排水対策をすることも不可欠であります。そういう対策が施せるような圃場になっている、尚且つ集積になっていることで管理もしやすいという形も生産条件・圃場条件が整っている上で、あのスピードで産地化形成ができたのではないかと思えます。我が町でも最近では関田を始め、道袋、福寿野地区と大きく基盤整備が施されている訳です。これはあくまでも、見てみますと土地改良区管内の圃場整備事業内でありまして、その外枠を見ますと土地改良区から外れている地域、要するに個体の清流組合という背景の中で、どうしても意見が統一ならなくて、整備の話は出るが結局は挫折してしまうというのが現状であります。それは何故かと言うとやはり今の土地改良事業ではなくて、数年前の事業であれば負担金が応分にしていたという状況であります。現在昨今の補助整備事業に関しては10年、20年先を据えて見た時に、どういう経営体系で10年後ある姿かということ踏まえて計画することによって面的集積並びに経営集積、もしくは集落営農組織体系にすることによって負担金をぐっと頂けることで、例えば福寿野地区であれば、限りなく0%に近いような状況で実施できる、計画できるというのが現状であります。そういうものを進めていくのが、基本的には受益者が自分の努力ですべきですが、やはりこれについても町・地域の力を持って、この耕作放棄地対策並びに土地の流動化を進めるにあたって特段の配慮をし、背中を押してあげないと中々前に進まないというのが現状であります。そういう意味を持ってそういう事業に前向きに取り組んで指導を仰ぎたいと思えますが、町長の考えを再度伺います。

町長： 今も昨年辺りからそれぞれの土地改良区事業の施設の維持管理の老朽化が、大堰、三光堰、或いは富田土地改良区、旧それぞれの改良区の方の大規模事業が上がってきております。あと小松地区の圃場整備というものも今現実に上がってきておりますので、今この5つの土地改良事業という面で検討・協議を重ねながら計画を練っております。今圃場整備につきましても最上町のアスパラ関係もあります。最上町は米の生産にはあまり適さないことから、集中的にアスパラという園芸に国の補助事業を切り替えたという経緯もあります。そんな面も考えながら、この圃場整備も実現した訳であります。何と言っても機械化というのあれば圃場整備されますので、私の方でも今の舟形町土地改良区の皆さんにも負担の割合については私もだいぶ譲歩と言うかプラスαにしたつもりであります。そういう面を堅持しながら努めて参りたいと思えます。

議長： できるだけ町長の方に質問をお願いします。

1番： この事業に関しては国の方針があって県単事業でやる訳ですが、どうしても国の方針というものがちょっと中山間に即していないと思えます。と言うのは下限面積が20haの組織体系でないとその事業体は基本的には採択ならないというのが基本原則の下で走っております。先程の私の意見にあったように、町全体を1本の農地化という形で捉えて、総合的な町を大改造するような形で長期に亘って農地を伝えて行く為にも、例えばモデル事業という形を取れるか分かりませんが、田んぼを直し水路を直しU字溝を入れて雪を流してやるという簡単な言葉にはいきませんが、そういう大計画的なものを次の基本構造に盛り上げていく為にも今から着実な計画を取って頂きたいというのが私の願いであります。時間が押してきましたが、そういう中で今この話を計画に持って行って実行の方向性に結び付けていかないと中々舟形町というものが生き生きとした町に生まれ変わることができなくなるのではと思えます。もう喫緊の課題ではないかと私自身は思っております。その中で是非、是非この計画を次期改革プランの方に組み入れて頂きたいと思えます。

今現在6次産業という中でありますが、先程3番議員の一般質問の中で言われました先程の6次産業のプロフェッショナルであるという町長の言葉がありましたが、やはり足せば6になるけれども、始まりが0であれば最後まで0になります。やはり基本は生産拠点です。生産拠点がしっかりしたものを作らなければ次に進むことができないと思えます。一つ宜しくをお願いします。

そういう中で今現在結城先生を交えてCSA、要するに消費者と連携して野菜を作り提携して会員になってもらって販売するという流れのヒアリング、勉強会をやっている訳です。また9月12日もある訳ですが、こういうものを確実に実現化、具現化していく為にも色々な形の中で町の特段の配慮が必要だと思いますので、まず一つ力添えの方宜しくお願ひしたいと思います。尚今現在、それと同じような形の中である老人が被災地に支援しようという思いを持って、緑の協力隊並びに町おこし協力隊の皆さんと共に白菜、

大根等を今言われたC S Aのモデルになろうとしている原田山の地区の方に作付けをして取り組んでいるところであります。そのような影で動こうという姿がある人、又退職されたり、元気な老人の方々が多く居られる中で、いかにその人たちの力も取り入れるかということで、例えば空き校舎が来年から3校出る訳ですが、そういうC S Aを年間通して又地産地消という中で、空き校舎の2階から上の方の部分を工場野菜、要するに施設野菜等を作るような施設、又1階部分においては今介護施設関係の方の話によると、介護は人口の増減によって2035年辺りがピークを迎え、徐々に逆転現象になっていくのではないかと、要するに中々新しく施設を構築することを敬遠しているようだという話を伺います。そういう観点から、どうしても今現在としては介護要待機者が100名近く居られる訳です。そういう形をいかにもサポートする為にも空き校舎の1階部分等は地元の業者さん、大工さんで力を出し合って部屋を造り、そこを施設として2階以降の部分はその人達がたまに上に上がって野菜を作り、その野菜を食べられるような環境があったらすごく良いのではないかと私なりに思います。尚そういう中で、買い物弱者という先程一般質問ありましたが、そういう方々の家庭、要するに一般家庭とまた生活体系が違ってくる高齢者世帯の家庭がどんどん増えていく状況の中で、その施設の中で例えば野菜を作り、できた野菜をその施設の中で加工して、お惣菜としてそういう高齢者家庭に配送、宅配をするという形をしたり、例えば減反田、休耕田で作ったもので芋焼酎を作ってみたり、例えば後ろにポールされています森さんチームのビネガーという加工施設を、そういう学校施設の一部で皆がわいわいと色々な物を加工できるような拠点作りの使い道でも一つあるのではないかと私の案ですが、そのような方向性も一つどこか頭の片隅に置いて頂きながら、検討委員会はソフト・ハード面でそれは駄目だと言わないで色々な方向性で見て考えていったら良いのではないかと思います、町長どうでしょうか。

町長： まず一つは何と言っても今の舟形町の農業を支えているという定義色々ありますが、高齢化が進んでいるから舟形町の農業が弱体化していると言う方も居りますが、私は決してそうではないと、今高齢者が舟形町の農業を支えているのだというものが大きな一つの方法論でないかなと思います。従って決してこの高齢化という負の言葉ではなくて、それを元気な高齢者としてこれからも舟形は農業をある面で支えて欲しいという面が一つあります。

それから2つ目のこのC S A、参商提携事業であります。先程も2番議員にもお答えしましたが、これは3年間の事業であります。24年度から今取り組んでおります。太田君を1人採用してその3年間のメニュー事業に今やっております。これも計画的に今原田山の実証事業というのがありましたが、それらが今年度のスタートであると、堀内にもありますが2年、3年というので3年間の事業でこれを完成してみたいと、これは新しい取り組みです。

それからもう一つは校舎の利活用であります。これも私の頭の中には当然産業振興で利活用しようという構想もあります。当然介護を要する方の施設に要するものも2つ目としてあります。あと2つ、3つありますが、今佐藤議員がおっしゃったような校舎の跡地利用というのも2つの面は十分にこれからも検討委員会、或いは色々な関係者の意見を参酌しながら進めて参りたいと思います。以上であります。

1番： 宜しく申し上げます。

議長： 時間が無いようでございますので、以上をもちまして佐藤議員の一般質問を終結致したいと思っております。

以上で本日の日程は全部終了致しました。本日はこれで散会を致します。(15:14)

明日は午後3時より再開を致します。15分前までご集合頂きたいと思っております。尚、明日は傍聴したいけど仕事があるから行けないという声に応え、夜間議会を開会致します。又、議会としても舟形町最大のイベントであります「若鮎まつり」を盛り上げる為Tシャツ議会を開催致しますのでご協力の程宜しくお願いを致します。どうもご苦労様でした。

平成24年9月7日（金）
平成24年第3回定例会第2日目
午後3時5分開議 欠席無し

議長： 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から定例会2日目の会議を開きます。

会議時間は、午後4時までとなっておりますけれども、会議規則第8条第2項により午後8時まで延長致します。ご異議ありませんか。

（無しの声）

ご異議無しと認めます。それでは午後8時まで延長致します。

日程第1

議長： 日程第1 報告第5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題と致します。

総務課財政管財班長： : 議案書の11頁をお願いします。

地方公共団体の財産の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第2条第1項の既定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査の結果、その意見は別紙のとおりである。平成24年9月6日提出 舟形町長 奥山知雄。

記、1. 健全化判断比率。実質赤字比率と連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計、いずれの会計共黒字決算でありますので、比率が発生しません。実質公債費比率14.0、平成22年度の比率は15.3でありますので、今回1.3ポイント改善しております。将来負担比率92.6、平成22年度の比率は103.4でありますので、今回10.8ポイント改善しております。尚、括弧内の数値につきましては、早期健全化基準の該当数値でございます。括弧内の数値を超えますと、財政の健全化に係る計画を作成する必要があります。2. 資金不足比率。特別会計の名称、簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業いずれの会計も黒字決算でありますので、比率が発生しません。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

無い様ですのでこれを以て質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（無しの声）

討論無と認めます。

これから報告第5号を採決致します。報告第5号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって報告第5号は原案の通り可決されました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第35号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： : 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

無いようですので、これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行いません。討論ありませんか。

（無しの声）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。議案第35号を原案の通り決定する事に賛成の方挙手願います。

挙手多数です。よって議案35号は原案の通り可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第36号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： : 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 歳入の方で見ますと、64頁です。支払基金交付金と繰越金でまず2,500万円程の増額になっているということで、1,700万円程の基金積立をしたということになると思うのですが、68頁の償還金利子の償還金278万3,000円、これは補正で278万3,000円ということは繰上で償還をするということでしょうか。それから繰出金については、どこになるのですか。

健康福祉課長： 1点目の償還金利子及び割引料の278万3,000円につきましては国保会計、それから介護保険会計ですけれども、2月、1月ベースということで、決算が出た段階で、要するに多めに貰った分については次の年に、その多めに貰った分国県費だったら国県費、支払基金であれば支払基金について、多めに貰った年があれば返す、少なく貰った時には実績報告に応じて歳入で頂くというシステムになっております。単年度だけでは清算が出来ませんので、決算が出来た段階で清算という形で今回は歳入の方で、23節償還金利子及び割引料の方で278万3,000円をお返しするということになります。

それから7款3項3目の繰出金については、一般会計の歳入の方にもございますけれども、介護保険会計から一般会計の方に繰越金も出ましたので、622万2,000円を一般会計の方に返すということで、一般会計の歳入の方にも後で出てきますので、ご覧になって頂ければと思います。以上です。

9番： そうしますと、先程も申し上げましたように、事業内容的には、例えば減額になったということではなくて、まず9月の段階でその繰越金と交付金のその2金額を今言った償還金と、それから一般会計の繰り出しで調整をしたと、そのように理解して良いのでしょうか。

健康福祉課長： 決算を結ぶ際に、歳入から歳出を引いたのが翌年度の繰越金というか、資金になります。それと、国県の補助金とか支払基金については、介護保険で給付費が実績報告を出します。その中で、最初に12月辺りで報告を出す際は、見込みで出している訳ですけれども、最終的に決算を結ぶというか、3月、4月で出した決算については、実際に掛かったものと、それから実際率に応じて貰うべきものの数字がはっきり出てくる訳です。そうすると、その多めに貰った分は過年度清算金というような言い方はしておりませんが、多めに貰った分については次年度、今年度でお返しをする。もし、少なめに貰っていた場合であれば、過年度の精算金ということで歳入の方で頂くというような、特に国保とか介護保険、医療費関係については、このような決算処理と言いますか、会計処理をさせて頂くことになっています。

9番： では、その繰越金について、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、普通の決算であれば、繰越というのは、まず決算をして締めた段階での次年度繰越なりというのが出てくるのが普通の会計ですよ。それが、今9月の補正として2,100万円繰越費が出てきております。出納閉鎖までにはまだ半年以上ある訳ですので、この繰越金が今後もこの補正という形で出てくる可能性はあるということでしょうか。

健康福祉課長： 今回に限って言わせて頂ければ、国保の特別会計、介護の特別会計については、繰越金は全て予算化させて頂いておりますし、繰越金が今後の補正の中で出てくることはありません。後、償還金利子及び割引料については、繰越金とも違って、繰越金の場合は今回278万3,000円を償還金として多めに貰ったということで返すことになるのですが、多めに貰った収入についても、歳入総額の中に出てきますし、それから払った分についても歳出総額の方で出てきますので、その差引が次年度繰越金という形になりますし、今回のものは多めに貰った分の清算という形で出てくるようになります。

議長： 既に3回になりましたが、会議規則第54条の但書きの規定によって、1回だけ発言を許します。

9番： もう1回確認をさせて下さい。繰越金この2,110万6,000円というのは、23年度事業の締め切った後の最終の繰越ということで理解して宜しいですか。

健康福祉課長： 介護保険特別会計の繰越総額は、千円単位で申し上げますと、2,110万8,000円ですので、今回の介護保険特別会計の繰越金は全て予算化させて頂いたとなります。

議長： 他にありませんか。

(無しの声)

無しの声があります。これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行ないます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。議案第36号を原案の通り決定する事に賛成の方举手願います。

举手多数です。よって議案361号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第37号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

4番： 79頁歳入の雑入で水道管移設工事負担金で110万円の内容をお伺いします。

もう一つ、81頁水道事業管理費の中で、備品購入費190万円、当初予算では125万円でしたので、多くなった理由についてお伺いしたいと思います。

地域整備課長： 1点目でありますけれども、水道管移設工事に伴う負担金で110万円雑入で入っておりますけれども、これにつきましては、福寿野地区の補助整備事業におきまして、県道に入っている補助整備の用水、排水管が県道を横断している訳です。それで、その横断の工事をする為に、水道の管もそこに埋設されているものですから、後で集配も出てきますけれども、水道管と集配の管が移設される訳です。それに伴っての県からの負担金という形になります。

それから備品購入費でありますけれども、メーター器の交換になります。当初見ていた量よりも多くなっている訳ですから、その分も負担ということで、190万円の増額になります。内訳としましては、増えた分ですけれども、直続式13mmのものが640個、それからリモート式20mmのものが16個、それに伴っての集中監視盤が一式、それから遠隔式が4という形になります。合わせて189万円程の補正ということで190万円という補正になっております。

4番： 内容はだいたい理解しました。13mmの140個の交換ということは、大体全世帯の3分の1に当たってくる訳ですけれども、これは何年か計画で交換していくという理解の中での640個と受け止めて宜しいのでしょうか。

地域整備課長： メーター器につきましては、計量法の中で8年毎に交換というようなことになります。その中で、古くなったメーター器を8年毎に交換して行くという形で、今回はその個数があまっているということになります。

2番： 報告の中で、11頁ですけれども、簡易水道事業なり、農業集落排水事業なり、公共下水道事業の資金不足比率、これは赤字でないから表示がないという報告がありました。各事業とも基金繰入なり、一般会計からの繰入でもって赤字がなくなっているという状況であります。そうなれば、現実的には赤字という結果ではないかと感じます。このままで行けば一般会計なり、基金繰入の方で幾らでも調整すれば永遠的に赤字にはならないという結果になると思うのです。そういったことでは、本当の意味でのマイナスという現実が分からないままずっと続くというふうに感じます。そういったことについての回答をお願いします。

総務課長： 先程、叶内班長の方から報告ありましたが、全て黒字会計という報告がありましたけれども、議員もご理解していると思っておりますけれども、簡易水道事業でありますけれども、それぞれ歳入の方には、例えば職員の賃金等もおいておりますし、また、簡易水道の受給戸数等につきましても非常にπが小さいと言いますか、水道会計で歳入として返ってくる水道料金ですか、そういったものも非常に計画的に小さくなりますので、どうしても一般会計から水道会計の方へ繰り出をしませんと、その特別会計の方が成り立たないということになっておりますので、本来ならば水道料金だけで全て賄えれば一番理想的な訳ですが、その辺り給水人口等もまだまだ少ない訳でありますので、どうしても一般会計の方から持ち出しをしないと経営的に非常に厳しいわけなのです。

2番： 只今の回答は当たり前の回答なのではないかと思えます。私が言いたいのは、実質の赤字が幾らなのか、どういう現実なのかということも出して、だから一般会計の方からこの位繰り出しをして運営をやっているのだという実態も出して行かないと、財政が逼迫してきている中で、各事業が収支バランスが取れるような事業展開ということも考えて行かなければならないと私は感じているのです。そういった中で、11頁の表現をもう少し現実の数字を表示すべきではないかと感じます。

総務課財政管財班長： 水道会計を含む3公営企業会計につきましては、一般会計からの繰り出しをする基準がございます。農業集落排水事業につきましては、これは基準ですけれども、資本費の内、経営に伴う収入をもってあてることが出来ない認められる経費に相当する額、従いまして、農業集落排水の使用料で充てることの出来ない経費については、一般会計の方から出しますよとなっております。この背景には、交付税が全て一般会計の方に入って参りますので、その分を特会の方へ出すというルールにな

っております。因みに、水道会計につきましては、建設費の10%及び起債償還額の2分の1ということをごきちんとしております。以上です。

2番： 確かに基準に基づいての一般会計からの繰入なりを行っているということは分かります。只、これからの財政状況を考えていけば、やはりもう少し現実というものを、我々議員を始めとして、町民の方々にも報せながら行っていくということも必要であると私感じるのです。そういったことで、もう少しこの表示の仕方について工夫が出来ないのか、最後にお聞きしたいと思います。

総務課財政管財班長： 先程言いましたように、基準が決まっておりますので、その基準に従って繰り出しておりますから、それ以外の表示というのは出来ない仕組みとなっております。今現在、水道会計の方には、例えば4,148万8,000円、それから農業集落排水の方には1億3,261万円、公共下水道の方には9,432万4,000円繰り出しておりますけれども、これは全て基準内繰出ということで基準外の部分がありませんので、正規な支出となっております。

町長： 今2番奥山議員がご質問した件、先程健全化比率云々は様式で決まっているからこれはどうしようもないと思います。奥山議員が言ったように、この特別会計は独立採算制ですから、基本的に歳入と歳出が同じでなければならないのが基本だと思います。従って今、地方交付税云々ということが確かにある訳でありますけれども、実際に簡易水道なりの特別会計の中で、どういう仕組みで、こういう様式はまず別にして、どういう様式が良いのか分かりませんが、実際に入ってくるお金がルール分ということがあるだろうし、無いものもある訳です。そういう制度を監査委員の方からでも、良い時期に監査員の方からでも調べてもらって、皆さんに報告する機会も良いのではないかと今思いましたので、基本的には独立採算制というものがこの特別会計の定義でありますので、そういう面で、別な機会に数値というものを示してみたいと思います。

議長： 他に質疑ありませんか。

(無しの声)

無いようですので、これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。議案第37号を原案の通り決定する事に賛成の方举手願います。

挙手多数です。よって議案37号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第38号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

3番： 1点だけ確認をさせて下さい。92頁の歳出の財源の内容で、県支出金55万円がありますが、県支出金であれば歳入、受ける部分も県支出金の項目で受けるのではないのでしょうか。分からないので確認させて下さい。

総務課長： 雑入で対応させて頂きたいと思います。財源内訳ですと、その他になりますので宜しくお願いしたいと思います。

6番： 農集排の場合には、まだまだ加入の方々、未加入の方々がだいぶいると思うのです。そういった中で、如何にしてこの加入率を増やすのかと我々もすごく心配しているところですが、その辺の対策をどのように考えるのかその辺をお聞きしたいと思います。

地域整備課長： 未加入者につきましては、一応声を掛けていますか、直接お話ししながら「加入して下さい。」というお願いをすると共に、まだまだ残っているの方々につきましては、パンフレット等、或いは広報等で加入して頂くような形で募集を図って行きたいと思っております。

6番： その言葉は、毎年同じ言葉の中で、なかなか加入率が上がらないというのが現実だと思うんです。だから、今まで未加入者、本来ならば農集排は全員の賛同を得て、必ず加入しますということで始まった事業です。ところが、前には色々な資金繰りとかのことで、一括して借入してもらったりして、ある程度補償というか、そういうことで頑張ってきたが、今は何も特に借りたくても無利子とか、低利子のものが

貸し出ししていないという現実があると思うのです。そのような中で、毎年何パーセントとか上向きになれば良いのですが、旧態依然でまだまだ進まないというのが現実だと思うのです。それを個人毎にどういう対応をしているのか、この未加入者の中にどの位行政として指導しているのか、もう一度お聞きします。
地域整備課長： 農業集落排水につきましては、水洗化率を見ますと97.16%が水洗化となっております。それから町全体で農集排、公共下水、合併浄化槽を合わせますと96.5%の普及率となります。なかなか繋ぎ込みが出来ないという方は、やはり老人世帯、或いは自分達の代で終わってしまう、そういう方々はなかなか繋ぎ込みが出来ないという状況にあります。しかしながら、余裕のある方々もおりますので、その辺の方につきましては、出来るだけ個別対応でも、何かかにかの方法で繋ぎ込みをして頂くような形で今後とも努力して参りたいと思います。

6番： 先程も町長の答弁で、どうして一般財源から出たものが、今も指数の中で問題があった訳です。只、現実には独立採算制が基本だという町長の答弁にあった通り、出来るだけ加入率を増やさなければ、特に独立採算制どころか、前に進まないということが現状だと思います。今、課長が答弁した通り、何とか早急に、出来る方はやはり加入して頂いて、少しでも金額が潤うような独立採算性まで行かなくても、何とか出来るところまで行かないと本当は漕ぎ着けて頂きたいと我々も念願しているところでありますので、今後ともご指導を宜しくお願いしたいと思います。

4番： 93頁農集排の施設管理費の中で、消費税が335万7,000円程掛かっている訳ですけれども、これは何に掛かってくるのかをまずお伺いしたいと思います。

地域整備課長： 消費税につきましては、農集排の収入に掛かる消費税でありまして、今回の335万7,000円につきましては、24年3月で収める消費税を納めていない訳です。その前の9月に納めるものが時期がずれてしまって、収めている係わり合いによりまして、3月に収めることが出来ないということになっています。それで、今月9月に収めるという形になっておりますけれども、通常であれば、大体この半分位を納める予定だったのですが、3月分を収めていない訳ですから、その倍近くになって335万7,000円になっております。

4番： 2回目に質問しようと思っていたのですが、当初予算ではこの消費税は200万円程しかあげて居なかったのに、今回は330万円、その理由は3月に収めるべき消費税をここまで延ばしてしまったと。ここに延滞金というものは発生しているのですが。ということを再質問させて頂きたいと思います。

地域整備課長： 延滞金につきましては、去年の9月の消費税を納める時に、延滞金を納めております。

4番： 去年の9月に延滞金を払えば、今年9月までの1年間の延滞金は掛からないという説明ですよ。そういうものなのではないでしょうか。つまり、去年の延滞金というのは1年分の延滞金というのは加算されて払っていると。そういう理解で宜しいのでしょうか。という事と、まずやはりあってはならないことなのではないかと思えます。そういったことが分かっているながら当初では200万円の消費税というものを上げていた訳ですから、そこら辺の予算の組立方、そういうところにちょっと疑問を感じるわけですけれども、その辺の因果関係を3回目質問させて頂きたいと思えます。

地域整備課長： 消費税につきましては、通常は3月で中間払いをしまして、9月で決算という形になるわけなのですが、これは消費税の扱い方が2ヶ年に亘ってされるわけなんです。去年の9月で消費税を納めるのが送れてしまって、延滞金が付いた訳です。今年の3月、本当ならば中間払いということで収めなければならなかったのですが、去年消費税を納めるのが遅れてしまった関係上、3月は収めなくて良いので、9月まで待って一緒に収めて下さいという税務署からの指導がありました。それに基づいて、今回収めているということになります。

議長： 3回になりましたが、会議規則第54条によりまして、もう1回だけ発言を許します。

4番： そうしますと去年の9月に支払った延滞金の金額というのは幾らだったかということで再質問させて頂きます。

議長： 答弁まで時間が掛かりそうなので、暫時休憩致します。(16:19)

議長： それでは休憩前に戻りまして、質疑を再開します。(16:20)

地域整備課長： 延滞金につきましては、昨年23年度決算で46,100円ということで収めておりますので、宜しく申し上げます。

議長： 他に質疑ありませんか。

(無しの声)

無いようですので、これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。議案第38号を原案の通り決定する事に賛成の方举手願います。

挙手多数です。よって議案38号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第39号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： : 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

(無しの声)

無い様ですのでこれを以って質疑を終結致します。

討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。議案第39号を原案の通り決定する事に賛成の方举手願います。

挙手多数です。よって議案39号は原案の通り可決されました

ここで午後6時まで休憩を致します。(17:23)

議長： それでは休憩前に復し、会議を再開致します。(18:02)

夜間議会の開催を前に、一言ご挨拶を申し上げます。傍聴者の皆様には傍聴において頂きまして、心から歓迎を申し上げます。夜間議会の開催につきましては、仕事の具合などで昼間は傍聴することが難しいという方に機会を作り、行政、議会の活動内容をご理解頂くということを願って計画を致しました。町議会では、これまで議会報告会や中学生議会等に取り組んで参りましたが、今後も町民の皆さんにとって開かれた議会作りを目指して、更に努力して参りたいと思います。今後ともご支援、ご協力の程宜しくお願い致します。尚、今日は舟形町最大のイベントであります、明日から始まる若鮎まつりを盛り上げるため、Tシャツ議会を開催致しておりますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

それでは、議案審議を行います。

日程第7

議長： 日程第7 議案第34号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： : 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては頁、款、項を明言され、出来るだけ簡潔にお願いしたいと思います。

最初に歳入についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

9番： 12頁ですけれども、今回地方交付税が1億2千万円程交付なっていますけれども、ここ2、3日の新聞を見ますと、国会の方で赤字国債を発行する為の特例公債法案が成立しない為に、11月の末までに5兆円程度の予算の執行を先送りすると、そんな中で国民生活に深刻な影響が出るという記事がありますけれども、この辺今後の予算歳入において影響が無いのか一つお聞きします。

総務課長： 八鍬議員さんの方からご質問がありましたけれども、連日大きなニュースになっておりますけれども、今月でありますけれども、山形県の市町村会を通じまして、総務省の方から通知文が入って参りました。特に舟形町の地方交付税につきましては、4月、6月、9月、11月の4回入ることになっておりまして、4月、6月は既に入っております、9月につきましては計画によりますと9月4日に交付なる予定でありましたけれども、この通知によりますと9月10日に支給になるという連絡が入っております。又、都道府県につきましては、何回かに分けて配分なるようですけれども、市町村につきましては、減額という通知が来ておりませんので、予定通りの地方交付税が入って参ります。6日間程遅れますが、間違いなく入るという連絡を頂いております。

9番： 減額の知らせは無いとのことですが、この予算執行を遅らせるというのは戦後初めてだそうです。特に市町村の配分については公報したという話ですが、被災地であります宮城県の南三陸町では町職員の

給与や工事代金も支払いができないような状態になる可能性もあるとかなり心配されております。直接市町村に交付する交付税は減額にならなくても、県の交付税辺りはまだ交付なっていない訳です。そんな意味で県支出金等、補助金等に影響が出るという心配がある訳です。まだ24年度も半年近くある訳ですが、その辺の先の見通しはいかがですか。

総務課長： 今日の通知で、県の方はこれから9月、10月、11月は未定であります。3分の1ずつ地方交付税が交付になるという情報を得ております。これからまた県の市町村課の方から色々情報等が流れて来るのかと思いますが、八鍬議員さんが心配されますように、町の財政、町民の生活に影響の無いように私達も対応して参りますし、また新しい情報が入りましたら町の方でなるべく対応して参りたいと思いますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

9番： 皆さんもご承知のように大変国会の方が混迷してしまひて、民主党も自民党も党首選びに頭が行っているのかと思ひますが、是非後手に回らないように対策を早めにお願ひしたいと思ひます。

議長： 他にありませんか。

(無しの声)

無いようですので、これを以って歳入についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第1款 議会費から第5款 労働費についての質疑を許可致します。

3番： それでは質問させていただきます。どの款に出て来るのか分かりませんが、まず衛生費で保育所費がございますが、24年度の当初予算で800万円計上しまして南部保育所を解体しました。その跡地につきましては駐車場にするという予定でございますが、何ら今工事が進んでいないような感じがしております。今後この補正予算で駐車場に関わる工事費が全然計上になってないようですが、今後の見通しについてお伺ひします。

総務課長： 南部保育所につきましては既に解体しまして、今は更地になっている訳ですが、当然総務課の方で普通財産ということでこれから管理していきます。駐車場というご意見もございましたが、これから町の方で利活用について検討していきたいと思ひます。ただあのままにしておきますと、雨が降った時に色々周辺大変ですので、予算の範囲内で碎石等を敷きながら周辺の環境整備に努めていきたいと思ひます。これから建物等も含めまして、どういう利活用が1番良いのか検討していきたいと思ひます。

3番： 総務課長の話でこれから跡地について検討するという話ですが、解体する際にあそこは野球場が大変水捌けが良いので野球大会が様々開催されて駐車場が手狭なので、解体をして駐車場にするということで解体したのではないですか。

総務課長： 今野球場の利活用につきまして、年に何回か大きい大会がありますと、県道前を通っている訳ですが、県道の方に車が駐車するという事で周辺からも言われていますが、解体する前に必ずしも駐車場にするというのは今のところ考えていませんので、それも含めましてこれから検討していくということですので、ご理解の方宜しくお願ひしたいと思ひます。

3番： 私は駐車場にするということではっきり言ったのは確認しておりますが、もしそうでなければ先程申し上げましたように、総務課長も認識しているように県道まで車を止めないと駄目な大会もあるということですので、駐車場にする方向でスポーツ少年団の方も希望しているようでございますので、その方向で検討して頂きたいと思ひます。

総務課長： 今3番議員からご質問ありましたように、当面はまだ更地になっておりますので、先程申し上げましたように碎石等を敷きながら駐車場等でも当然使っていくと思ひますが、その後の利活用については最終的には舗装して駐車場にするとか色々な利活用があると思ひますが、それも含めてこれから検討していきたいと思ひます。

7番： 24、25頁の4款の環境衛生費の中で合併処理浄化槽設置整備費の補助金50万円となっておりますが、合併処理の現在集落排水とか下水道に加入できない合併の地域がある訳ですが、何件位ありますか。

地域整備課長： 今現在合併浄化槽を設置する予定で、残っている箇所は62戸の戸数が残っております。

7番： これも集落排水とか下水道とか、先程どういうふうな町の指導をやっているのかということで、これを合併の方は指導をやっていない訳ですかね。申し込みに補助を与えるだけですよね。当初予算では110万円の予算を取って、この度50万円の補正ですので今年はケースで一応3件位ですか。そうすると毎年2、3件の整備をしていくには、62戸まだこれからあるということですから何十年掛かるのか、申し込みさえなければできない中で、指導があるのかないのか、そこをお願いします。

地域整備課長： PRですが、一応合併浄化槽につきましては5人槽、7人槽、10人槽とありますが、人槽によって補助が付いております。5人槽につきましては24年度から50万円、7人槽につきましては60万円、10人槽につきましては90万円の補助が付いて参ります。それと県からも補助がありまして、上限として20万円までの補助を受けることができます。そういう形でPRについては、そういう補助事業がありますということで町の広報紙、それから去年はチラシ等を回覧して23年度はお知らせ致しました。今年は当初5人槽1人、7人槽が1人で2件の申請があった訳ですが、途中で5人槽の方が7人槽に変更するということで7人槽が2件になっております。その差額としまして10万円が増えております。そして先程言いました県からの補助が24年度から付いてくるということで、これも途中で分かったものですから2件で20万円を上限としまして、20万円×2で40万円の補助が付いて参ります。合わせて50万円という補正予算になっております。

7番： 課長が先程チラシでPRしているということですが、チラシというのは全戸配布ではなくて、各地区が該当になっていて、その中で62戸もある訳ですから、集落で座談会みたいな説明もまだやったことが無いようですので、これから座談会みたいな計画があるかないかをお願いします。

地域整備課長： 今現在残っている戸数ですが、単独浄化槽を設置している方もございます。あと残り汲み取りとかある訳ですが、合併浄化槽を設置する地区は大平地区とか馬形、瀬脇地区とか松橋、西又地区とある訳です。そういう地区から合併浄化槽の設置も座談会等を設けて下さいという要望が無かったものですから、今まで座談会等は開催しておりません。先程も申し上げたように情報誌等でお知らせするという形を今まで取って参りました。

5番： 斎藤議員と同じような質問なのですが、南部保育所の跡地を駐車場ということで確実に認識しております。昨日の一般質問にあったように、町の方ではその跡地に建物という課長の答弁が出ましたが、ご存じの通りドクターヘリのヘリポート等を考えているということは無いのですか。農村センターの周辺ということで候補には上がっているのですが、その辺をお聞きします。

総務課長： 11月中旬からドクターヘリが導入になりますが、ランデブーポイントにつきましても、丁度旧保育所の前の環境改善センターの今ある既存の駐車場がアスファルトになっている所ですが、そこを候補としておりますし、当然旧南部保育所の方は更地になっていますが、現地で確認した時は20m四方云々とありまして、そこを県の担当者とヘリ会社の方から見てもらいまして、そこであれば特に支障は無いと回答を得ております。当然広く使った方が加藤議員さんの心配されるように非常に機能的には良いのかなと思いますが、町の方でも先程言いましたように舗装掛けるような、駐車場とか、又若者定住等もございまして、そういったことも含めてこれから町長の方と色々話しながら全体的な計画を考えていきたいと思っております。

5番： 町長との雑談の中でも農村センターのグラウンドは先程斎藤議員が言ったように大変水捌けも良く、最上郡内のスポーツ少年団等の非常に利用度が高いということで、解体する際に駐車場という云々は確かに来ているのです。それが今総務課長の答弁の中でヘリポート、これなのですが、例えば35m、35mの中に20mの四角で10mの丸に「H」と書けばヘリポートになるのです。ただしフェンスを張って人の出入りを無くせば、昨日の一般質問の中であったように誘導員、マーシャルが要らないと。ただし吹き流しが必要ということでもあります。私共は駐車場という考え方で居て、そして尚且つ総務課長の答弁の中には、今現在ある駐車場の中にドクターヘリが離着するという答弁でありましたが、先程言ったようにそこに建物を建てると非常に難しくなります。又逆に関連することではありますが、南署にヘリポートがありますが、稲刈りが終わったならば利用するのは差し支え無いです。ただ田んぼの稲があるうちは利用できません。ということで併せてもう一度建物等は考えているのか、そこら辺ちょっと確認したいと思っております。

総務課長： ランデブーポイントにつきましては、一応堀内地区の方でなただけ松橋地区の方にも観光わらび園がありますし、シーズンになりますと全国から来ますので、色々な災害等を踏まえた時に松橋の駐車場のバスがUターンする所が1番理想的かと思ひまして、現地の方で検討又はヘリ会社の方で確認したのですが、丁度上空の方に電線が張ってありますし、周辺に民家があるということで、どうしてもそれができないということでした。そういったこともありまして、環境改善センターの駐車場、我々はあくまでも今ある既存の舗装されている所をメーターで測りまして、そこでということで確認しております。当然その時は既に解体していますから、加藤議員さんがおっしゃるように建物が無かった訳ですが、それでは特に問題無いという了解を得ております。又解体しますと非常に面積も広く、後ろの方まで見通しが効

くような感じがありますので、又私の方で建物云々という話がありましたが、これから舗装等、駐車場等も含めた利活用を総合的にこれから検討していきたいと思っておりますので、是非ご理解の方も宜しくお願ひしたいと思います。

5番： できれば早い時期にその答えをお聞きしたいと思います。とにかく解体して今段差が付いております。その跡地利用を色々地域住民も心配しているところでもありますから、できれば早い時期に着工できるように、確か今日砂利か何か敷いているような感じがしたのですが、早急に対応するのが奥山町長の町政でありますから、お願ひしたいと思います。

4番： 18、19頁2款1項の企画開発費の西ノ前遺跡環境整備等検討委員会負担金ということで、これは新しく作った委員会ではないかと思っておりますが、この支出の委員会の内容と今の状況についてご説明をお願いします。

まちづくり課長： 昨日土偶が国宝に指定されましたが、その土偶の出土されている西ノ前遺跡の跡地の整理について、町の宝でありましたが、県の宝、国の宝となりまして、遺跡地の整備について県と一緒に国宝に相応しい遺跡地になるようにということで、県と町の方で負担をしながら、協力しながら跡地整備をしていきたいと思います。今回実行委員会形式で組織を立ち上げるものであります。内容としましては、今後委員を委嘱する方については県と町の方で協議をしまして、国の方、県の方、それから考古学を専攻されている方、環境デザインの専門家、そういった方々の委員さんを想定しておりまして、そういった方々の検討する為の色々な諸費用について負担金を計上するというございます。

4番： これから委員を選ぶということですが、国宝に指定されるということは前から分かっている、そして昨日ようやく正式に指定されたということで、それにしても整備があまりにも進み具合が遅いのではないかと思います。更にこういった検討委員会、何々委員会と聞くと私常に思うのですが、本当に委員会として機能して、それが整備事業に即繋がっていくという形をスピーディにやらないと、この歴史資料館に来るお客さん方が、猿羽根山で見て発掘時に行ってみたら何も無かったという声をよく聞きます。そういうことを逸早く対応して頂く為にも、この検討委員会の発足、そしてその整備内容等をスピーディにやって頂いて、そして実際にあそこの整備が進むということを期待する訳ですが、今の課長の答弁ですとその時期や目標、どの程度のスピードで開発、整備していくのかということが見えて来ない訳ですが、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

まちづくり課長： これについては特に国宝になるということが報道されまして、県の方でも遺跡地を視察しておりますが、町の方の考えはその時にお伝えしておりますが、もう少しデザイン的な面、それから観光文化振興、地域の振興ということも視野に入れて、歴史的ロマンが感じられるようにすべきではないかという県の指摘もあります。そういったことで教育委員会の方では6月に予算を計上して整備等も検討して参りましたが、県の方からそういった申し出がありまして、よりよい跡地にしようということで県の方と協議をしまして、それでこのような検討委員会を立ち上げることになった訳ですが、県と町の今の段階のスケジュールとしましては教育委員会の方からまずたたき台のプランを出して頂くということがまず大事であります。そういったものを10月までに一つのたたき台を出して、検討委員会第1回目を開きたいと考えております。それから第2回目については、それらについて各委員さんの整備の方針と言いますか、そういったものを話し合いする場が2回目で、3回目と言いますか最終が2月までにはしたいということで、来年度予算にその敷地整備等についての予算を計上するべく、そのスケジュールを進めたいということでございます。私達の方のまちづくり課としましては、跡地だけではなくてソフト的な色々な開発の部分についてのお話し合いも、そういった専門家の方からお願ひをしたいということもこちらの方から要望申し上げておりますので、敷地については今のスケジュールですが、ソフトが入ってくるともう少し回数等も増えるのかなと思っておりますが、そういった要望もして、県・町・国、そういった連携をして良い跡地を整備したいということでございますので、ご理解をお願ひしたいと思います。

4番： そうしますと、具体的なその整備計画というのは、教育委員会の方で作るという答弁ですが、実際にある程度の青写真的な物は我々に示されたと思っておりますが、あれから何ヶ月か経っております。そこでどの程度整備の具合、或いは教育委員会が立てるそういった構想というものが進んでいるのか、そこら辺のところを聞かせてもらいたいと思っております。

教育長： この件につきましては予算を頂きながら、教育委員会の考え方ということで、議員さん達の方にもお示しし、国宝の里帰り展の時にできるだけ整備をしながら進めたいという形でお話ししたところで

した。ところが色々な形で県の方からもお話がありまして、その経過については大変申し訳ありませんが、白紙にさせて頂きたいという形をお願いをした経緯があると思います。私達の方では今年度予算を計上して頂いた、遺跡の指定されている場所を町の用地として取得しながら今後考えていきたいというところが第1番目にあります。

国宝についてですが、国宝というのは1回指定されれば不変的なものであります。そういうところがありますので、短期間で計画を樹立し実施していくというよりも、もう少し時間を掛けながら、よりよいものを整備していくとした方が良いのではないかという専門家からのご意見もありましたので、その辺を尊重するという考え方で、今私達の方で進めているのは、計画を具体的に進めるというのは今後の委員会に委ねる部分がありますが、用地の取得をするという形で今所有している方々と交渉しながら、ある程度の詰めまで行っていますので、そここのところの委員会の開催の時にこの位の用地の取得をできましたという形の中で提供しながら、そここのところをどのように活用するかということで専門的なご意見を賜りながら、整備を図っていくことが1番ベターではないかと思っておりますので、今委員さんから質問ありましたが、具体的なものというのは依然お示しした点までしか行っていませんので、これからについては今後専門的な委員の方々のご意見を伺いながら、来年度、又再来年度という形で整備をしながら、できるだけ国庫補助の整備費を受けられるとすれば、それらも活用しながらやっていきたいと考えているところであります。

1番： 今の件に関連することですが、遺跡の整備検討委員会というのは今回整備しようとする遺跡発掘地、予定で言うと畑並びに水田、原野の部分だけを整備しようとする為の委員会なのかということなのですが、地元のご意見の中であそこに見に来られる方がどうしても車がUターン出来ない訳です。それで下の方まで下って行ってUターンして来るという状況の中で、その地だけを整備するのではなくて、検討委員会を持つのであれば、そういうアクセス道路をいかに利用できるか、利用する場合の道路を誰が管理するのかという面もこの検討委員会の方でしっかり検討して頂きたいと思っております。と言うのは、農道になっていて下の方に田んぼがある訳ですが、現在田んぼの利用者が交代か臨番制で借りるような計画が当初はあったらしいのですが、今中々それがされていないと、高速道路の法面から、原野の方から草が生い茂ってきて、中々通行するのも厳しい状況であり、下の方に行って水田地帯の方に耕作放棄地が目の前に広がっていて、それも見た関係上大変良くないというものもありますので、そういう指導なり管理面も徹底して頂きたいと思っておりますので、この検討委員会では是非そういう面も考慮するようにして頂きたいと思っております。

教育長： 先程まちづくり課長の方からもお話ありましたが、当然その土地だけをどうするのかということではなくて、先程言いましたように町そのものでの利活用、又観光とかそういうものも考えておりますので、当然1番議員さんから指摘された事項についても、その委員会の中で議論され整理の対象になるものと考えております。

1番： 検討するならしっかり検討して頂くことが大事ですが、管理、指導の方は検討してからではなくて、随時管理なり指導の方を優先してお願いしたいと思っております。

8番： 16頁の総務費の財産管理費の1億912万円の内容と内訳をお聞きしたいと思っております。

総務課長： 財政調整基金の積立金1億905万円を計上しておりますが、これは当初予算で財政調整基金の方から繰り入れしておりますので、今回地方交付税等ある程度見通しがつきましたので、その分を元に戻すという形であります。当初予算で1億1千万円計上しておりますので、今回1億905万円、そして当初予算で95万円を計上しておりますので、合わせて1億1千万円をまた基金の方に戻すという感じでございます。

8番： 財政基金に戻すというお話ですが、昨今新聞、テレビ等で南海大地震が起きた場合、関西関東を中心にして35万人位の死亡者、又、膨大な家屋の損壊等が心配されます。我が舟形町の庁舎も耐震工事がまだ成されておられません、財政的に余裕が無いかもしれませんが、災害が起きれば避難場所にはなるし、また災害対策本部であるこの役場庁舎の耐震化をどのように考えているのか、その辺をお伺いします。

総務課長： 役場の耐震化につきましては、以前も叶内議員さんの方からご指摘ありまして、災害時の対策本部も役場の3階と一応なっておりますので、前に耐震調査を既にしておりまして、それを受けまして今設計会社さんの方で役場の方に何回か来ておりまして、実施設計をやって頂いております。特に塔屋と言いまして1番上の屋上の分、あと煙突の分が非常に危険だということで、それを取り除くような形で設計をしておりますので、まだ手元に届いておりませんが、その都度経過も含めまして我々総務課の方と専門会社の方で来て現地を見ながら、又今積算中でございますので実施設計等ができ上がりましたら、1

日も早く役場の耐震補強工事等に入っていきたいと考えております。

8番： 財政等の兼ね合いもあるかと思いますが、メリハリの付く財政運営で一刻も早く対策本部になる、又舟形地区の避難場所になる役場庁舎の1日も早い耐震化を進めて頂きたいと思っておりますので、その見解をお願いします。

総務課長： 来週また決算の色々報告ありますが、積み立ての方も庁舎建設等ということで少しずつ積み立てもしておりますので、財政的にもあまり負担にならないように積立金を利用しながら1日も早く安心安全の拠点になりますので、整備に向けて頑張っ参りたいと思っております。

9番： 23頁ですが、福祉のまち推進費の中で地域支えあい体制づくり事業、内容を見ますと工事請負費で110万円あります。その下民生費の保育所費ですが、2番の保育所設置事業で業務員の雇上賃金とありますが208万円程あります。これは新たに業務員を雇うということでしょうか。この2点をお願いします。

健康福祉課長： 3款1項5目の福祉の町推進費の工事請負費は、駅前の清流荘の畳と下敷きが結構老朽化しているということで、今回地域支えあい事業の補助金も100万円頂きましたので、畳換えを含めて工事請負費で実施する予定のものです。

それから7番の3款2項3目の保育所費の賃金ですが、業務員雇上賃金は4月当初からいらっしゃる方ですが、今回特に賃金として社会福祉総務費の中でも賃金がございますが、4月当初から臨時職員としていらっしゃる方の賃金が今回補正で要求させて頂いております。以上です。

9番： 後段の方ですが、4月から雇入れということであれば6月の段階でも補正できたのではないかと、そして今の時期に補正というのは時期がずれているのかなと思うのですが、その内容についてももう一度をお願いします。

それからこの地域支えあい体制づくりですが、今の話ですと駅前の清流荘の改修工事だということですが、ここに県の健康福祉部の地域支えあい体制づくり事業についてというパンフレットがあるのですが、この内容を見ますと、補助対象団体というのはNPO住民組織社会福祉法人ということで、どちらかと言いますと地域住民が主体となった活動に支援するのかなと思うのですが、今の内容ですと町或いは町の福祉協議会を通すということになるのでしょうか、町が事業主体のような感じがします。この辺そぐわないのかと思うのですが、いかがですか。

健康福祉課長： 地域支えあい体制づくり事業につきましては、昨年度も旧舟形児童館、今は町中交流館として舟和会の方にお貸ししておりますが、その整備、それから堀内の改善センターの一部の部屋の冷房工事等を実際やっております。従いまして一つは、こういう事業をやるのですが、使い方として良いですかということ、県の方にも紹介しながら今回100万円の地域支えあい事業の補助金が貰えるということですので、その中で事業として展開したいと思っておりますので、9番議員さんが言われましたNPO、その他の団体等だけではなくて、今ある既存の施設の中でも使い方に応じて貰える、そして事業展開できる事業かと考えているところです。

それから今回4月当初からであれば6月の補正が妥当ではないかというお話ですが、6月の補正要求もしましたが、6月補正については補助対象事業等の賃金について予算措置をし、一般で行うものについては9月の補正でということでありましたので今回計上させて頂いたところです。

9番： 雇上について言いますと、では今までその人がただ働きしていたのかという感じにも受ける訳です。今回補正が通れば初めて予算が付くということであれば、今までの賃金はどこから払っていたのかという疑問が残ります。

それから先程の地域支えあいの体制づくりですが、これについて交付補助率は10割と全額補助ということになります。この対象事業を見ますと、地域活動拠点の整備と、例えば各地区の公民館の整備とか色々なものにも使える内容ではないかと思う訳です。そういう意味ではどの位の枠があるか分かりませんが、もう少し公募と言いますか、そういう部分も必要ではないかと思っておりますが、いかがですか。

健康福祉課長： 地域支えあい体制づくり事業については、おっしゃる通り今後色々な面で公募等含めて検討させて頂きたいと思っております。それから業務員の雇上賃金については、今後補正の在り方を含めて色々検討させて頂きたいと思っております。ただ、一つ上の人夫雇上賃金については保育士の多忙感もあつたりしまして、今回から朝のバス添乗についての添乗員さんを募集して1時間と1時間半のバスがありますが、2名の方から今回来て頂いて、保育士の多忙感解消ということで、バス添乗を展開させて頂く賃金も上程させて頂いているところです。以上です。

議長： 他にありませんか。

(無しの声)

無いようですので、歳出の第1款 議会費から第5款 労働費についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第6款 農林水産業費から第13款 予備費についての質疑を許可致します。

6番： 私からは3点程ご質問致します。26頁の農業振興費の中で452万9,000円程減額しております。これは小規模畑地化整備支援事業の中での減額ですが、これほどこの地域でやる予定だったのか、或いはどういう訳で減額になったのか。

もう1点、農地・水・環境保全向上対策事業費も359万円程減額しております。これもどういうことで減額になったのか。

もう1点は、28頁の水産業費の中で、井戸のボーリング調査委託料として250万円程計上しておりますが、これは町長がいつも言っている通り、町が目玉は鮎だと、若あゆの里、舟形町は鮎だという基本的な考え方は確かに分かります。しかしながらこれは町の持ち分だからといって、際限無く予算計上しながらするべきものかと私は疑問に感じております。その辺を含めてご質問致します。

産業振興課農政班長： それでは今のご質問についてお答えしたいと思います。まず小規模畑地化事業関係ですが、当初は太折地区という形で1町歩以上の面積を予定されておりました。太折地区と言っても、太折と堀内の方に一括して大きく、太折地区の方が面積あったものですから、太折地区ということで県の方に申請しまして、採択を受けたという形で進めて参りました。しかしながら4月の当初でこの工事については11月工事という形にしたものですから、4月の段階で始めないとまずいという方も出まして、1町歩が崩れたという状況になりました。それも再度町の方で第2回目の募集を6月の末までにかけて実施しまして、その時にまた1町歩という数字が出てきたものですから申請しようという話になりましたが、これも途中で負担金があるなら取りやめたいという意向もありまして、最終的に7月31日付けで県の方に取り下げという形で申請させて頂いたということで、この分の減額がこの形になります。最終的には1町歩に至らずに6,183㎡という形でどうしても4,000㎡程足りなくなったということで、ここを取り下げたという状況があります。

それから2つ目の農地・水・環境保全向上対策事業関係ですが、これは今年度から新たに5年間という形で事業が進められる訳です。進めるにあたって、当初今まで農地・水に参画してくれた集落、団体等については25集落ありましたが、そこで色々打ち合わせをしまして、2次募集についての要件等も説明しまして、どうですかという形で問い合わせたところ、19団体、19の組織しか名乗りを上げなかったということで、6団体が少なくなったものですから、その負担金がこの減金額になります。

もう一つの水産関係のボーリング調査委託料ですが、これについてはあくまでも目的としましては先程議員の方からもありましたように、舟形町の鮎というものが観光の目玉ということでありますので、鮎の中間施設の数量が現在190毎分 m^3 という形になっている訳ですが、飼育をするとすれば、最低今の数量を確保する為には200毎分 m^3 が必要になるということで、それらの水の確保ということも一つ、それから今後鮎だけではなくて鮭、更には稚魚ではなくて飼育という形の事業を展開する上でもこの井戸調査というのは是非必要であろうということで、漁協の方からもお願いされまして、町として色々検討した結果今後の事業計画を進める為にとということで、試掘を行う委託料という形になります。尚深さについては50mという形で計画を進めるものになっています。以上です。

6番： 第1番目の太折地区に負担金がある、面積が纏まらなかった、これは分かりました。ただ今舟形町ではネギやニラ或いは色々な野菜園芸が盛んに行われております。そうした中で折角の小規模畑地化が、本来ならば無理にでも勧めて農家のこれからの行く末を考えるべきだと思います。ところが私も今話を聞いて残念だと思った次第です。まずこの度は取り上げられたことは致し方ないと思うのですが、負担金の額がどの位になるのかその辺の説明もお願いしたいと思います。

あと農地・水も今の通り、また5年間の農地・水の事業が始まる訳ですが、これも集落が減ってしまったことは致し方ないと思います。残念ながらこのような姿になったということは仕方のない事業だと思います。ただ今水産業のボーリングの問題が話になりましたが、毎年漁協組合が町長の一つのメインの中で鮎の問題だけでどれ位起債をしたり、どれ位経費を掛けてまで、そこまで漁協組合に対して補助をしなくてはいけないのかという感じがします。これは際限が無いと言えば、際限が無い。これは町の財産だからしなくてはならないという考えだけでは、私は可笑しいのではないかと思うのです。やはり漁協組合は営利

団体ではないとは思いますが、2つの町村を跨っている小国川です。その中でどうして舟形町だけがそれだけの援助をしなければならないのかというのは私1人だけの意見ではないと思うのです。それぞれの皆さんの考えを聞きますと、相当の意見が出ています。そういう姿をあえて貴方方は、予算を必ず町のものだからしなくてはならない、今話を聞きますと先の方までやるのだと。漁協組合に援助を稚鮎の放流も190万円やっております。ただもう1点は、それならば最上川漁協が最上から流れて舟形に来ている訳です。2つの町村が同じ補助制度で相談しながらやった時期が前には何十年もあります。それが急に最上町の話の聞くと20万円だと、そういう姿の中でどういう経過で変わったのか私は不思議でなりません。その辺これからの姿もどう考えるのか、詳しくお願いしたいと思います。

産業振興課農政班長： それではまず小規模畑地化関係の負担の割合ですが、この事業を県の補助を受けまして実施する内容となっていました。事業費の60%が県、町の方で15%、これは産業振興補助金15%というものに基づきまして行います。合わせて75%、従って25%がどうしても受益者負担という形になるものですから、最上ではもっと高い率ということもありましたが、町の方としましてはその75%の要項でチラシを撒きまして、募集したところ太折地区の方があったということで申請したやつだったものですから、それは議員さんもおっしゃる通り、我々も強く勧めたのですが、中々そこまで具体的にはならなかったということで大変反省申しているところであります。

それから水産業の方についてですが、これも当初うちの渡辺課長の方からも色々話を聞きますと、最上町の方とも話をしまして、放流する匹数とかそれから様々な問題について色々話をしているようですが、中々進んでいないということでありまして、これについてももう少し、私もこの件については離れていたものですから、少し最上町の方とも話をしまして、どんな状況にするのか分かりませんが、話をしまして進めてみたいと思います。ただ予算査定の中でも申しましたが、やはり観光の一環という形の捉え方で進めていくというのが重要ではないかということで、今回も計上させて頂きましたので、この放流委託料についても、補助金についても少し見直しを検討したいと思います。

6番： 観光事業の一環としてこれを継続したいという答弁ですが、それは貴方方の考えでしようが、ただ私達から見ればどうしてそこまで援助しなくてはならないのかという空気が舟形町のあらゆる姿からも出ております。だからあくまでも町長は鮎の町だと、縄文の女神と鮎の町だという意見は分かるのです。ただそれが今までのポーリング、昨年は三光堰を改修してまでも便宜を図っている訳です。ましてや普通の補助体制だと、農業関係は15%補助しかありません。前に事業した時は100%補助している、それは私達から見れば可笑しいのではないかと思います。それが当たり前のもりして、貴方がそういう事業を展開するというのが可笑しいのではないかと思います。もう1回やはりここは農業の町だという町長の考えの通り、1次産業は農業です。その辺も含めて水産業も大事でしょうが、そういうあまりに過保護なやり方では可笑しいのではないかと思います。

あともう1点は、何年も前から私は最上町とどうしてこう差があるのかと指摘してきました。最上町と相談しますと言って何年になりますか。全然前に進歩していないのですよ。昨年度最上町長と会う機会がありまして、最上町長に質問しました。貴方の町に行って漁協組合のことで申し合わせて、相談して色々な話し合いをしたいと言っていますが、話できましたかと、私はそんなこと初めてですと言われました。それだけ貴方方は誠意が全然無いのではないかと感じます。もう少し真摯に受け止めて、言われたことはどうあるべきか、もう1回内部で話しながら検討する必要があると思うのです。私は口先で分かりました、そう考えますということだけでは済まない問題ではないかと思うのです。もう1回答弁お願いします。

副町長： まず井戸の関係ですが、先程沼沢班長も申しましたが、補足しますと、まず鮎に関してですが、今中間施設があります。あの井戸は4本ありますが、今現在敷地内に4本、そのうちの2本がマンガン、鉄で使いません。2本しか使いません。そういう関係で100m位上流に井戸2本掘っています。その井戸については水が冷たいということで混合しながら、冷たいと餌を食べませんので、敷地内にある井戸の水と混合しながら何とか利用している状況であります。施設的には58万尾飼育する施設能力があります。しかし井戸の水が不足ということで、確か現在54万尾位しか飼育していないと思っています。それを今回県の方にもご相談しまして、あの施設より下流等に試掘をしたいということで、そして水の確保にあたりたいということです。あと先程も申し上げましたように、長者原地内に鮎のふ化場があります。あそこも水が非常に不足してしまっていて、冬季間は流水を利用して何とか鮎の飼育をしております。昨年岡矢場の圃場整備をやっております、泥水が水路に入りました。そんな関係で非常に苦慮しながら、やはり流水は

上流で汚水を流したりすることによって、非常に鮎は敏感ですので、そういうところで非常に苦慮したということです。それを一貫して中間施設等に、建物も昭和30年代に建てた建物ですので、それを県の助成等と国の助成等も頂きながら中間施設の近辺に建物も含めて、井戸も試掘を掘るのも含めて考えてみたいということです。

それからもう一つの施設、三光堰の鮎飼育場があった訳です。それを2年程前から三光堰では鮎まつり用の鮎は育成しないということで漁協に約30,000尾位の飼育をお願いしています。その井戸も非常に良い時と悪い時がある。浅井戸ですので夏になると川の水が温かくなりますが、冬は冷たくなると。春は冷たいということで非常に温度差があるということで、その飼育場も含めて中間施設の内部で修理できないかということも検討しています。ただ何と言っても250万円の試掘でどれ位の水量が確保できるか分からない訳ですが、そういう3つの検討課題があるということで、今回250万円町が事業主体で掘削してみたいということでもあります。先程も6番議員さんがおっしゃったようにやはり施設はこれまでもずっと町で管理してきた訳ですので、町の指定管理制度で漁協をお願いしてきたという経過がありますので、施設については町で整備をしたいという考えで今回調査をしてみたいということでもあります。

あと最上町との件であります。以前も6番議員さんからそういうご意見を頂きまして、私と渡辺課長で1年位前か2年位前に田中副町長にお願いに行った経過があります。その点については報告していたのかと私なりには思っていますが、色々な事情があることは承知していますが、そういうことでお願いはしてきたということでありまして、どういうことで最上の町長さんが知らないと言ったのかどうか分かりませんが、間違い無く田中副町長と私と渡辺課長がお邪魔してお願いしたという経過がありますので、その点についてはまた機会がありましたら再度お願いをしてみなければならぬと思っています。以上です。

議長： 本件に関する質疑が既に3回になりましたが、会議規則第54条の但し書きの既定によって、特に1回だけ発言を許可致します。

6番： ありがとうございます。くどいようですが、ただ先程副町長から話があった通り、町長は知らない中で副町長に話したと、私もその話は今日初めて聞きました。だから今までも課長と話しても一切そういう話はしませんでした。今までの課長の話は、できるだけ早くまたお話し合いをしたいという報告だけです。それは別にしても、今水産業に対して町がこのように毎年補助体制、町の持ち分だからといって、毎年何百万円ずつ出すというそのものが、私は先程の会話と同じではないかと思う訳です。その件に関してもこれからどうあれば良いかということ、もう一度原点に帰って相談して、これからどうあれば良いかということを検討して頂きたいと思うのです。ポンプでも寿命も決まっております。それも年数があればまた井戸ポンプを掘らなくてはならない、或いは屋根が壊れれば屋根換えもしなくてはならない、それぞれの姿がある訳です。それをもう一度、その辺の答弁お願いしたいと思います。

副町長： 指定管理者制度で漁協と町長が契約を結んでやっている訳ですので、その契約の内容をはっきりと分かりませんが、軽微な故障なり修繕なりについては漁協さんの方でして頂いているのかと思います。ただこのような大規模な予算を伴うものについては、町の施設ということで、そしてまた6番議員さんもおっしゃるように、やはり舟形町は日本一の鮎な訳ですから、そういう面でも行政としてお手伝いできるものはお手伝いしながら、鮎の町舟形町を宣伝していくということでも必要なかと思っています。ただ中間育成施設を舟形町で作ったという経過もある訳です。以前ですと琵琶湖から小国川に放流して水病で鮎が不足した時代もあった訳ですので、それをやはり他からの稚鮎ではなくて地元で育てて、地元の川に放流すると、むしろ他のタライにはもう持ち込まないで下さいということで今やっておりますので、そういう点でも中間施設というそれなりの意味はあるのではないかと思います。

3番： 34頁9の1の3防災費をお願いします。防災費1,000万円補正で増額なっております。この内容見ますと避難所である各地区の公民館の耐震化の工事ということでございますが、今回対象になる公民館の箇所と、いつ頃から具体的に工事が始めるのかをお伺いします。

総務課長： 今回県の方で新しい事業が出て参りまして、特に各小学区にあります公民館につきましては第1次の避難場所になりますので、あくまでも小学区で管理している施設につきまして、建物等の上限はございますが、国又は町の方でそれぞれ折半しまして、耐震の改修工事を行って参りたいと考えております。ただ基準と致しまして、昭和50年以前に設置した地区の公民館が対象になりますので、現在町と確認しましたところ、9ヶ所が対象になるようであります。事前に耐震の調査もしなければいけませんので、耐震の調査を行って、これは補助の対象になりますが、それを受けて改修を行いますので、実施設計も必

要になって参ります。実施設計等につきましては補助金が出ませんので、これは町の方で単独で持たなければならぬ訳であります。今回9ヶ所等につきまして、この事業が3年間ございますので、これから各9ヶ所の町内会さん総務の方と色々協議しながら、とりあえず今年はこの予算でできましたら2階建てを1棟、それから平屋1棟ということでやっていきたいと思っております。実際に具体的に調査して設計、そして施工をしてどの位掛かるのかというのをまだ掴めない点もありますので、とりあえずこの金額の中で2棟を改修していきたいと考えております。又、優先順位等もありますので、これまで中央公民館の方で地区の公民館につきましては補助金を出しながら、管理等もしておりますので、教育委員会の方とも協議しながら2ヶ所について今年はやっていくということですので、その前に9ヶ所の町内会総会でこの事業を説明しながら、予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

3番： 今総務課長は50年以前と言いましたが、56年以前ですよ。それは良いのですが、今の課長の答弁ですと、県の補助金が付いたからこれからやりますという話でございますが、前回の定例会で私申し上げましたが、こういうことはどんどん先走ってやらないと、先程叶内議員の方からありましたが、地震が来る可能性もあるという話でございますので、補助金が付いたからやるのではなくて、前回申し上げました防災計画書もまだ策定されていないようですが、こういうものにはどんどんと金を使っても良いと思っております。その辺りもう少し早くできないかお伺いします。

総務課長： 今回県の方で新しく、ここにも出ておりますが、災害に強い地域づくり市町村総合支援事業整備補助金ということで、県の方で市町村等の要望を受けながら、県の方でも積極的に安心安全を担保していきたいということで、この事業を設定して頂きましたので、当然齋藤議員さんもおっしゃいますように、1日も早く町単独でやるというのが理想だと思っておりますが、やはり限られた財政でございますので、なるだけこういった補助制度を利用しながら1日も早く有効に各地区の公民館の整備をしていきたいと考えておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

3番： 財政が厳しいのは分かりますが、何回も同じことを申し上げますが、9ヶ所回って2ヶ所しか今年にはできないとなれば、今地震が来たら、あと7ヶ所が崩壊したり、避難している最中に何か事故があったら誰が責任を取るのですか。最高責任者である町長が責任取れますか。町長お願いします。

町長： この制度は、今年度の県の当初予算にはあったのですが、中々県の方でも補助の要綱というものを市町村の方に出すのを非常に遅れたような感じもしない訳ではありません。従って、今総務課長が言った通りに限られた財政もある訳であります。その辺を参酌しながら、効率的にこの制度というものに乗って3年間の中ですとすれば、この制度に乗りながら実施してみたいということで今回計上した訳であります。不要不急のやつについては、災害はいつでも起こり得るものということもありますので、その辺は一般財源をどういうふうに応用するかという問題であろうと思っております。

先程叶内議員も言いましたが、役場の庁舎関係については昨年度1億5千万円積立をして2億あります。そういう面で設計の方が早く来れば、すぐ発注できるという準備はありますので、その辺も十分に考えながら公民館の補助金というものが少ないとすれば、そういう公共施設の基金というものも使いながらやるのも一考ではないかと思っておりますので、叶内議員或いは齋藤議員の意を汲んで前向きに取り組んで参りたいと思っております。

5番： 32頁の土木費の中の3目除雪対策費、これについてお伺いしたいと思います。工事請負費1,810万円の中身を教えてください。

地域整備課長： 工事請負費であります。今現在除雪ロータリー車の格納庫が木友地内に置いている訳ですが、その他全て置けない機械を八鍬建設さんの車庫を借りて2台、それから農村環境改善センターの箇所1ヶ所ということで、借りて置いている箇所があります。今回の1,810万円につきましては、長沢地区に格納庫を整備したいということで予算を上げているものであります。場所につきましては、まだ具体的にここだという形は決めていないのですが、長沢小学校の付近に建設を行いたいという形で今検討しております。大きさにつきましては、幅が9m、奥行きが10.8m、高さは前の方が7.4mで、後ろが5mということで片屋根になります。面積的には97㎡程の車庫という建物になります。

5番： 新庄市の除雪を見ますと、まさに舟形町は隅々まで大変綺麗に除雪をしているということで、最上管内でも非常に舟形は地域住民の為に一生懸命やっているという認識をしております。今課長の答弁の中で、堀内の農村センターではないのです。タテコの処理場な訳です。まずこれを一つ訂正します。それから長沢地区の格納庫を作るということですが、今初めて聞いた訳ですが、この決算書の中

を見ますとロータリーを3台更新している訳ですね。新車1台に、あと1台更新している訳です。それが1,811万2,500円、似たような数字だったものですから質問した訳であります。是非長沢小学校周辺に長沢地区あの辺も4台位のロータリー車が行き来している訳ですから、ただ今言ったように夜夜中に、2時半頃に稼働する訳でありますから、住宅地では大変迷惑掛かるということで小学校跡地と近在ということでもあります、地域住民の了解を得て作るということをお願いしたいと思います。農村センターの前であったのですが、タテコ地区の要するに誰にも邪魔されない、誰にも邪魔にならない田んぼの中の方にテントの車庫を作ってやっている訳ですが、これも段々将来的には今言った南部地区の方にも、そういう計画があるのかお伺いしたいと思います。

地域整備課長： 今現在中央からロータリー除雪車が出動している訳ですが、やはり地区毎に置いた方が活動する為には適しているのではないかとということで長沢地区、舟形地区、堀内地区という形で今後検討していかなければならないのではないかと考えております。

5番： 議会の報告会である地域に行きました。そしたらこの除雪の話が出たのです。その地域住民によると私は勘違いして我々に話をしたのではないかと考えておりますが、舟形町は胸を張っても良い位綺麗に除雪されております。今言ったように将来的に各地域に車庫等を作るということは大変結構なことでもあります。今木友町内に6、7台ありますが、やはり地域住民の方々是非常に困っている訳です。朝2時頃から色々な音がする訳でありますから、どうぞその辺も併せて今言ったようなことを前向きに検討し、早急をお願いしたいと思います。答弁は要りません。

4番： では4点についてお伺いします。27頁農地・水・環境保全向上対策事業350万円の減となっておりますが、まず先般我々の地域でもこの農地・水の計画について会議があって、予算が幾らになると示された訳です。それに対して今回の議会では減額になっている訳ですが、その計画をしている地域が多数あるかと思いますが、この減額がそういう地域に影響するのかどうかという点について、1点お伺いしたいと思います。

2番目に31頁道路新設改良費の中の紫山内山線の道路マイナスの1,200万円、内山長尾線のマイナス1千万円、当初では紫山ですと3,700万円上がっている中でのマイナス1,200万円、約3分の1の減、内山線に関しては4,500万円の当初に対して1千万円の減ということで、約4分の1の減、随分思い切った事業を削ったという印象があります。この理由についてお伺いします。

もう一つが41頁B&Gセンター管理費、この修繕料について400万円、この修繕はどういった修繕なのかということと、同じ頁の1番下鉱害復旧工事、これは実栗屋地区のことだと思いますが、この工事において完了するのか、又どういう工事であったのかということをお伺いしたいと思います。

産業振興課農政班長： それでは今の一つ目の農地・水・環境保全向上対策事業関係についてお答え申し上げたいと思います。先程申しましたように、昨年まで25、現在19の組織が更新してきている訳ですが、申請を断念したという所については、大平、紫山、馬形、実栗屋、新堀、松橋ということで、この地区とも話し合い、それから計画作りということまでも進めて参りましたが、一つの問題としては書類等が色々複雑になっているということもあります、事務担当をする方が居ないということが大きな原因の一つであります。更に今年度から今まで農地・水のエリアと中山間直接支払という制度もありますが、このエリアというのは重複しても良いということで昨年まで5年間やってきた訳ですが、今年度からはエリアの重複は駄目だという県の指導もありまして、今回そういう申し入れを行ったところです。大平地区というものについては95%が重複という部分であったものですから、重複を除けばわずか5%ということでこれについても、町としては是非受けて欲しいということも申しましたが、どうしても金額的にも少なくなっているし、書類等も少なくとも同じような形のもの上げなければならないということもありまして、それだったらということで今回断念したということですので、その影響となりますと、かなりあるのではないかと、所謂共同作業部分でお金が使えらるということですので、影響はあるのかなと思いますが、先程言いましたように事務的に楽ではないという地区がこの中にはかなり多かったと印象を通して残っております。影響については、申請しなかったということについては多少あると思いますが、それよりも先程私が言いましたように、事務的にという形の部分が大変多かったと思います。

地域整備課長： 道路新設改良費の補正ですが、道路新設改良費で今やっている工事は5件あります。その中で富田中通り線消雪施設整備工事がありますが、前年度と今年度で完了するというので検討してまいりました。その中で富田中通り線の予算が当初より足りないということで完成するには1,100万円程の

補正が必要だということで富田中通り線の方に1,100万円の増という配置をしております。

あと長沢一号線の流雪溝整備事業で遅れました楯板の消雪施設につきまして、冬季間井戸の水を上げると下の方で流用している井戸が枯渇するというので、消雪施設の井戸は上げないで欲しいという要望がありまして、昨年度1年検討した結果、上げないと井戸が出るということで、結果的には上げない方向でいくしかないという判断をしております。その中で別な工法で長沢一号線の消雪を行うということで検討した結果、今坂の方にパイプを這わせて無散水の消雪施設を行っている訳ですが、その施設を利用してその中に井戸水ではなくて不凍液を回して、不凍液を保温しながら消雪を行うということで今回の補正を1,500万円ということで上げております。この工事全体の中で遣り繰りしながらしたものですから、内山長尾線と紫山内山線の予算が減という形になっております。

それから、特定鉱害復旧事業であります。工事費につきましては向原地区と大平地区2ヶ所がそれぞれ100万円ずつの工事費になっております。亜炭鉱害ということで陥没している箇所への復旧という形になります。それから県営工事負担金としまして849万9,000円、これは大石田畑線、堀内の重作そば屋さんの向かいですが、その復旧工事の負担金ということで、県の方で工事して町が農業支援センターの方から受けて100%補助となっております。以上です。

教育次長： 同じ41頁10款5項3目のB&G海洋センターの管理費での事業費、修繕費400万円についてご説明申し上げます。BG体育館の裏に利用していない重油タンクがまだ埋設しております。その撤去、それとプールがありますが、プールの排水管の修繕ということと、もう4つありますが、玄関支柱の補強修繕、BG内での更衣室のトイレのタイルの修繕ということで4工事上げております。以上です。

4番： それではまず1番目の農地・水についての確認ですが、減額になった影響は申請して通った所には全く影響がなくて、申請した所がキャンセルになったということでの減額という理解でよろしいでしょうかということと、3番目のBGの修繕、特定鉱害も理解しました。

あと紫山内山線のことについてですが、31頁の工事の予算の組み替えを行ったということだと思っておりますが、今後この足りなかった紫山内山線、内山長尾線について追加の工事等を検討しているのかどうか、そこら辺のところについてお伺いします。

地域整備課長： 紫山内山線、内山長尾線、富田中通り線につきましては、社会資本整備総合交付金事業で補助事業を行っております。その中で追加事業につきましては、国の補助事業でありますので、ヒアリングを受けないと追加事業も受けられないということもありますので、今のところ追加事業という形は考えておりません。

4番： そうしますと、特に紫山内山線が目につく訳ですが、渡辺製材に移動までしてもらって、もうできるばかりという工事がまた遅れると、更にいつになるか分からないという答弁にも聞こえる訳です。そうしますと要するに温泉客の為に作るような道路ではないかと思いますが、それがまた延びるということになる訳ですが、また言いますが、工事が進まない、そこまでは行ったけれどまた工事が進まないという印象がどうしても町民の間で起こるのではないかと思うのです。そのところをしっかりと対応していかないといけないのではないかと思うのですが、この補助金を貰う見通しについてどう考えているのか質問致します。

地域整備課長： 紫山内山線につきまして、今年度は国道の交差から先の方に200m程工事ができる見通しであります。あと追加事業につきましては今9月ですので、今後申請しても補助金が付いてくる可能性はまず無いのではないかとということで、今年の追加事業は難しいと思っております。

9番： 今の道路新設ですが、先程から予算の範囲内で遣り繰りしたという話であります。当初予算今年の投資的事業紫山内山線3,715万円、内山長尾線4,507万円が当初の計画であります。3月に先程もありましたが、議会報告会をしました。今年の主な投資的事業の説明もやってきた訳です。それがここに来て、予算のやり繰りでできなくなったと、これは我々議員としても説明責任という意味から言いますと、もう少し慎重に考えて欲しいと思う訳です。先程収入の中で、地方交付税が来たのに伴って財政調整基金の積み戻しをしたという話もありましたが、そういうお金も先程の町長のように基金の運用ということも考えられるのかという話もあった訳です。その為の財政調整基金ではないのかと私は思うのです。できればやはり当初の計画通り、どうしても支障があってできない、そういう理由が発生したのであれば、住民がきちんと納得できるような理由があるのであればですが、途中で予算の遣り繰りができなくなったと、これは無責任ではないかと思うのですが、町長いかがですか。

町長： 今町道改良で社会資本整備事業、幾つかありますが、事業費が確定してこういうふうになったのかと予算を見て思ったのですが、遣り繰りということはどういうことか分かりませんが、社会資本整備事業の国の補助金が確定したということでの減額ということで私は捉えていたつもりであります、その辺もう1回矢野課長の方から答弁させたいと思います。

地域整備課長： 予算要求としましては、当初予算としてそれぞれ上げておいた訳ですが、これにつきまして財政とも打ち合わせしながら、こういう形で整備して下さいという内容もありましたので、ある予算の中で遣り繰りしたという形になります。

議長： ちょっとここで休憩します。(19:50)

議長： それでは休憩前に復して、質疑を再開致します。(19:52)

地域整備課長： 社会資本整備交付金の箇所が3ヶ所ある訳ですが、国の内示額が1億1,482万4,000円で来ております。その中で今やっている事業を、金額的に富田中通り線をまず優先的に終わらせる形になる訳ですが、それを終わらせる為に富田中通り線は1,100万円不足していたということで、追加しております中身としましては当初舗装を全復旧する予定であります、側溝整備もしなくてはならない状態であったものですから、側溝整備もしております。そういう絡みで続行という形になっております。交付金が1億1,482万4,000円の事業費ということで、それに合わせたという形になります。

議長： それではあと3人程質問者がおりますので、時間掛かるようでございますし、又夜間議会ということで慣れない議会ではありますので、皆さんもお疲れのことと思いますので、本日はこれにて質疑を終了致しまして、10日にまた改めて質疑を再開致します。本日はこれで散会を致します。(19:54)

明日8日と9日は休会と致します。9月10日は午前10時より再開します。15分前までご参集をお願い致します。大変お疲れ様でした。ご苦労さまでした。

平成24年9月10日（月）
平成24年第3回定例会第5日目
午前10時26分開議 欠席無し

事務局： おはようございます。開会前ですが、携帯電話をお持ちの方は電源を切るなどの確認をお願いします。

議長： おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。定例会5日目です。只今から本会議の会議を開会します。

日程第1

議長： 日程第1 2日目に引き続きまして、議案第34号 平成24年度舟形町一般会計補正予算4号について議題と致します。

これより質疑に入ります。質疑に関しては頁、款、項目を明言されまして、できるだけ簡潔にお願い致します。

歳出の第6款農林水産費から第13款予備費についての質疑を許可致します。

2番： それでは私から質疑させていただきます。26頁6款1項4目農業振興費の中の小規模畑地化整備支援事業、減額という内容で1町歩に満たなくなったからという内容でありますけれども、今回事業申請していた受益者の方々と事業着工についての打ち合わせなり、そしてその後の栽培なりの状況について、説明や話し合いはなかったのかということが第一点でございます。

その次が同頁の6款1項15目 農地・水・環境保全向上対策事業であります。この度、6団体程活動する団体が減ったという内容でありますけれども、減った理由の中に事務が非常に煩雑であり、難しいという回答があったということでもあります。私の保全会地域も昨年、東北農政局の検査を受けております。これを考えますと各集落における事務局段階では到底作れないような資料であります。当初の農地・水の事業開始の時には、役場職員一人ひとりがその集落毎に担当してくれて、そして色々な場面で助けて頂いて申請なり、事務報告をしてきたという経過があります。正直に申し上げまして今回、第2回目の事業視察ではこの辺の応援が非常に足りなかったのではないかと感じております。その辺についてどのような対応をしてきたのかをお伺いしたいと思っております。

その次が30頁8款2項6目町道富田中通り線消雪工事については、いつ完成するのかお聞きしたいと思います。その次が32頁8款2項3目除雪対策費のロータリー除雪機購入費415万円とありますけれども、購入する機種とか活用内容についてお伺いしたいと思います。

産業振興課農政班長： それでは最初に小規模畑地化の関係の中で説明会なり、話し合いがなかったのではないかとご質問と思っておりますのでお答えしたいと思います。この件については昨年度3月までの間、農家の方に「小規模畑地化を来年度行ないたい方はいますか。」と広報等でまず募集をかけました。その際に6名の方がやりたいという話がありましたので、早速県に事業申請、要望したという経過がありますが、今年度4月から工事に入るのかなと思っている方がいまして、そうすれば何とかということでしたが、事業は広報にも出していましたが、工事は11月以降からということで再度確認したところ、それならば今年度は諦めるという話でしたので足りなくなった、要件を満たすことができなくなったということがあります。またその際、それでは駄目だということで2次募集を同じように広報等で6月まで募集を募ったところ、その際にも1町歩にはその時点でもなりました。しかしながら予算が伴うということを勘違い致しております、その予算が100%ではないということをお話ししたところ、これも今回は諦めるということでしたので、最終的に事業ができなくなったという経過です。駄目になったという際の受益者への説明会は電話、更には直接お出で頂いて説明会を行なっております。そういう経過で進んだものですから今回はどうしても諦めざるを得なかったという中で現在進んでいるということなのです。

それから今年度の農地・水の事業についての支援が足りなかったのではとないかというご質問があったかと思っております。その件については説明会を4月の段階で行ないまして、その前に座談会等で各集落を回りまして今年度からまた5年間ありますという話をしまして、5月31日までに申請書等を提出する為の手続きの説明会を各保全会の会長さんと事務局長さんを集めまして中央公民館で開催しております。その際に2番議員がおっしゃる通り、やはり様式等が煩雑な所があるものですから、全てCDの中に様式等を入れ

まして、更に必要事項につきましてはこちらで記入致しまして集落に配っており、話し合っただけというように簡素化している経過があります。そのようなことで説明会でも難しいものではないので各集落で再度話し合いをして頂いて事業に取り組むかどうかのご意見を各集落から頂いたということになります。その際に、やはり事務を取る人がいないということで6団体が辞退したという形になります。その減額については、当初は6団体分も上げておりましたので6団体分を減額させて頂いたということです。以上です。

地域整備課長： 富田中通り線の完成ですけれども、今年度で消雪工事は完成する計画であります。それから除雪機械の機種でありますけれども、昨年度福祉の方で購入しました「とらん丸」という小型除雪機械であります。この機械を購入しまして活用につきましては、今現在、23年度も行なっておりますけれども、洲崎地区で活動を行なっている団体がやるような形で、地域につきましてはこれからですけれども、町道や生活道路、又は老人世帯の軒先等の除雪に活用していくようになると思います。

2番： 最初に小規模畑地化の関係について、折角良い制度でありながらなかなか普及してこないという原因を考えてみますと、やはりPR不足なのかなと感じます。その一つに農協でも「チャレンジ70」で早期に70億円必達したいということで運動を行なっております。やはり米以外の品目を如何に増やすかというところが農業の生産額を増やすポイントだろうと考えます。農協でも年2回の座談会を行なっているし、当然役場でも行なっております。もう少し両者がタイアップしながら、この良い制度の普及をやっていくとなかなか農業生産額も上がって来ないのではないかと考えます。そういった事で今後の普及と言うか推進、普及や拡大していく為の推進方策をお聞きしたいと思います。

その次の農地・水関係についてはやはり地域コミュニティを早期に確立したいという町の意向を考えてみれば、これ程合致する事業はないのではないかと思います。というのは町内会、婦人会、PTA、消防団、色んな町内会の組織全部が係わる事ができることになります。その中で地域コミュニティを作っていくという一助にこの事業がなってくると考えます。そう考えると先程は町職員の応援の在り方についての回答がなかったのも、もっともっと一人ひとりが担当しながらやっていかなければ、この事業はできないと思います。やはり事務量が煩雑であると考えます。その次の富田中通り線は今年度ではなくて何月に行えるのか聞いたつもりでしたので、もっと具体的にお聞きしたいと思います。最後に除雪機に関しては、昨年洲崎地区での活用状況、利用状況について、町内会長会議での周知や報告があったのかどうかお聞きしたいと思います。

産業振興課農政班長： まず一つ目の小規模畑地化のPR不足、今後の方策というご質問かと思えます。確かに2番議員のおっしゃるように水田等を利用し、畑化にして所得を上げるという町の方策の一つでもあります。これについても先程言い忘れましたが、農協さんと合同で座談会等でもこれを強く説明をしたり、更には町で園芸セミナーを開催する際にも小規模畑地化の説明を行なってきた訳ですが、やはり一部自己負担が伴うということもあり、更に工事が秋作業という形ですでしたものだからなかなか進まなかったのではないかなと反省をしているところでもあります。それで今後についてはやはり工事の実施する時期、更には集落的にももう少し回しまして、座談会等でもやはり強くPRして進めていく事も必要かなというふうに思っているところです。今後も同じような形で座談会なり、それから広報紙なりで募集をかけまして、この事業に取り組んでいきたいと思えます。

それから農地・水についてですけれども、それに地域コミュニティという事業の捉え方も一理あるのではないかと思います。その中で町職員という存在で参画しながら色々な地区に入っている訳ですけれども、なかなかやはり事務が、という形になってくると色々指導と言いますか、色々な話がくれば、それを受けて「こういうふうにしたら」という相談はしていますけれども、積極的に行なうということになればもう少し必要なかなと思えますが、今行なっている19団体については、かなり町職員が入りましてやっているなという経過もあるようですので、この事業も今後まだ続くのではないかと思いますので、それについては今後、今回出来なかった集落に対してもう少しPR等を行なって実施していきたいと思えます。

地域整備課長： 富田中通り線の完成する月日ですけれども、9月末日で完成する計画です。とらん丸の利用状況の発表会的なものを行なっているかということですが、特に発表会的なものは行なっていませんが興味がある方がちょこちょこ確認に来ている状況がありますので、その都度担当が話をしている状況があります。今後必要があれば発表会的なものも設けさせて頂きたいと思えます。

2番： 農業振興費の畑化なり、農地・水についての今後の対応を町長から聞きたいというのが一つと、富田中通り線が今月末で完成ということは、今回補正で1千万円増と出てきている訳です。そうしますと補正前に着工して完成まで近付いてきていることを考えていくと議会蔑視と言いますか、軽視と言いますか、そんな感じがします。我々は臨時議会ですぐ対応すると話をしている中で、これらを踏まえないでいきなり今回補正予算にしたということは遺憾に思いますが、宜しく願います。

町長： 小規模畑地化ですが、前にも2番議員からご質問があって、1町歩以上については国県の制度を使って畑地化、後はおっしゃるように1町歩にならない農家に関してはどうするかということについては、今現在では土地改良の町単の補助がある訳ですので、そういうものも活用しながら、そしてまた、ある方については自分で重機を借上げて自分で行なっているという方もいらっしゃるようですので、その辺の補助事業や支援策も今後検討したいと思っています。農地・水については一期時代、私も自分の経験から非常に複雑だと。しかし事務費として土地連などに事務委託した場合には補助対象にして頂ける制度もあるようですので、その辺のそういう土地連なども利用しながら、そしてまた2期対策でありますので、ある程度事務的にも慣れてきているのかなと思いますけれども、その辺経理的に不明な点があるとするならば、町でそれなりの事務支援もしていきたいと思っておりますけれども、そういう支援が必要とするならば担当とご協議して頂きたいと思っております。

地域整備課長： 富田中通り線の完成につきましては今月末に完成する計画でおりますけれども、この事業につきましては3路線、紫山内山線、それから内山長尾線、富田中通り線が社会資本整備事業という補助事業の交付対象となっております。その中で予算が農道で切っておりますか、3路線で配分できる予算になっております。その中で富田中通り線につきましては1千万円の補正となっている訳ですけれども、今回はある予算の中で対応させて頂いたという形になっております。

議長： 3回になりましたけれども、会議規則第54条但し書の規定によって1回だけ発言を許します。

2番： そうしますと社会資本整備事業の中で全体の総枠があって、今回の3つの事業について自由に変更ができるということでしょうか。我々からすればあくまで当初予算があって、これに基づいて事業を行なっていく。当然変わる場面で我々への提案なり、内容等の説明があって承認して頂いて進めていくという流れという考えでおったところですが、先程の説明ですと3つの事業は自由に変更してできるという理解にも取られると思っております。それについて再度聞きたいと思っております。

地域整備課長： 3つの事業の予算で自由に変更できるという形もできます。但し基本的に補助採択する段階で路線毎に予算配分し、申請しておりますけれども、採択なった段階で今言われたようにある程度の流動的な予算が可能だということになります。

議長： 大変申し遅れましたけれども上着の脱着は自由に行なって下さい。それからできるだけ3回で質問は終わるようにお願い致します。

5番： 2番議員の中で、先程小型除雪機「とらん丸」の件で答弁して頂きましたけれども、昨年洲崎地区でそれを使用している訳ですけれども、使用した方々からの話だとあまり効率的に活動はできないと。何故かと言うと、タイヤも小さいし、中折りでないものですから真直ぐ進むには問題ないのですが、カーブを切ったり、細い路地に入ったりする時には、後ろのタイヤが雪の中に突っ込んでいくと。そして乗用タイプになっているので狭い所に入って行った時に、例えば雪に問えてもドアを開けて外に出る事ができないと。言っている事分かりますか、狭い路地では雪に圧迫されてドアも開かなくて、乗り降りも危険だという機械をどうして今回また415万円の予算をおいて作るのか。そして今、課長の話をお聞きするとそれを何処で受けるかという話にもなっていないというのにそういう物を買ってこれから受ける場所を探すのですか。私が思うには各農家でトラクター等を持っています。地域内で高齢者住宅とか、どうしても狭い路地を排雪なり、消雪、除雪をする時には、トラクターの後部に着ける除雪機械、これは4、50万円で買えるのです。400万円も予算をおくのだったら、各地域にそういう方を募って、でも自宅の除雪もする訳ですから全額補助で買って与えるという事ではなくて、補助を出してやってもらうとか、そういう話を全然しないで、そういう考えをしないで、今言った小型除雪機を買って、それから扱う地域を探すのか、その辺をもう一回、詳しく聞かせて下さい。

地域整備課長： 「とらん丸」につきましてはですが、今月9月十何日でしたか、町内会長会議があります。その中で「とらん丸」の利活用について、受け入れ団体等についてお話ししたいと考えており

ます。それからトラクター等での除雪機の補助ということですが、今現在各集落で町のロータリー除雪車が入れない箇所につきましては、各個人の除雪機器とかを利用して除雪して頂いておる訳ですが、それについては燃料の補助とかを行なっております。今後もそのような個人の機械を利用して除雪するという方につきましては、燃料的な補助を今のところ考えております。

1番： 私からは6款7項の福寿野地区圃場整備事業費の790万円増額、大変苦勞した工事内容と認識していますけれども、今現在この位の町負担額だと県、町共にかかなりの整備事業が追加で行なわれたのではないかと。本年度から作付け計画にあったけれども、実質的には計画には至らず現在土盛りになっている状況の場面もある訳ですが、今後どのような工事の進捗状況になるのか、現在までは追加でどの程、県含めて当初の事業よりも大幅に事業負担が掛かっていたのかと進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして同じ款の15項の農地・水・環境保全向上対策事業の中で何回も質問なっている訳ですが、実質的には6団体の取り組みがなくなったと。色々な諸事情がある訳ですが、全国的な流れから見ますと色々取り組み辛い、監査報告にも少し手間が掛かるという観点からの取り組みを外す地域と後はこの項目で今回除外された部分の取り組み事例の内容があります。その内容が今回外れたものだから23年度から改めて環境保全型農業直接支払対策という事業がなっております。これは農地・水環境保全で取り組めない部分をこっちの事業に鞍替えして取り組もうという団体が全国的に展開しておられます。これも国の予算としては、300から400億円程予算をおいて取り組まれていますし、25年度に対しても4百数億円程の予算がこの範囲で計上されている訳です。町としてはこの部分の取り組みを農地環境保全に取り組む辛い団体にこういう事業がありますという案内があったのか、もう一つはこの事業に対して分かる範囲の内容をお聞かせ願いたいと思います。

それと40頁、11款2項災害復旧費292万1,000円の内容をお聞かせ願いたいと思います。

地域整備課長： 福寿野地区の圃場整備事業ですが、この地区につきましては軟弱地盤対策で予定よりも工事が掛かっております。その中で今年度負担金が1,390万円という形でできておまして、その当初予算が600万円を見ておりますので、その不足分790万円が補正になります。これにつきましては国が55%、県が27.5%、町が10%ですので、事業費の10%が町の負担になります。進捗状況ですが、今年度で基本的整備は終わります。それで後は今年度と来年度にかけて暗渠排水等の整備が行なわれる予定であります。

それから11款の災害復旧事業の分ですが、292万1,000円については災害復旧事業の事務費になります。災害復旧事業につきましては工事費と工事雑費、事務雑費が含まれて事業費となる訳ですが、前回の補正で工事費だけは頂いたのですが事務費的なものにつきましては、今回の9月補正でおかせて頂きたいということで補正を組ませて頂いております。以上です。

産業振興課農政班長： それでは1番議員の質問は農地・水・環境保全向上対策事業の環境保全型農業直接支払対策事業についてのご質問かと思っております。まず内容を申し上げますと、昨年までこの農地・水の事業の中に基礎活動、所謂共同活動という部分が1階になって、その上に地域への推進事業という2階の部分がある建物という想定をして頂いて、その2階の部分に関してはエコファーマーとか色々な環境に優しい、更には低農薬とか減農薬の取り組みをしている団体が対象になっていた訳です。その団体について舟形町では、福寿野地区が活動地域でニラが対象となっていた訳ですが、今年度からその2階の部分が無くなったと。その2階の部分に替わってこの環境保全型農業直接支払事業が出来上がってきたところと。当然この事業については福寿野地区の集団組織が該当していたものですから、その地区への意向を確認したところ、福寿野地区では今年度、その事業に取り組まないという話だったものですから、この事業に取り組む方はいないという判断の基で環境保全型農業直接支払事業については各集落を回っての説明会は実際に行なっていませんでしたが、よくよく内容を見ますと私達の判断ミスというところもあるのかもしれませんが。前は農業者グループという義務付けされていましたが、今回の対象者は個々の農業者でも良いという形も出てきていることもあって、更にこの事業に取り組める団体なり、個人の方がいるのかを考えた場合、今のところはいないだろうという町の判断がありまして、その説明会は実際行なっていなかったという経過があります。この取り組み、事業は23年度から始まった訳ですが、郡内で昨年度、取り組んでいるところはゼロです。それで今年度からは新庄市、最上町が一部、真室川町が一部という少数、限られたところが行なっている状況だと現在、手元に資料としてあります。今後この事

業の説明会をしまして、来年度等の事業となりますので、来年この事業に取り組む方がいるとすれば来年対象としていきたいと思えます。以上です。宜しくお願いします。

1番： 圃場整備事業に関しては当初予算で増えた部分で10%が町の支出で790万円増額だけでなく、総額でそういう状況だということが分かりました。あの圃場は整備する前までは、殆どと言うか、半分以上は手の付けられないような軟弱地盤でありまして、今回の事業によりまして傍から見れば、それ程経費を掛けてどうするという面もありますけれども、実際的には次世代に繋げていく農地として生まれ変わる訳です。このような素晴らしい農地にも変える事ができる現代の我々、人間の力で次世代に残していくべきですので、今後このような事業を積極的に推進して頂ければと思えます。続きまして農地プランと言いますか、農地・水環境からなかなか推進ができなかったという状況ですが、舟形町は「そば」に一体しての取り組みが220町歩程作付けされております。今説明あったように、この事業は23年度の取り組みとしては、最上郡はゼロでした。しかしながら隣の村山地域におかれましては、「そば」でこの環境型保全事業で取り組んでおるという状況は、今「つや姫」で行なっている特採のルールを以て「そば」を作付け、生産を行なう事によって採択なるという形で私は伺っております。今年度においては最上郡内では3市町村が延べで150ha、全国的なデータもまだ農林水産省で出ていない、25年度に向けての取り組みとして今年度の末辺りにデータが出るのではないかとという見解でしたが、そのような状況の中で、舟形町は農地・水・環境なり、直接支払なりの色々な農政事業に関しては、きめ細やかに対応して頂いておりますが、この事業に関しても「そば」等で該当するような事業であれば、是非中身を把握して来年度に向けて予算化なりを以て、しっかりと推進して頂けるように願いたいところであります。

続きまして、その項目の中で今取り組まれている新たな人・農地プランに関しては、舟形町はマスタープランを最上管内でいち早く作成して、県に申達して意向を伺っておる訳ですが、先般5月24日に第1回の会議を開催した中で、今回ここに推進の方向としてソフト面でかなり経費が掛かるのではないかと私なりに予測されます。そのような中で補正では推進費の予算が組まれていないようですが、現状はどの程度の推進をなされておるのかお伺いしたいと思います。

最後に3番目の質問の災害復旧費ですが、これに関しては農道、並びに農地、住宅等の災害にここで復旧できる物とできない物等があるかと思えますが、先般西堀地区から色々陳情なり、請願なりある中でJR下の里道と言われる道路ですけれども、あそこの狭い道路が今、陥没している状況で2m弱、幅で言うと60cm弱、深さで言うと7~80cm弱の穴が開いております。これは管理が農道であるという位置付けともう一つは堤防であるイコール県の管理だという中身になるかと思えますが、これも色々な面で危険な区域を何とか行って欲しいという依頼なり、陳情があるとは思いますが、これに対しての対策は今現在どのようにしているのかをお伺いしたいと思います。

産業振興課農政班長： まず環境型保全農業対策事業については、今後やはり各農家の希望等の調査も十分に行ないまして、来年に向けて状況を把握しながら進めていきたいと思えます。

それから人・農地プランの進捗状況のご質問と思えますので申し上げたいと思えます。1番議員がおっしゃられたように町では郡内いち早くということで、5月24日に人・農地プランの検討会議を行なっております。その後、5月28日にこのプランを作成し、町長に起案しまして承認されたという形になっております。それを受けて新庄最上南部農地利用集積調整会議でこのプランを進めるについても、農協がその資本機関になるものですから、その調整会議を6月4日に行なっております。それらを受けまして、町の農業委員会に6月25日、農地集積利用計画を決定して頂きまして、契約の上に基づき、行なっているということになります。この申請がいち早くできたことで、県・国の申請についても11月中旬に行ないたいということです。他の市町村については11月から作成を始めまして2月、3月辺りの申請と考えておるようですが、内の場合は11月に申請という形を今、取っているところです。それでこれらに該当する中身ですけれども、一つは農地集積協力金があります。これについては2つあります。経営転換協力金と分差錯誤という協力金があります。経営転換はリタイアする農家の方のことを申しまして、分差錯誤は纏まって認定農業者なり、それから担い手なりに農地を集積するものです。これらを全部合わせまして1,300万円程計上したいと考えております。面積は43町歩程で現在捉えております。この他にも規模拡大加算があり、これは農地を實際借りて中心となる経営体の方に入る訳ですけれども、これについては20町歩程を予定してございまして400万円程考えております。それから更にもう一つですけれども、整理給付金、年間150万円を

頂く手続きですけれども、これについて今年度は、長者原の方で1名がこの事業を実施ということで現在書類を整理している状況になります。以上です。

地域整備課長： 災害復旧につきましては、例えば農道であれば路肩決壊とか、上の法面が崩壊したとか、田んぼであれば全面が崩れたとか、実際に災害を受けないと災害復旧事業の該当にはなりません。今回J Rの里道ですけれども、あそこの農道に関してはやはりその地区を利用している組合とかそういう方達が維持管理していくものであると思います。或いはどうしても補助ということであれば、土地改良事業の15%補助等で対応して頂ければ有難いと思います。

1番： 人・農地プランの推進については、今説明あったように金銭の動く範囲では大きく3つのパターンに分かれているという説明がありました。その中で最もこのプランの推進に当たって1番大切なことは、私達のような中参加地域、農業者の高齢者社会、勿論過疎化という対策を踏まえて、人と農地の関わりについて協議することが大前提であって、それを協議した上で色々な施策を利用していくことになるかと思えます。何れにおきましても将来像を描いて地域を4ブロックに割るか、若しくは集落単位で協議するというのも色々検討されているかとは思いますが、協議回数を多く重ねて、この問題を多面的な方向から見て、計画改善を取り組んでいくべきだと思えますので、そういう推進に強い意志を持って取り組んで欲しいと思えます。

J R下の里道についてですが、確かにそのような流れであろうかと思えます。今現在あそこの穴付近に鉄筋棒がさされておられ、虎ロープが張られていてコーンが立っております。今の説明ではあくまでも農道は農業者の管理範囲だという状況ですが、あのコーンは町で設置して頂いたのかどうか、そこら辺です。私の知り得る範囲では、県で来てコーンを立てていったという状況であって、あそこの部分に関しては堤防の範囲の位置でもありますので、県でも若干の検討に入っているのではないかと思いますので、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。それと同時に災害という項目に関してですが先程除雪機の話、質問がありました。あくまでも大雪は災害です。そのような状況の中で確かにとらん丸の利用価値はある面では良いのですが、補助事業比率もかなりのウェイトを占めていて、使える状況であれば良いのですが、先程も質問があったように地域にあったような相応な除雪の仕方、修理の対策を講じるべきではないかと思えます。そういう面から見ても今後色んな面でそういうものがあるからではなくて、色んな地域の声を拾い上げてどういう対策をすれば良いのかという方向性でももらいたいと思えます。以上、お願いいたします。

地域整備課長： 現場を確認していないものですから、詳しいことは分かりませんが、コーン設置したのは県の河川敷の堤防内であれば県管理の河川敷で多分設置した物と思われそうです。これから現場を見て、その辺を確認させて頂きたいと思えます。それからとらん丸、除雪関係ですけれども、議員が言われたようにやはり地域に合ったような助成の仕方もあるかと思えます。その辺はこれからも検討しながら、地域に合った助成の仕方を考えていきたいと思えます。

7番： 私から2点程、簡単な答弁で良いのでお願いします。29頁の音響・照明業務委託料42万円とありますけれども、昨日、一昨日と盛大に祝って終了しましたけれども、音響設備も立派だと思っております。それを当初予算で取れなかったのか、それと何か問題があるのかをお聞きします。

2点目は31頁の町道長沢一号線の流雪溝の1,500万円ですけれども、これは様々な苦情と言うか、家庭の井戸水の件で苦情があってまた工法をやり直すということですが、現在井戸がある訳です。ある物を何も使わないでそのままにしておくのか。後は今年1年間、流雪溝の水を流してきた訳ですが、流水量の苦情は無かったのかをお聞きします。

産業振興課商工観光班長： 舟形若鮎まつり事業の音響・照明業務委託料の補正の件です。昨日、一昨日と町民の皆様、職員の協力を頂きまして23,000人の入客を頂きまして大成功に終わることができました。この場を借りて御礼申し上げます。販売費記数についても鮎つかみ大会を含めて15,990匹の鮎が販売、提供されました。改めて御礼申し上げます。音響・照明業務委託料については、当初、委託料ということで計上していましたがステージ、売店の設置とか色々加算になりまして、照明の分にこの分が不足してしまったということで、この度補正で計上させて頂いたところです。以上です。

地域整備課長： 長沢一号線の消雪に井戸を使わないのかというご質問ですが、あの井戸につきましては、今回補正をさせて頂いている予算では井戸を使わないことで、今現在、道路下に入っている配

管を利用しながら不凍液を回すような形の工事になります。その不凍液を熱交換機を利用して温めながら回すということで、別途に温める設備、給湯器のような設備を設置するので、今現在ある井戸は今後使わないことになります。もし使うとすれば、その井戸で地下熱を利用した流雪施設とかも考えられますけれども、一本の井戸だけでは熱交換率が悪いということで今のところは考えておりません。それから井戸を上げることによって、下の地区で井戸を利用している方から水が出ないという苦情がずっとあったものですから、1年間休んで井戸の状況を見ていたところ、やはり井戸を上げてしまうと影響があるので、今後も使わないという形になると思います。流雪溝につきましては、整備する前からある程度の量しか入ってこないということもあります。この度の整備で無駄に下に水が流れていかないよう、取水口にはある程度水を集積するような形の工事を行っておりまして、それに伴って以前よりは水の量が入ってきているのではないかと思います。地元からも今回流雪溝を整備したことで、水の量も殆ど苦情はきておりません。

7番： 音響の方ですが、去年は40万円、今年は42万円、2万円アップになっていますが、値上がりになったその説明をお願いします。

あと一号線は今後の問題というか、一号線の工事が終わればという話も意見交換会の中でもありますので、今後の事も聞いた訳です。それで不凍液で巡回させて消雪するという事も成功すれば、今後様々なことに繋がってくるのではないかと私なりに思っておりますので、質問させて頂きました。まず今回で一号線の他もなっておりますが、完了ですか。

産業振興課商工観光班長： 照明代の契約単価が2万円アップしたことについては、照明器具等の様々な要望が増えたものですから、この分だけ増額になったということになります。

地域整備課長： 長沢一号線に関してはこれで完了します。今後も様々な問題が起きた場合は、その都度するしかないと思っておりますけれども、とりあえずこれで完了と考えております。

9番： それでは31頁の道路新設改良についてお伺いします。先日来やり取りの中で今回、事業内での予算の組み替えをしたということでもありますけれども、その答弁で財源となるべき社会資本整備総合交付金、これの交付によって今後の見通しが立たないような答弁がありましたけれども、その辺についてもう一回詳しくお願いしたいと思います。それから補正予算の具体的な予算の説明で過疎債枠の圧縮の減とありますが、これについての説明をお願いします。

地域整備課長： 道路新設改良費につきましては、様々議員の方にご迷惑を掛けました。八ヶ岳議員が言われるように、今後の見通しとありますけれども、今後県とも社会資本整備交付金事業についても協議していき、できるだけ予算が確保できるものは確保していくように営々努力していきたいと思っております。

総務課長： それから過疎債の圧縮について今ご質問ありましたが、山形県全体にも多分過疎債の配分がくる訳であります。県の市町村課から舟形町が申請している訳ですけれども、1,200万円過疎債の減額をするようにという指示を頂いております。

9番： 過疎債の件でありますけれども、勘違いという理解であれば、少し勉強させて頂きたいのですが、今回地方債の補正で過疎債の限度額を3千万円程補正しております。それと関連が有るのかなのか説明をお願いします。それから道路新設改良についてでありますけれども、町道紫山内山線につきましては、ここ何年か工事をしてきました。当初は危険回避の為に道路拡幅工事ということでスタートしたと思っております。この危険回避で完成を望んでいた先輩議員がいた訳ですが、残念ながら完成を待たずして他界してしまいました。そんな話は別として、今終わっている工事箇所を見ても、なかなか危険回避の為に拡幅という部分が見えない状態があります。そんな中で先日来の答弁のように、今後の見通しが何年度に終わるのか分からないということでは、そのまま廃案になるという心配もあります。今後何年度で完成するのか、その内容については、どのような形で完成予定なのかをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

総務課長： 過疎債の詳細について、叶内班長から説明してもらいます。

総務課財政管財班長： この過疎債につきましては、当初予算では8,520万円取っておりますけれども、4月の段階で、県で協議した数字につきましては、小学校統合準備事業費の5,260万円も併せて協議しております。学校は良いのですが、全体予算の中で1,100万円圧縮の要請がありましたものですから、今回全体としては下がると。ただ当初予算ベースでは2,700万円増加するという結果になっております。

地域整備課長： 紫山内山線の完成年度になりますけれども、今年度、25、26、27年度辺りを目途に完成する予定であります。それから内容でありますけれども、工事内容につきましては、当初から大幅な改

良工事ではなくて今現在ある用地内、道路敷地内での改良の形を取っておりました。その中である程度、側溝に蓋を掛けて幅員を確保するとか、そのような部分が殆どでありまして、大幅な拡幅という工事ではなかったのが現在のようない整備になっております。

9番： 大幅な改良を望んでいる訳ではありませんけれども、やはり道路幅を少しでも堆雪場所を確保すると言いますか、広げると言った程、肌身でと言うか、実感できるような工事という跡が今現在は見られないという状況です。そんな意味でも、何と言いますか、もう少し今度は安全性が確保できたという実感できる改良工事にすべきではないかと思えます。町内に町道は沢山ある訳ですが、若あゆ温泉がある関係で、あの町道は町内の方が一番通る路線ではないかと思えます。そういう意味から言いますと、舟形町の道路行政を評価される路線ではなかとと思えますので、その辺の気持ちも入れてやって頂きたいと思えますが如何ですか。

地域整備課長： 議員がおっしゃる通りに安全性確保の為に鋭意努力している訳ですが、今回発注している渡辺製材所さんの国道のタッチの部分から、その先の急なカーブにつきましては、視距改良的な形で田んぼ側の切り土となっている山の部分をある程度カットして、視距改良的なものを整備していきます。その先についても、杉林になっておりますので、その杉の木も切りまして、ある程度の用地を確保して、見通しの良い道路ということで、今現在工事を進める計画でおります。

4番： 関連で質問させていただきます。風邪の為、声が聞き難いかもしれませんが御了承願います。先般より課長の答弁を聞いておられますと、この道路新設改良工事に係る予算の組み替えを行なったと。或いは、その組み替えも自由に行なえるという答弁がありましたけれども、この内容に関しては、ある町民の方から今年度はどういった工事の計画がありますかということで、紙に書いて大きい事業はこういうものがありますと町民の方に渡してあります。それが3番の紫山線は、前回質問した通り、予算の内の3分の1減、町道内山線に関しては、4分の1の減という大幅な減になっているということで、非常に遺憾だと私は考えております。やはりこの予算の組み替えをこれだけ自由に行なえるということが、ここに24年度予算書がありますけれども、信憑性がなくなってくるということに繋がってくると思えます。信憑性。これを我々議員が「はい、そうですか」と簡単に言ってしまうと「何をやっているの、内容の審査をあなた方は行っていないの」ということになると思えます。そこで町長、副町長、総務課長、この3名辺りに該当するかと思いますけれども、各課において、こう言った組み替えを自由に行なっても良いですという通達をしているのでしょうか。私はそこを明確に聞きたいと思えます。そして今回、整備課長が行なったような組み替えは、内部での話し合いをきちんと行ない、或いはこういう予算書の中に出てきている訳ですから、ここはどうだろうという話し合いを行なっているのかという疑問がありますので、そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

総務課長： 4番議員さんからご指摘ありましたように、今回色々ところで答弁等につきましてもご迷惑を掛けていると思えます。ただ議員もご理解していると思えますけれども、新年度の当初予算につきましては、大体12月から、又は1月、2月位に粗方の予算が決まりまして、3月議会で承認頂いて、4月から実施する訳ですけれども、当初きちんとした数値が確定できない場合がありますし、また新年度に入ってから、それぞれの事業課ではヒアリングを行ないながら、事業費、金額等を詰めていく訳です。その中で6月、9月に定例会がありますので、その都度、補正で議会にも予算等の承認をお願いする訳でありますけれども、当然、総務課又は財政が入って副町長、町長入れまして、変更等々についてはそれぞれ査定を行なっていますので、その段階で担当課から聞き取り調査をしながら、間違いがないのかを確認しながら予算を計上させて頂いております。あくまでも庁舎内での調整を行なっていますけれども、今回色々な面で多数の議員さんからご指摘ございましたけれども、その辺り庁舎内での調整が少し甘かったと反省もしておりますので、今回非常に大きい金額が減額なったり、増額なったりしておりますけれども、そこはきちんと議員の皆様方にも理由とかヒアリングの結果、当初はできるようになっていましたが、色々な理由でできないとか、過疎が該当になる予定だったけれども該当にならなかったとか、色々な変更等がありました場合には、事前に議員の皆様方にも早め、早めに事業の変更については、ご説明をしたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

8番： 私から一点だけお伺いします。富田中通り線の1千万円の増額補正でありますけれども、先程からずっと話を聞いていますと9月末頃に完成するというところでありますけれども、この内容を聞いてみま

すとU字溝の改良品質工事だという話が聞こえてきますが、実際に現場を通ってみますと、もう舗装もなされて、またU字溝も結構立派な物が入っております。そんなことで予算の取り方、予算の執行はどうなっているのかをお伺いします。

地域整備課長： 先程もお話ししましたけれども、社会資本整備事業の中で3本の線が該当しております。その中である予算で流動的に使ったということで1千万円増額になっておりますけれども、富田中通り線の側溝工事を行なったという形になります。

8番： 1千万円の予算が執行済だとすれば、これはあくまで予算ではなくて、その前に町長の宣告処分なり、何かの形で出てくるのが本当の予算の執行のやり方ではないかと思えます。その辺お伺いします。

総務課長： 予算の取り方にも依ると思えますけれども、最初の項目でいきますと15節の工事請負費、全体の金額が出てまいりますけれども、ここでそれぞれ先程から色々ご議論して頂いております。特に3番、5番、6番につきましては、それぞれ細節のご説明として増額、減額となっております。予算にいった場合にはあくまでも工事費一本で出て参りますので、その中で先程から矢野課長が説明してありますけれども、調整と矢野課長は使っておりますけれども、15節の工事費の中で行なっていると。当然、路線毎にしますと非常にこれは大きな問題でありますので、先程ご説明したように、これからこういった路線等につきましては、事前に説明をさせて頂きましてご了承頂きながら予算の計上をしていきたいと思えますので、8番議員のおっしゃることは尤もだと思いますけれども、その辺りを反省しながら次からはきちんと対応していきたいと思えますのでご理解の方、宜しくお願い致します。

議長： それでは議員の皆さんの質疑が終結致しましたので、これを以て歳出の第6款農林水産業費から第13款予備費についての質疑について終結致します。

8番： 若干、休憩をお願い致します。

議長： 只今8番叶内運営委員長から休憩をお願いしたいということですので、それでは12時も近いので只今から13時迄休憩を取らせてもらいたいと思えますけれども。良いですか。

(賛成の声)

それとも討論までしてけじめ付けますか。それでは若干、控室にて休憩取らせて頂きます。それでは討論の前に休憩を取らせて頂きます。(11:41)

議長： 休憩前に復し、会議を再開致します。(11:51)

これから討論を行います。討論ありませんか。

9番： それでは私から反対の立場で討論させて頂きます。本来、投資予算に対して行うべき補正予算、特に減額補正について、当初において計画した事業について計画の変更や事業中止などの理由によって行うべき措置であろうと考えています。今回の補正予算、特に第8款土木費の道路新設改良費においては、当初計画した事業箇所の中に於いて、増額が見込まれる事業への増額補正を行う為に、他の事業の予算額を減額した、言わば帳尻合わせをした内容と言わざるを得ません。増額した事業の内容を見れば、施工の時期や方法の誤りにより追加工事の発生したもの、内容について当初の計画段階の見通しの甘さからやり直しをするものなど、見切り事業の付けが回ってきたと言わざるを得ません。ましてや、まだ24年度も折り返しの段階であります。年度末であればまだしも、今の時点でこの様な行為を容認すれば今後も同様のケースが当然として出されることも考えられます。当初予算を議決した議会として、町民に対しての説明・責任を考える時、どう見ても納得し得るべき内容とは言い難いと考えます。国や県の支出金の減額による予定財源の不足が理由の一つとしてあるのであれば、今回約1億円の財政調整基金の積み増しを行っております。こうした財源を利用してでも当初計画した事業の実施、特に投資的事業においては、住民の期待するところが大きい事業でもあり、計画通りの遂行を申すのが行政の義務であると考えます。以上の理由によりこの議案に反対を致します。各議員に於かれましても慎重にお考えを頂きまして、賢明なる判断を賜りますようお願い致します。以上です。

議長： 只今9番八鍬議員に対しまして、議案に反対の討論の許可を致しました。それでは、次に議員案に賛成の発議を許可致します。どなたかおりませんか。

いないようです。それではこれから議案第34号を採決致します。

議案第34号を原案の通り、決定することに賛成の方は挙手願います。では反対の方は挙手願います。はい、分かりました。賛成5名、反対4名で賛成挙手多数です。よって議案第34号は議員案の通り可決され

ありました。当町出身者の思いを大切に、有効に活用すると共に今後も継続して推進されたい。収入未済額が町税276件1,978万6,000円の他に住宅使用料8人130万6,000円となっている。収入未済は自主財源の乏しい本町にとって厳しい財政を更に圧迫することとなっており、税及び使用料などの住民負担の公平性の観点からもその解消に更なる努力をお願いしたい。また、上記収入未済額の内、不納欠損として町税29件137万3,000円不納欠損処分としているが、地方税法第15条の7第5項、滞納処分の停止の要件によるもの1件、地方税法第18条の1消滅時効によるもの28件であります。

8頁から歳出の状況であります。第7表が款別支出額比較表ではありますが、説明を省略させていただきます。以下、構成比の多いものの内容の説明ですが、8、9頁の説明を省略させていただきます。

10頁をご覧ください。歳出全体では前年度より4億1,989万円、率にして10.4%の増加となっています。款別を見ると議会費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費が増加し、その他は減少しております。性質別に決算額構成比を見ると普通建設事業が17.5%、次いで人件費16.9%、物件費12.6%、繰出金12.0%などとなっています。人件費は平成23年度は前年比較額で1,172万9,000円、1.5%の減となっています。職員給料と職員手当等は減少しておりますが、共済費等が増加しています。11頁からが国民健康保険特別会計事業勘定であります。決算係数について誤りのないことを確認致しました。財政事情について収入の説明ですが、会計管理者の説明と重複しますので省略致します。12頁の上が構成比の多いものの内容の説明であります。第2表が款別支出額比較表であります。これも重複しますので省略致します。

13頁中段です。平成23年度の決算状況は歳入歳出差引額が6,826万5,000円で前年度比52.2%増加した。事業面については被保険者の高齢化や医療の高度化が進み、医療費の増加の原因となっているが、特定健康診査事業の実施や、健康づくり運動・健康指導の強化など、諸事業に積極的に取り組んでいることを評価したい。保険税収納未済額が現年度分873万9,000円、繰越分2,871万6,000円、計3,745万5,000円で、前年度より193万1,000円増加しています。また不納欠損金223万2,000円を処分しています。保険税滞納者に対しては、資格証明書12件、前年12件です。短期被保険者証38件、前年46件を発行しています。税徴収率は現年度分95.1%（前年95.2%）、滞納繰越分13.8%（前年14.4%）、合計で83.1%（前年82.9%）と前年に比べると0.2ポイント増加しております。今後も税収納率の向上と収納未済額の回収に努められたい。また、町民のスポーツ教室等の健康増進事業、国保事業の円滑・適正な運営に更なる努力をお願いしたい。

14頁、後期高齢者医療事業特別会計であります。決算係数について誤りのないことを確認致しました。2. 財源事情について。収入の状況は第1表記載の通りであります。先程の説明と重複しますので省略致します。15頁歳出の状況については歳出の99.2%が広域連合への納付金となっています。この事業については、県内の市町村が組織した山形県後期高齢者医療広域連合が財政運営の主体となっており、町の業務としては、保険料の徴収、被保険者の資格管理に関する申請や届け出の受付、被保険者証の交付などとなっております。被保険者数1,285名で前年度より4名減少しております。医療給付費は県広域連合より8億2,507万9,000円給付されていますが、実績割合は一般会計より6,792万5,000円、負担金として広域連合に支出されております。

16頁が介護保険事業特別会計であります。1. 決算係数について 誤りのないことを確認致しました。2. 財源事情の収入について 比較表並びに17頁の支出比較表ではありますが、説明が重複しますので省略致します。17頁中段です。歳入の主なものは国庫支出金1億5,743万円、支払基金交付金1億6,575万5,000円、保険料8,414万1,000円、県支出金8,848万4,000円等で、歳入全体では1.6%の減少であります。歳出の主なものは、保険給付費が大半で前年度比1.9%減の5億6,468万円であります。また基金は前年度3,498万5,000円であったが1,118万3,000円減少し、年度末残高は2,380万2,000円となっております。介護保険料の収入未済額が現年度分11万円、滞納繰越分24万5,000円、合計35万5,000円となっております。内4世帯14件10万円不納欠損処理しているが、何れも介護保険法第200条による時効（2年）によるものであります。包括支援センターによる相談業務や地域の公民館などを利用した介護予防教室や認知症予防講演会などを実施し、努力されていることを評価したい。高齢化社会に向け、高齢者が支援・介護を安心して受けられ、老後に不安のないよう日常の介護活動と制度本来の運用が図られることを期待します。

18頁、簡易水道事業特別会計であります。1. 決算係数について誤りのないことを確認致しました。2. 財源事情について 収入及び19頁の支出比較表についても説明を省略させていただきます。19頁中段です。各

地区の水道管布設工事はほぼ終了しており、長者原、小松、富田地区の石綿管から耐震管への布設替工事により管路破損事故減少を図った。後は維持管理費と償還金の支出となっております。年間有収水量は56万534m³で、有収率94.3%で前年度より1.5ポイントの減少となっている。これは県下でも上位のランクにあります。給水区域内人口は6,139人、給水人口6,098人、給水普及率は99.4%と高くなっている。一戸当たりの水道料金は（家庭用）1ヶ月平均4,320円で、前年度より65円安くなっています。水道使用料の収入未済額が、現年度分で172万8,000円、滞納繰越分が515万2,000円、合計688万円となっております。水道は今更申すまでもなく、町民の最も重要なライフラインであり、「より安全なものをより安定的に」を使命に、企業会計の原則を以て、独立採算の確立に向けて尚一層の努力をお願いしたい。20頁、農業集落排水事業特別会計であります。1. 決算係数について 誤りのないことを確認致しました。2. 財源事情の収入及び21頁の支出比較表については、説明を省略させていただきます。

21頁中段です。歳入の主な構成比は使用料・手数料13.7%、繰入金58%、町債27.6%であります。町債は6,300万円借り入れ、1億4,447万8,000円償還し、年度末残高は18億1,276万5,000円となっております。また基金は32万1,000円増加し、年度末基金残高は852万3,000円となっております。歳出の主なものは、平成22年度に工事は完成し、施設管理費4,326万4,000円、長期債元利払い1億8,340万4,000円などがあります。生活排水の垂れ流しは近隣者にも迷惑を掛けるばかりでなく、生活環境を悪くし、更には清流小国川の水質悪化にも繋がる為、今後も計画的に事業を進めると共に、既完了施設の供用率の向上に更なる努力をお願いしたい。供用の状況であります。定住人口計3,040人、供用人口2,579人、供用率82.8%となっております。また、使用料の収入未済額が現年度分57万8,000円、滞納繰越分99万3,000円、合計157万1,000円発生しているので回収に努力されたい。

22頁、公共下水道事業特別会計であります。1. 決算係数について。誤りのないことを確認致しました。2. 財源事情について。収入の第1表、23頁の支出の第2表の説明は省略致します。23頁中段です。歳入の主なものは、事業収入3,038万3,000円、繰入金9,432万4,000円、町債7,080万円である。町債は7,080万円起し、1億1,774万6,000円償還、年度末残高は17億794万2,000円となった。歳出の主なものは工事が終了している為、維持管理費4,289万8,000円と公債費1億4,768万6,000円だけである。中程の表に生活排水処理施設の普及状況ということで農業集落排水、下水道、合併浄化槽の普及率を提示しました。農集排・下水道・合併浄の計が定住戸数1,914戸、接続戸数1,526戸、普及率79.7%となっております。農業集落排水と合併浄化槽を含む生活排水処理施設の普及率は79.7%となっており、県下35市町村の内、高い位置にあり、他の市町村に先駆けてこの事業に積極的に取り組んできたことを高く評価したい。今後も生活環境の改善、住民の快適な生活と農業用水・特に清流小国川の水質保全の為、計画的、且つ効率的に事業を推進されたい。また、収入未済額が使用料現年度分16万5,000円、滞納繰越分28万4,000円、新設手数料滞納繰越分30万円、合計74万9,000円あり、回収に努力されたい。

24頁からが財産に関する調書について。1. 公有財産。土地については舟形小学校の駐車場及び道路整備に伴う用地買収によるものであります。また減少は宅地分譲に伴う移動です。建物については消防施設の新築によるものです。今後は売却されない分譲宅地や保育所跡地、土地開発基金の土地など未利用地の活用が大きな課題となっております。将来を展望した土地の有効活用について更に努力されたい。平成23年度の移動については土地4,751m²の増。内訳として消防施設138m²の増。学校施設2,456m²の増。道路その他3,089m²の増。宅地854m²の減。その他78m²の減となっております。4,751m²の増で年度末残高は304万3,740m²となっております。建物増加分78m²、内訳として西堀地区の消防施設でございます。差し引き78m²の増で年度末残高は5万3,606m²となっております。有価証券は年度内に移動はなく、7機関1,440万5,000円の残高となっております。出資・出損金も年度内の移動はなく、年度末残高は33機関1億2,871万1,000円となっております。これらは正確、適正に管理されていると認めます。2. 物品。物品については小型除雪機を2台購入、パソコンは8台廃棄処分、リースから13台無償譲渡により5台の増加となっております。校務用パソコンは20台購入しています。3. 基金。(1) 積立基金 平成23年度の一般基金の状況は増加分が8基金で5,489万円、減少分が5基金で7,946万2,000円、差引2,457万1,000円減少し、3月末残高は13基金で13億2,818万6,000円となりました。特に大きく増加したのが庁舎建設基金5,002万8,000円、簡易水道基金306万7,000円などがあります。また大きく減少したのは、減債基金3,168万6,000円、国民健康保険給付基金2,493万6,000円等であります。上記の他に出納整理期間中、庁舎建設基金1億

円、減債基金2,700万円、舟形若あゆ温泉基金400万円が翌年度に繰り越して積み立てされ、決算年度末現在では1億642万8,000円増の14億5,918万6,000円となりました。(2) 定額基金 ①土地開発基金。基金での土地の保有は保育所の歩道用地72.92㎡と八鍬林業跡地1074.09㎡、道路用地413㎡であり、年度内の移動はありません。利子により5万3,000円増加し、年度末基金残高は現金8,572万6,000円と土地1560.01㎡であります。道路用地は本来一般財源で購入すべき物であり、買い戻しをするなど適正に処理されたい。②水田転作家畜導入貸付基金。平成23年度は新規の貸し付けが10頭374万5,000円、償還は3頭174万1,000円とされている。年度末残高は現金で325万3,000円、貸付牛は20頭766万2,000円、合計で1,091万5,000円となっている。229万円が条例で定める5年を経過している。前年度より64万2,000円減少しているが回収にご努力されたい。③乳牛及び肥育牛導入事業基金。平成23年度中に新規貸し付けはなく、年度内の償還21頭、現金で191万3,000円増となり、年度末残高は現金で406万1,000円、貸付牛1頭で10万円、合計416万1,000円で、内滞納分が5頭で31万2,000円だったが全額回収した。④教育振興修学資金貸付金基金。新たに80万2,000円増額され、基金残高は1億657万9,000円となっています。貸付している総数は130名で、内訳は23年度で貸付した者38名、現在運用中のもの83名、返済据え置き中のもの9名となっています。年度末の貸付残高は1,566万5,000円となっております。内6件(4名分)164万6,000円が未納(審査時点)となっております、内長期未納しているもの2件(2名)61万4,000円あるので注意されたい。

むすび。平成23年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出、財産に関する調書についての決算審査の概要は前述の通りである。本年度は一般会計・特別会計合わせた決算額は、前年度より歳入で5.0%、歳出で5.9%増加しています。歳入歳出差引額は2億4,814万2,000円となり、翌年度へ繰り越すこととなった。町税は、景気の低迷が続く、個人町民税と固定資産税が落ち込んだが、法人町民税とたばこ税の増加により前年度比1.2%増加しています。歳入の47%を占める頼みの地方交付税は三位一体の改革により、平成13年度から年々減らされてきたが、平成19年度から増加に転じ、平成23年度は前年比3.6%の増となっています。大きな事業としては町道の改良整備、流雪溝の整備、消雪施設整備、法面防災対策、介護老人福祉施設「ほなみ」19床の増床等の工事がなされた。これらは地域の雇用対策創出、景気対策並びに社会資本の整備を目的とする国県からの補助金によるものである。また、農協や商工会と連携し、園芸産地創出支援、創意工夫プロジェクト支援、プレミアム商品券発行への助成など地域経済振興対策取り組んでいる。また、大雪により除雪費が前年度比34.3%、3,793万8,000円増加しています。住民福祉の向上と町民サービス、諸事業の遂行に鋭意努力された執行各層に敬意を表したい。

今後の予算執行に特に留意すべき事項等については次の通りであります。1. 主な財政指標を見るに経常収支比率88.3(前年85.9)及び公債費比率8.0(前年7.9)、公債費負担比率14.6(前年14.1)の各指標で数値の悪化が見られます。経常収支比率及び公債費負担比率については分母となる臨時財政対策債振替額が1億5,826万円(前年2億2,814万1,000円)と前年比で大幅に減少したことが要因として挙げられ、また公債費比率については、分子となる公債費一般財源譲渡額の減少額以上に分母となる標準財政規模が大幅に減少していることが挙げられます。更に財政力指数については、普通交付税算定にも知られる基準財政収入額の減少及び基準財政需要額の下落が要因となり、近年悪化傾向となっています。その他起債制限比率7.4(前年8.1)及び実質公債費比率14.0(前年15.3)については3ヶ年平均による算定の為、高比率であった平成20年度指標が除外されたことが改善要因となっておりますが単年度指標では前年度比横這いとなっております。将来負担比率92.6(前年103.4)については対前年比で大幅に改善されているものの、財政健全化に向けた更なる努力をお願いしたい。

2. 予算執行に際しては経費節減の面から努力されていると判断されますが、予算額に対して相当割合で不用額が発生しているものもあり、財政の厳しい折、予算編成に当たっては綿密な精査を行い、確度の高い予算措置を講じられたい。予算は議会の承認を得て執行されるものであるから計画された事業が実施されてなかったり、多額の不用額が見込まれる場合は、年度内に減額補正するなど適切に対応されたい。

3. 町税及び各使用料等の収入未済額が6,810万3,000円となっております、更に基金運用の延滞金394万7,000円を加えると総額で7,205万円と多額になっています。内370万4,000円が不納欠損処理されており、極めて憂慮される状況にあります。対策委員会を組織し、戸別訪問を実施したり、水道料金は給水停止措置を講ずるなど、それなりの努力をされているのは認められますが、善良なる一般町民との公平・平等を欠くことにもなるので今後は更に対策を強化して回収に当たられたい。

4. 一般会計から上・下水道、農集排の3特別会計へ繰出金が総額で2億6,842万2,000円となっています。特別会計は会計毎に事情があり、一様にできない面もあるが、既に工事が終了している会計は安易に繰出金に依存した運営にならないよう企業会計的な観点に立って、会計内の財源確保に努力されたい。

5. 学校・公民館・町営住宅など公共建物の安全性については、耐震検査や改修工事を行うなど安全管理に努められておりますが、肝心の役場庁舎について耐震検査は行われたが改修計画がなされていない。建築後相当年数が経過しているので定期的に基金を造成するなど改修計画を検討されたい。以上、決算審査の意見を述べましたが、限られた時間内で、しかも私共の経験不足、技量不足もあり、充実した意見書とは言い難い面もあると思いますが、ご容赦願います。今、国の最大の課題は東日本大震災の復興対策、放射能汚染対策、年金・医療など社会保障関連費用の増加と平成26年度から実施される消費税増税の活用をどうするかという問題です。町内でも少子高齢化が進展し、人口減少による町の活力が失われることが心配されます。今こそ皆で知恵を出し合い、町民参加の安全で安心の生活環境づくりに更に努力されることを要望して平成23年度 舟形町各会計決算審査の意見と致します。以上です。

議長： 報告ありがとうございました。只今上程されました7会計決算等の調書の審査報告についてお諮り致します。認定第1号から認定第7号まで計7議案を審議する為、9名の委員を以て、構成する決算審査特別委員会を設置して審査する方法では如何でしょうか。お諮りします。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認め、9名の委員を以て構成する決算審査特別委員会を設置して審査することに決定致しました。

次に委員の選任についてお諮り致します。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により議席番号1番佐藤勇君、2番奥山謙三君、3番斎藤好彦君、4番佐藤広幸君、5番加藤憲彦君、6番大場清之君、7番野尻益夫君、8番叶内富夫君、9番八鍬太君、以上9名の方を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。只今指名した9名の方を決算審査特別委員会委員に選任することに決定致しました。

続きまして、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮り致します。

5番： 決算審査特別委員会の委員長には議会運営委員長の叶内富夫議員、副委員長には総務振興常任委員長の野尻益夫議員を推薦致します。

議長： 只今5番議員より委員長には叶内富夫議員、副委員長には野尻益夫議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。委員長には叶内富夫議員、副委員長には野尻益夫議員が決定致しました。

決算審査特別委員会に入りますので本会議を12日まで休会することにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認め、本会議を12日まで休会致します。(14:19)

それでは決算審査特別委員長に推薦されました叶内富夫議員より開会と決算審査特別委員長のご挨拶を受けたいと思っております。暫時休憩致します。

平成24年9月13日（木）
平成24年第3回定例議会第8日目
午後1時00分開議 欠席無し

議長： 只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。定例会8日目です。本日の会議を開きます。尚、9月定例会は全員協議会の申し合わせによりまして上着を脱いでも良い事になっておりますので、ご自由にご脱着宜しくをお願いします。

日程第1

議長： 日程第1 平成23年度決算の認定について議題と致します。決算審査特別委員会に付託しました認定第1号 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上7会計について審査報告を求めます。

決算審査特別委員長： 平成24年9月13日舟形町議会議長 信夫正雄様。決算審査特別委員長 叶内富夫。決算審査特別委員会審査報告書、平成24年9月定例会において9月10日設置になりました本委員会に付託審査された平成23年舟形町一般会計歳入歳出決算、平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上7会計の決算について、本委員会は9月10日から12日までの3日間、提示をされた決算書などの内容について町長以下職員の説明を受け、これらについて慎重に審査した結果、認定すべきと決定致しましたので、会議規則第76条の規定により報告を致します。

議長： 只今の委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑無いとの声がございます。これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから認定第1号から認定第7号まで7議案について採決します。認定第1号から認定第7号まで7議案について議員案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第42号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（5号）について議題と致します。事務局朗読。

総務課財政管財班長： 朗読説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。挙手多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第40号 舟形町教育委員会委員の任命について議題と致します。提出者の説明を

求めます。

町長： それでは議案書の9頁お願いします。

議案第40号 舟形町教育委員会委員の任命について。次の者を舟形町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号 第4条第1項及び第4項）の規定により同意を求める。平成24年9月6日提出 舟形町長。氏名、木島広人。住所、舟形町堀内71番地。生年月日、昭和50年6月18日、当年37歳であります。提案の理由、前任者の坂上洋氏が平成24年9月30日を以て任期満了により退任するため、後任の教育委員として任命するため提案をするものであります。又、任命にあたっては、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないという地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、木島さんを任命するものであります。この委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないという事項であります。これは平成20年4月1日に法律の改正があり、当該市町村の教育委員のうち、未成年20歳未満の子女を持つ保護者が1名以上居なければならないとなりまして、この条項に基づき、今3人のお子さんを持っている木島さんを推薦すると。木島さんは戸沢村出身であります。東北学院大学法学部を卒業後、1年間ほど民間会社に勤務されたようであります。ご縁がありまして平成12年堀内の東光寺 木島家に弟子として入所された方であります。以来、県内の寺院そして大本山總持寺で修行を研鑽。平成16年に東光寺の副住職、そして平成19年6月からは東光寺の住職として今現在勤めております。木島さんは、先程言った通り3人のお子さんを持つ方です。まずなんと言っても、木島さんは一般人から仏門の道を目途にして修行を積み上げた姿勢、或いは行動力というものを高く評価したいと思います。そして、その能力、或いは具現力というものを舟形町教育行政の推進に是非発揮してもらいたいということでもあります。木島さんは温厚篤実、人格高潔な方で、現在舟形町の青少年育成推進員としてご尽力を頂いておまして、最適任者であると思いますので、議会の皆さんからのご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

質疑無しの声がございます。これを以て質疑を終結致します。

これより討論を省略し、議案第40号を採決します。議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第41号 舟形町教育委員会委員の任命について議題と致します。提出者の説明を求めます。

町長： それでは議案書の10頁お願いします。

議案第41号 舟形町教育委員会委員の任命について。次の者を舟形町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号 第4条第1項）の規定により同意を求める。平成24年9月6日提出 舟形町長。氏名、太田二三男。住所、舟形町舟形903番1地。生年月日、昭和22年1月10日、65歳。提案理由、舟形町教育委員会委員の太田二三男氏は平成24年9月30日に任期が満了するため、引き続き当人を教育委員会委員として任命するため提案するものであります。太田さんは平成20年1月1日付けで舟形町教育委員に任命された方です。平成20年1月7日、教育委員長に任命されまして今現在に至っております。20年1月1日、当時の教育委員の残任期間ということで8か月を勤め、20年9月に通算4年8か月の中において最大の教育課題でありました、小学校の統合の実現を始め、学校なり家庭地域の連携、或いは学校教育と社会教育の連携推進など、終始一貫変わらぬこの教育理念の基にご尽力を頂いております。太田さんは温厚篤実、しかも人格も非常に高潔な方です。これからの舟形町の将来、小中一貫教育など将来を見据えた教育行政の推進のため、太田さんのその識見と能力を今後とも遺憾なく発揮して頂くため、引き続き教育委員に任命申し上げたいと思いますので、議会の皆さんのご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。

8番： 太田二三男さんは今まで教育委員長として大変優れた人です。私もこの人事には同意致します。ただ、太田二三男さんの住所について確認したいと思います。舟形町舟形903の1地、これで間違いありませんか。この辺確認します。

町長： 間違いありません。

議長： いいですか。

8番： 3番1地ってあるんですか。普通、番地になって1とならないのでは。

町長： 戸籍を確認しておりますので間違いありません。

8番： 分かりました。

議長： 他にありませんか。

(無しの声)

無いようですので、これを以て質疑を終結致します。

これより討論を省略し、議案第41号を採決します。議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 委員会付託審査の審査報告を議題と致します。最初に請願第3号 少人数学級の推進など、定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書の提出を求める請願について大場文教民生常任委員長より報告をお願いします。

文教民生常任委員長： 平成24年9月13日舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 大場清之。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次の通り決定したので会議規則第93条の規定により報告します。受理番号 請願第3号。付託年月日、平成24年9月8日。件名、少人数学級の推進など、定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書の提出を求める請願。審査結果、採択。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

それでは、これで質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから請願第3号を採決致します。請願第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。挙手多数です。請願第3号は採択することに決定致しました。

続きまして、請願第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願について野尻総務振興常任委員長より報告を願います。

総務振興常任委員長： 平成24年9月13日舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 野尻益夫。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次の通り決定したので会議規則第93条の規定により報告します。受理番号 請願第4号。付託年月日、平成24年9月8日。件名、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願。審査の結果、採択。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

無いとの声がありますので、これで質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから請願第4号を採決します。請願第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。挙手多数です。請願第4号は採択することに決定致しました。

ここで文書作成、又、配布のため暫時休憩を致します。

それでは一旦、休憩室の方に入って頂きたいと思います。(13:26)

議長： それでは休憩前に復し、会議を再開致します。(13:31)

只今、意見書提出の件で発議による意見の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、

追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。

追加日程第1

議長： 追加日程第1 発議第4号 少人数学級の推進など、定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について議題とします。大場文教民生常任委員長、報告をお願いします。

文教民生常任委員長： 発議第4号 平成24年9月13日舟形町議会議長 信夫正雄様。提出者、舟形町議会議員 大場清之。賛成者、舟形町議会議員 斎藤好彦、同上 叶内富夫、同上 佐藤勇。少人数学級の推進など、定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について上記議案を別紙の通り、舟形町議会会議規則第13条の規定により提出します。提案理由、社会状況の変化により学校は1人1人の子供に対するきめ細かな対応が必要である為、国及び政府に対し強く要望するものです。この意見書の案についてはお手元に配布しております。朗読は省略させていただきます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから発議第4号 少人数学級の推進など、定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、発議第4号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

追加日程第2

議長： 追加日程第2 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について議題と致します。野尻総務振興常任委員長、報告をお願いします。

総務振興常任委員長： 発議第5号 平成24年9月13日舟形町議会議長 信夫正雄様。提出者、舟形町議会議員 野尻益夫。賛成者、舟形町議会議員 佐藤広幸、同上 八鍬太、同上 加藤憲彦、同上 奥山謙三。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について上記議案を別紙の通り、舟形町議会会議規則第13条の規定により提出します。提案理由、子育て・医療・介護など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立する為には、いち早く今年度の予算を確保することが必要な為、国及び政府に対し強く要望するものです。この意見書(案)についてはお手元に配布しております。朗読は省略させていただきます。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、発議第5号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第6

議長： 日程第6 閉会中の所管事務調査報告を議題とします。野尻総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長： 平成24年9月13日舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 野尻益夫。所管事務調査報告書、総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について下記の通り報告致します。7月4日、役場3階会議室において総務課から庁舎の耐震化について、まちづくり課から西堀地区の女神の丘や縄文の炎まつりの進行状況について、産業振興課からねぎ選果場の稼働状況について、地域整

備課からは若あゆ温泉地区の災害復旧工事の状況について、それぞれ説明を受けた後、現地調査を行い、問題点などの検証を行った。

(1) 庁舎の耐震化工事については来年から2年かけて工事を行う予定だが、大地震の際には倒壊の危険があると診断されている。特に庁舎屋上の塔屋やコンクリートや螺旋階段の劣化が激しく、近付くことさえ危険な状態であるので早期着工すること。

(2) 縄文の女神に関しては入口の整備や特産品の開発が遅れているので早急に対応を行うこと。

(3) ねぎ選果場については有効的に活動させる為にも、作付面積の拡大が図られるように、ねぎ価格の安定化対策や長期的な経営安定化対策など、更なる行政の支援策を確立すること。

(4) 若あゆ温泉地区の災害復旧工事は概ね順調に進んでおり、温泉客に影響が出ないように配慮し工事を進めること。以上報告します。

議長： 只今の野尻総務振興常任委員長の所管事務調査報告について質疑を求めます。ありませんか。

(無しの声)

無いものと認め、質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから閉会中の議会運営委員会の所管事務調査報告を採決します。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定致します。

日程第7

議長： 日程第7 議員の派遣について議題と致します。事務局朗読。

事務局： それでは朗読致します。議員派遣の件、平成24年9月13日。次のとおり議員を派遣する。

一、最上郡議長会町村議会議員研修会。(1) 目的 研修会参加の為、(2) 派遣場所 戸沢村中央公民館、(3) 期間 平成24年10月12日、(4) 派遣議員 議員全員。

二、県議長会町村議会議員研修会。(1) 目的 研修会参加の為、(2) 派遣場所 山形ビックウイング、(3) 期間 平成24年10月15日、(4) 派遣議員 議員全員。以上です。

議長： それでは質疑を行います。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑を終結致します。

討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから議員派遣の件を採決します。只今朗読したとおり議員を派遣することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。議員の派遣については議案のとおり可決致しました。

これを持ちまして9月定例会に付された事件は全て審議終了致しました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受け致します。

町長： 一言ご挨拶申し上げます。まず、平成24年産米の放射性物質検査の結果について報告申し上げます。本日午後1時、山形県農業技術普及課で検査結果の公表がありました。旧市町村単位での検査箇所でありまして、舟形町では旧舟形村、旧堀内村の2箇所です。玄米を検体にして検査したところ、いずれも安全が確認され、出荷自粛が本日9月13日付けを以て解除された旨の報告がありましたのでお知らせ申し上げます。

さて、平成24年9月の定例議会9月6日から8日間に亘る長い日数の中での審議でありました。この中には平成24年度一般会計、特別会計に関わる補正予算、更には23年度のそれぞれの会計の決算審議、加えて単項議案を含めて17件の案件につきまして、満場一致、ご決議賜りまして、まず以て御礼申し上げます。この23年度の一般会計を含めた7会計、全会計黒字決算で結ぶことができました。その中で特に地方交付税のうち特別交付税、これは過去最高の額でありました。3億1,459万1,000円、対前年度伸び率40.7%、額にして9,082万4,000円の増になりました。この中には、東日本大震災に関わる特殊財政

4,886万6,000円が算入されておりますが、従来分の特別交付税におきましても、2億6,572万5,000円で対前年度18.8%伸び、4,195万8,000円の額となりました。しかしながら、一方の普通交付税であります。対前年度で0.9%の減になりました。18億4,662万8,000円、額で1,646万8,000円の減額になりました。この傾向は今年度の24年度分についても736万9,000円、対前年度減額が確定致しております。従って、今年度も含めて普通交付税の在り方、毎年のように不透明感があります。引き続き財政難を予測して、一つは財政の収支均衡、二つ目は財政構造の弾力性、三つ目は行政水準の確保と向上、四点目が行財政運営の効率化、五点目はその公正化、六点目が長期財政の安定、この六つの行財政運営の基本原則を引き続き順守して参りたいと思います。

さて、9月6日、西ノ前土偶が正式に国宝に指定されました。従って、縄文の女神はこれから未来永劫、舟形町の宝物になる訳であります。西の前に暮らした私たちの先人の皆さん、厳しいこの生活環境の中にあつて、支え合いながら助け合う心、絆づくりを大切に知恵と創造、そして切磋琢磨を礎にして、当時の心豊かな暮らしを作り上げた私たちの先人の想い・メッセージを心新たな町づくりの大きな弾みにして参りたいと思います。

いずれにしましても第6次舟形町総合発展計画、或いは過疎計画、3年目に入っております。その計画を着実に具現化していく為、町民の皆さん、議員の皆さんのご提言・ご意見を踏まえて新たな課題というものを社会情勢の変化、緩急性を十分に勘案しながら舟形町の発展・活性化に努めて参りたいと思います。尚、今議会議員各位から賜りました意見・提言につきましては、課長等会議で精査・協議をして財政、或いは緩急性を重視しながら執行して参りたいと思います。

議員の皆さんには、今後とも更なるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして、御礼を込めた一言ご挨拶にさせていただきます。8日間に亘る審議、本当にありがとうございました。

議長： 以上をもちまして、平成24年第3回舟形町議会定例会を閉会致します。(13:47)

8日間に亘る長い間ご苦勞様でございました。ありがとうございました。